

第9回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時 平成14年4月11日(木) 午前10時から午後4時45分まで
開催場所 長野県庁講堂
出席委員 宮地委員長以下14名全員出席

田中治水・利水検討室長

お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から第9回長野県治水、利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

皆様、おはようございます。年度始めていろいろな意味でお忙しいと思うのですが、ご出席を頂きましてありがとうございました。本日は全員ご出席、遅れてお出でになる方もございますけれども、有り難く思っております。第9回の検討委員会の開会に先立ちまして、ちょっとご挨拶申し上げますけれども、ご存知のとおり、浅川部会も砥川部会も両方とも非常に精力的に部会でご審議頂いたことございまして、それには、両部会長始め、検討委員会からもお出かけの皆様方、本当に毎週毎週のご苦勞を心から感謝しております。本日は部会からのご報告を受けまして、砥川の方は前にご報告を頂いておりますけれども、浅川の方からのご報告も頂きまして、委員会において、これからの審議を、或いは答申をどういうふうに持っていったらよいかという話を審議して参りたいと考えております。それから浅川、砥川以外の部分につきましては、黒沢川、郷土沢、上川、この3河川につきまして、特別委員の選考が終了を致しました。今日ご報告をすることができると聞いております。しかも緊急に3部会の初会合が予定をされておる状況でございます。それから残りの4河川につきましては、また答申の時期を踏まえて、今後取り扱いを明確にしていきたいと考えておりますが、何分、今、差し迫った問題がございますので、今日そこまでは入れるか分かりませんが、それを念頭において参りたいと思っております。今日は今年度最初の委員会でございますけれども、特に浅川、砥川の方針について、いろいろご審議を頂きたい、こう思っております。簡単でございますが、ご挨拶と致します。どうもありがとうございました。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員は14名中13名でございます。条例の規定によりまして、本部会は成立致しました。松岡委員、ご都合ということで、朝1時間ほど遅れるというご連絡頂いておりますので、お知らせしたいと思います。これから議事に入って頂く前に、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第です。それから資料、右肩にございますけれども、資料1として浅川部会の報告。資料2ですが、これは前回、お配りしてありますけれども、砥川部会の報告ということで、お配り致しました。それから、資料3として、検討委員会資料ということで、部会等の名簿を綴ってございます。それから資料4の1ですが、財政ワーキンググループからの報告ということで、1枚のペーパーです。それから資料4の2としまして、基本高水算出方法の主要な問題点とその解析方法についてということで、基本高水ワーキンググループからの報告です。それから最後になりますが、浅川部会の内山特別委員からの資料ということで、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、委員長、議事の進行の方、お願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、承知致しました。それでは、最初に本日の議事録の署名人を指名致します。今回は五十嵐委員と高田委員をお願いを致しますが、よろしゅうございましょうか。お願い致します。それでは、まず報告事項がございますので、先に報告をさせていただきます。まず、幹事会の方から、3部会、黒沢川、郷土沢川、上川、この委員についてご報告をお願い致します。

青山幹事長

それでは、3部会の特別委員の選考の経過等につきまして、ご報告させていただきます。委員さんにお

かれましては、資料の1、2、3、黒沢川、郷土沢川、上川、3つの部会の委員名簿をご覧頂きながらお願いしたいと思います。前回、3月27日の検討委員会の終了後、委員長と3部会長、そして、事務局ということで、お集まりを頂きまして、特別委員についての選考につきまして協議をさせて頂きました。その協議の中で基本的な考え方としましては、浅川なり砥川部会での特別委員の選考にほぼ準じた考え方でよろしいのではないかなというご意見で、まとまりました。そして、それぞれ委員長、3部会長、そして事務局から意見書に基づいて、意見書を読んで、優秀というか、委員として相応しい意見の方を先ず選んで頂くという、こういう作業をした次第でございます。その結果、黒沢川につきましては、委員長、部会長、事務局が選考した候補ということで、28人が候補に挙がりました。それから、郷土沢川につきましては、19人が挙がりました。そして、上川につきましては、29人が候補ということで挙がった次第でございます。そして、その候補の中から、お手元の資料にございますように、更に絞り込んだ特別委員ということで、ご理解頂きたいと思っております。それでは、その絞り込んでいった経過について申し上げますが、まず第1点は、委員長、部会長、及び事務局の3者が選考した候補者を最優先、これは前回も同じでございましたが、3者が選考した候補者を最優先しました。それから、その次、2者選考した候補者をその次の優先順位にしました。それでは、特別委員をどのくらいの数にするかということでございますが、おおよその目途としまして、浅川なり砥川でやりましたように、その意見書の中を分類しまして、ダムが必要、ダムが不必要、その他と、大きくは3つに分かれますが、その応募者人数を考慮して、特別委員の人数を決めたという、その結果が、お手元に配布してございます。委員さんということでご理解を頂きたいと、このように思います。それでは、続けて、資料の4、5でございますけれども、幹事関係でございますが、一番最後の6ページを見て頂きたいと思っておりますが、4月1日の人事異動に伴いまして、幹事が新しく変わっているところもございまして、これからこういう幹事の体制で委員の皆さんを補佐していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。只今の報告2つございまして、部会の方の構成と幹事会の方の話がございまして、部会の方について、いかがでございましょう。

宮澤委員

今、ご説明があった訳であります。もう一度確認をさせて頂きたいのですが、まずメンバーの決定でございますが、これに事務局というのは、幹事会なのか、事務局なのか。事務局が何で入ってきたのか。最終的な決定を下すのは知事だということで条例はなっているはずであります。今、総務部長の説明によりまして、知事という任命のところはひとつも出て来なかったのだけれど、これはどういふところからこのように条例が曲がってしまったのか、そこをまずご説明を頂きたいと思っております。

宮地委員長

いかがでしょう。お願いします。

青山幹事長

事務局ですけども、これは、土木部と政策秘書室、要するに事務方の案ということでご理解頂きたいと思っております。最終的には知事が決定したことございまして、その決定する過程の中で、部会長、委員長のご意見を聞いて、先程申し上げましたように、候補者を選んで頂いて、そして今申し上げましたような選考の考え方に基づいて、選考案を委員長、部会長の方にお示しをしまして、微調整の上、最終案をもう一回、委員長、部会長の方にお示しをしまして、そしてその案で知事が最終的に決定したと、こういうご理解を頂きたいと思っておりますけれども。

宮澤委員

ちょっと、私の理解とは違うのですが、そうすると、最終的に部会委員を選んだのはどなたということになるのか、それから私は事務局というのは室長以下が事務局、それから幹事会というのは、政策秘書室長をトップとした幹事会が当たると、こういうふうに理解を今までしていたのであります。後で申し上げますが、今回は総務部長だということでありまして、そこら辺の職務権限も庁内でどうな

っているのか、それも後で説明をお聞きしますが、若干、ちょっと事務局というものがどういう段階で、どういうふうに入って来るのか、それも全員の状況をよく分かっている事務局なのか、どうなのか、そこら辺も含めて、部会長のところには黒塗りで、名前も職業も何も示されない。事務局といわれる、今、政策秘書室と治水・利水検討室の職員については、それも全部分かっている人間がいつの間にか、それも選択の中の発言する場所になってきた。ここら辺のところは今まで、この委員会に対して、説明は一度も無かったと思うのでありますが、そこら辺のところ、明確にお答え下さい。

宮地委員長

よろしゅうございますか。

青山幹事長

まず、先程申し上げましたように、意見書を読んで頂いて、候補者を挙げて頂くという、これが第1段階の作業であります。その際につきましては、固有名詞的なものは黒く塗って出しております。それは秘密保持という地方公務員法上のいろいろな問題がありまして、これは浅川なり砥川もまた同じでございます。それが第1段階でございます。そして、その後、選んで頂いた後で、その中から最終的な候補者を絞り込んでいくという、そういう作業に入っていく訳です。最後には、委員長、それから部会長には、最終的に名前を付けた特別委員の名前ということで見て頂いて、そしてそれに基づいて、先程申し上げましたように、委員長、部会長の了解が得られましたので、知事に判断を最終的にして頂いたという、こういうことでございます。

宮澤委員

委員長、ちょっと私よく分からないのですが、まず事務局が発言をする、どの程度選択に絡むのかここら辺の判断のところは、事務局が全部の作業をしている訳ではありますが、その事務局が自分で選択するメンバーの意見を持つということは、今まで幹事会との在り方の説明の中では、非常に不可解だと私は思うのです。第1回目の時にはそれが分かりませんでした、無我夢中で。しかし、今回の時に同じ手をおやりになられたということになれば、第1回目の委員の選択について、部会に対して、こういうふうの説明しました。こういうこともこれからこういうふうにさせていただきますということの、やはり説明はあって然るべきでありますし、事務局がそのメンバーを選ぶ時の選択に入って、検討委員会でそのことを認知してあるのかどうか、私は認知していないと思うのです。そのことについても、ご答弁を頂きたい。これ重要なところなのです。その後の審議の中で、非常に部会長は大変苦しむ状況になります。それから、こここのところが残念でありますけれども、こここのところが検討委員会で突っ込まれていない現状もございます。やはり、プロセスだけはしっかりしてもらわないと、やはりこれは大事だと私は思います。これは県の憲法であります条例に基づく検討委員会であります。その委員の選定の仕方について、部会の選定の仕方についてのそのような判断は誰がしたのか、検討委員会では残念ながらしてございません。そこら辺のところもう一度、答弁をお願いします。

宮地委員長

はい、お願いします。

青山幹事長

我々は基本的な考えなのですが、事務局という立場なのですが、知事を補佐する機関なのです。そうすると、知事が特別委員を任命するということになっていますよね。そうすると普通の場合でしたら我々補助機関が案を作って、知事に上げて、知事に決断してもらえばよい訳なのです。他の審議会の委員を選ぶ場合でも、全部そうなる訳です。但し、この特別委員の選任に当たっては、委員長なり部会長が決まっていますから、その部会長の意見を聞いて、そして、知事の、我々補助機関としての意見も併せながら、最終的に決定して頂いたという、こういうことでございます。従って、決して事務局が単独で突っ走ったとかではなくて、それぞれ皆さんの、部会長なりの代表者の意見を聞いて、最終調整をして、候補者が決まったということですから、我々としては、検討委員会の皆さん意見を最大限に尊重して、最終的に特別委員を決めたと、こう思っています。

宮澤委員

これ入り口で大事なことなのですが、今の総務部長の説明からしますと、今までの幹事会はお手伝いするのだということで、幹事会と事務局がいつの間にか一緒になってよく分からないのですが、要するに、事務局というのは、どこが担当していて、誰が責任者で、その都度こういう時には誰が出て来るのですか。そこも私よく分からないし、検討委員会の皆さんもお分かりになってらっしゃらないと思うのですよ。そここのところをもう一回、一つ一つ県民に分かり易くお話して頂きたい。それと今まで幹事会というものはどういうものかということを書いていた言葉と今の言葉をよくよく考えてもう一度ご答弁をお願い致します。

青山幹事長

事務局というのは、幹事会とは違う訳ですよ。要するに知事が任命する訳ですよ。それを補佐するという意味で、具体的に申し上げますと、治水・利水検討室と政策秘書室と一緒に、今まで事務局という形でやってきた訳ですよ。今回も同じですそれは、はっきり申し上げます。それは知事が任命する任命権を補佐する仕事をやってきた訳です。今度、幹事というのは、委員を補佐する立場なのです。だから、この委員会に対しての立場なのです。今は知事の任命権に対して、我々が知事を補佐して、事務補佐をしたということです。そこははっきり区分して、私どもは考えております。

宮澤委員

委員長、そうしますと、今お答えになられている総務部長というのは、どういう立場で今お答えになっていらっしゃるのでしょうか。

青山幹事長

今の私の立場というのは、事務局の代表として答えています。

宮澤委員

委員長、事務局の代表というのは政策秘書室とそれから治水・利水検討室と、この2つが事務局だと言われたのが、今回は総務部長まで事務局になるのですか。

青山幹事長

私は今回、総務部長という立場であります。幹事長を引き続いてやるという立場で、今回引き続いております。それは総務部長という立場は、県政の一般行政ということも私の職務に入っていますから、今回、その問題につきましては、引き続いて、経過があったものですから、私が引き続いてやると、こういうことでございます。それで事務局という立場と2つあるのではないかと、確かにある訳ですよ。総務部長という知事を補佐するという立場でもある訳ですよ、私は。だから事務局と幹事というのは、先程申し上げましたように、2つに立場が分かれる訳です。確かに、おっしゃる通り、たまにはごっちゃになる場合もありますけれども、そこは少なくとも区分して、私どもやっているつもりです。

宮地委員長

いかがでしょう。

宮澤委員

よく分かりませんが、ここでその論議をしていても、私と総務部長の2人でやり取りしていてもあれでございますが、補佐するというお言葉ございましたけれども、総務部長という立場は長野県の人事を含めての、それぞれの立場にある訳でございます。それぞれ全ての長野県の職務機能を全部有する立場にあるというふうに、私は検討委員の立場でございますが、そういうふうに思う訳であります。その時に、総務部長という大変重い立場、これがある時は知事を補佐する事務局という形になってしまいますと、何か私聞いておまして、ちょっと違うのではないだろうか、こういうふうに思います。ここでそのことについては、止めておきます。以上です。

宮地委員長

いろいろご意見もございましょうが、いかがでございましょう。最終的には、これは知事が任命したと私は理解しておりますが、そういうことでいかがでございましょうか。

宮澤委員

そうすると今委員長が言われた最終的に知事が任命したということは、今の特別委員を任命したと、そういう意味ですね。

宮地委員長

はい、勿論、そうですね。

宮澤委員

特別委員を知事が任命したと。

宮地委員長

だと思います。

宮澤委員

だと思いますではなくて、条例には書いてあるのですね。委員長、条例には、知事が任命することになっている。

宮地委員長

そうですね。

宮澤委員

再度、私言いますけれども、事務局という立場の人が、特別委員を選ぶというポジションをしているのかどうか、このことについては、私はこのまま、議論を残します。それと選び方については、少なくとも検討委員会のメンバーに、こういう選び方でやりますということは、やはり議事録に残すべきだと、ということはそれなりの説明をすべきだと、私はこういうふうにも考えます。

宮地委員長

ご意見として承りました。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。結果的には知事が任命した特別委員の名簿、本日も報告致しまして、ご承認を得たいということでございますが、よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございました。それでは、今の話で、幹事会の方からのご報告を終わります。それでは次に報告事項に入っていく訳ですが、ワーキンググループのご報告ですが、実は基本高水と財政の方、両方考えておったのですが、基本高水の方、実は松岡委員がまだ1時間くらい遅れるとおっしゃいまして、少し後回しにして、財政の方、先にお願ひすることできましようか。お願ひいたします。

五十嵐委員

それでは、財政ワーキンググループの報告をしたいと思ひます。資料の中に4の1というのが入っています。それをちょっと参照して下さい。その上で私の方から報告致します。本日までに砥川及び浅川、浅川については今日正式に報告されるでしょうけれども、以前に部会報告が出ております。結論だけ言いますと、両論併記になっておりまして、財政ワーキンググループとしては、その双方について、財政的な検討を加えるべく努力を致しました。しかし、ダム建設案以外の代替案について、私なりに財政ワーキンググループの人たちと読み合わせ致しましたけれども、基本的にどのような代替案なのか、今のところ鮮明ではありません。少なくとも財政について具体的に数字を弾けるような案とはなっていないというのが、私どもの理解であります。それで改めて、この代替案についてもう一度、部会で検討して頂けるか、或いは、別の方法で検討して頂けるか、そうでない限り、財政の数字を挙げることは困難であります。財政ワーキンググループで、いろいろディスカッション、協議した結果、是非、検討委員会全体でお願ひしたいことがありますけれども、少なくとも、代替案について、どのような具体的姿になるかについて、この検討委員会で土木部河川課の方に全ての意見を表しながらおおよ

そ代替案と思われるものはこういうものであるということを確認して頂いて、その案でよろしいと、部会、部会長で判断してもらうことになるかもしれませんが、よろしいということであれば、その代替案に基づいて、財政的な検討を加えるということにさせて頂ければ、というのが第1点であります。今のところ、そういう訳で、本日はその財政的な個別の報告をすることはできない。できれば、この次5月2日ということで予定されておりますので、5月2日以前に、具体的な案を財政ワーキンググループに提示して頂きたいというふうに思います。なお、くれぐれもお願いしたいのは、後でまたこういう具体的な代替案で駄目であるということを言われますと、いわば何回も繰り返すことになりますので、これは確定案として財政ワーキンググループの方に出して頂ければというふうに思います。そういう形で見ますと、なお不鮮明なところも部会報告の中にあるようでありますので、今日できるだけ、具体案にして頂きまして、それに基づきまして事務局、事務局だと言葉があれになるかもしれませんが、土木部河川課の方で、それに基づいて案を出して頂きたいと、そういうことです。第2点、財政ワーキンググループだけでも処置に困るといって案が沢山出てきておりまして、皆さんの意見を聞きながら、改めて財政ワーキンググループでも検討したいという項目があります。これが2番目の問題であります。今、念頭にありますのは、両論、部会報告に現われている両論につきまして、技術的な検討を加えた上で、財政的な数字を弾くことは、いろいろな意味で可能です。しかし、今から申し上げますことについては、皆さん方のご意見を承りつつ、可能な限り努力するしかないという事態ですので、その事態について申し上げます。一つは、両部会報告の一案は、少なくともダムを造らない案であります。ダムを造らないということになりますと、ダムを造らないことによる様々な費用というものが発生致します。一つは既に受領し、使用している国庫補助金について、返還するしかないという論理的可能性があるのだろうかというようなことが一つあります。2番目には、利水者負担金という問題がありまして、これについての処置をどのようにするかということでもあります。3番目は建設工事不履行になると、それに伴う工事会社に対する補償等の問題が出て参ります。その他、いくつか課題であります。これらは何れも可能性としてここに項目掲げておりまして、非常に具体的に言いますとその場にならないとなかなか確定できない。また極端に言いますと、訴訟等によります判決文によらない限り、必ずしも明確にならないというようなテーマも含まれておりまして、こういう費用についてどの程度まで財政ワーキンググループとして計上すべきなのだろうかという問題が第1点であります。第2点は、これは両部会でも絶えず議論されておりますけれども、要するにダムを造った場合、第1番目はダムを止めた場合ですけれども、ダムを造った場合の費用というのもございます。当面維持管理費用もありますし、ちょっと先を考えますと、浚渫等も不可避でありますし、最終的には堆砂によって、ダムが満杯になった場合、それについてどのような対応をするかということを考えますと、膨大な試算が必要でありますし、従来の土木部を含めた私どもの知識の中には、計算した例はほとんどないというふうに思われます。こういうものを一体どのように考えたら良いのだろうか、ということが2番目であります。3番目は基本高水、後で検討して頂くと思っておりますけれども、基本高水の考え方の技術的な水準だけではなく、社会的費用というのがあります。ある種の基本高水の変動によって、仮にその間災害等発生した場合に、どういう費用として見積もるべきであろうかというような問題がございます。或いは、これにもう一点加えますと、費用対効果とよく言われますけれども、ある種の費用を投下したことによって出てくる効果というものについてどのように算定したら良いかというような問題もございます。実はここに上げられている項目というのは、およそA案、B案、代替案を遥かに桁違いで上回る金額の領域に入る可能性ありまして、これはどのようにしたらよいかということについて、おおよその合意が無いと財政ワーキンググループとしてもなかなか作業進めることができない。仮に作業を進めるとしても、かなり抽象的な結論しか得られないという問題もあるということでもあります。是非、今日この検討委員会で、財政ワーキンググループについてこういう問題について、どのような方向で考えるというようなことを皆さんで議論して頂いて、指示を頂ければというのが、第2点であります。第3番目でありまして、ご承知のように、これは一度財政ワーキンググループとして報告してありますけれども、ご承知の通り、長野県の財政試算によりますと、県財政は極めて厳しいという状況があります。両案ともいずれも費用がかかるものでありまして、これをひとつひとつ財政の論点から掲げていった場合に、合計9つある訳でありまして、これを合算するとかなり大きな費用になって参ります。率直に言いますと、長野県の現在の財政状況から見ると、それを実現すると、どういう案であろうともかなり困難な問題も起こり得るというふうに想像されます。こういうことを全く考えないで、非常にメカニクに数字だけを提示すればよいのか、或いはそういうことを考えて財政ワーキンググループとして何らかの評価を付けて皆さんの前に提出するかについても、

皆さんの意見を頂ければ有り難いということです。最後にもうひとつ、手続きの問題について私の意見を述べさせて頂ければと思います。幸か不幸か、いろいろな偶然が重なって、財政の報告が今言いましたように、極めて遅れております。およそ、部会でA案、B案を作る時に、本来ならば財政的な論点も加味して、両案を検討すべきではなかったかと私は思います。財政以外にも場合によったら、その他環境といった問題もまだ残っているのかもしれませんが、今回、こういう財政ワーキンググループの検討結果をここに出した場合に、もう一度部会に差し戻さないで、部会での検討すること無く、ここでこのまま検討委員会で審議を続けてもらっているのか。或いは、財政的な論点を踏まえて、こういう結論でありますということ部会に戻して、その上でまたもう一度意見を聴いて、検討委員会で検討するというのがあるのかどうかについてもご判断頂ければ有り難いということです。非常に抽象的な問題提起でありますけれども、本質的な問題でありまして、非常に大きな論点を含んでおりますので、是非皆さんのご意見を聞かせて頂ければ有り難いと思います。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。非常に財政の話というのは、それに突っ込んでいきますと、大変難しい問題があるようでございますが、他の財政ワーキンググループの委員、補足とか、ご意見ございませんでしょうか。そうですね。竹内委員いかがでございますか。そうすると、今のことについて、各委員の方からご意見を伺いたいと思っておりますが、まず第1番目にありましたのは、浅川、砥川とも代替案が明確になっていないと、こういうご指摘がございました。この辺について、部会でやるか、どっか別のところでやるか。手っ取り早いのは、検討委員会が代替案の骨子を考えて、それを事務局の方に案を作ってもらう。そういうご意見も出ましたけれども、まず第1に部会の方ではこの辺、どういふふうにお考えでございますでしょうか。浅川の案の説明が済んでいない段階なのですが、浅川、砥川の方、両方あると思いますが、その辺について、五十嵐委員、財政ワーキンググループからのご意見についてどうお考えか、ちょっと、はい。

石坂委員

部会のご報告をさせて頂くなかで、お願いしようかと思っておりましたけれども、部会報告の終わりに触れてありますが、部会の中で特に代替案、代替案という言葉がよいのか分かりませんが、治水、利水対策案を作るに当たって、やはり、基本高水の問題でどういう結論を出していくかということが、部会としての最終結論が出せないまま部会を終わることになりました。砥川も同じだと思います。ですから、その結論が出ないで対策案が立たないという事情の中で、部会が終わっている訳ですので、浅川部会の中では、最終部会でこういう形で部会を終わってよいのかということで、多くの皆さんが部会の議論の継続を望まれました。私は知事、委員長から3月末を一定の目処にという要請がありまして、お約束してある関係上、3月末までの議論の到達点についてはご報告せざるを得ないということをご了解頂きまして、報告を出した後、部会を継続するのか、終わるのかということは、最終部会でしたので、ちょっと本意ではありませんでしたけれども挙手で採択を取りました。その結果、ご欠席の方もおりましたので、人数が多いか少ないかということはいろいろ意見が分かれるところかと思っておりますけれども、具体的には5名の方が部会の議論の継続を望まれました。ただ、多数であったかということ、9名の方が終わることよいかということ、終わらせて頂いたのですけれども、その時の私の部会の特別委員の皆さんへのお約束として、部会が終了した後も、今あるお話なのですけれども、治水、利水対策案をどういう形で決定するのか、基本高水をどうするのか、具体的にどういう対策がとられていくのかということについては、検討委員会の検証の結果を何らかの形で特別委員の皆さんにお返しをしたり、説明をしたり、ご意見を聞く機会を持つということをお約束して終わっておりますので、今の五十嵐委員からの問題提起と重なるかと思っておりますけど、検討委員会としてもその辺をまたご議論頂きたいと思っております。

宮地委員長

今の基本高水の問題とも絡んでいて、その辺は検討委員会の議論に委ねたと、こういうことでございますかね。ちょっと言葉足りないかもしれませんが、はい、砥川の方、お願い致します。

宮澤委員

今浅川の石坂部会長おっしゃられたように、砥川の現状はこの前ご説明したとおりでございます。五十嵐委員の方からもお話がございましたように、この問題それぞれ戻して、再度、特別委員の中にはまだ議論したいという方もおいでになられるかと思えますけれども、基本高水の問題が常にネックでございました。ですので、やはりこの財政上のいくつかの問題を、私も部会長でありながら、財政ワーキンググループの一員として、なんとか財政的なものをこの2つの中に入れようと思いましたがけれども、そこまでに至りませんでした。ですので、そこら辺のところも含めまして、今日、高橋部会長代行を始めとして、まだ皆さん方にも何にも今のご提案に対して、ご相談をしていない訳でございますけれども、さて、これを部会に持って行って皆さんに財政ワーキンググループに答えられるような状況に部会の総意がなるかというのは、甚だ私としては自信の持てないところでございますので、今の状況では、先程五十嵐座長の方からご提案ありましたような状況で、推移をさせて頂くということしかないのではないだろうか、こんなふうに思うところでございます。

五十嵐委員

後で浅川の方から、具体的なのが出ますが、例えば遊水地、有力な総合的治水対策の一つとして提案されています。その場合に具体的にどの土地にどの程度の遊水地を造れば、総合的治水対策になるのかならないのかということ架空シミュレーションして、検討委員会で書いてよいのかどうかというのが一つです。言葉で出ているのだけれども、具体化する時にかなり大胆な裁量とか、判断を入れないと計算できないという部分もありまして、それはお任せ頂けるのかどうかというのがひとつです。2番目に、石坂部会長のお話ありましたけれども、そういう独断を入れてやった時に、もう一度、部会で皆さんに説明し、意見を聞くというような形が言われておりますけれども、物理的に次回、5月2日、その次5月9日です。最終的には、恐らくその前後位に最終答申になるのでしょうか、手続き的に間に合うのかどうか。2番目にこの案でない、実際上、自分達の言っている代替案はこういうものではないだろうというようなことが出てきた時に、それはどこでフィードバックするのかどうか、予め決めておかないと混乱しますので、時期はいつ頃するか、この案についてはここで確定するか、最終的にはどこで持つのかということをはっきりして頂きたいということです。

松島(信)委員

今の具体的なことがもうちょっと明確でない、財政的に分からないと言われたことと、砥川の宮澤部会長、浅川の石坂部会長、基本高水のことでそこまできけないのだということ、私はたまたま2つの部会に出てあって、その状況はまったく同じ。ですから、今遊水地の問題より、それは決めるのはそんなに難しくないと思うのですが、基本高水が議論沸騰していて、基本的に従来の国が決めた方法をとるのか、それとも住民が非常に強く主張していた例えば、既往最大流量を中心に考えて、具体的に分かり易い方法をとるのか、というようなことで真っ向から分かれているので、それがちゃんと決まらなければ、結論がずっと出ていかないのですよね。ですから、そのところが最も今の財政ワーキンググループから出たことのスタート点になるかと思えますが。

五十嵐委員

少し議論を整理したらよいと思うのですが、少なくとも部会報告からは2つの案がそれぞれ出ている訳です。これを検討委員会でみまして、基本高水に関して、いわばある種の合意を調達して、1案に絞って財政的な検討をするというのが一つの方法です。もうひとつは、それは見解の相違であって、埋めないで、財政的観点からいえば、それぞれの案を固定して、A案はA案、代替案は代替案固定して、基本高水に触れないで、それぞれの案を試算するという方法があると思うのです。私自身は基本高水で合意して頂ければ非常に有り難いのですが、議論の状況を見るとなかなか難しいと思う。とりあえずは、基本高水に触れないで、今の言っているそれぞれの案の前提となっている基本高水の案に基づいて個別に財政的な検討を加えたい。それを逆に言えば持ち寄って頂いて、それが基本高水の議論にも逆に反映するという形にしないと、入り口でこっちが決まらんと全部決まらんと、それは永遠に恐らく決まらんのではないかというふうに思っております、とりあえず私としては、発想逆転ですね。各々分けてしまって、各々想定したものについて試算して、こちらに反映して、それをどう扱うか最終的にここで決めると、そうしたいというのが意見です。それにしても代替案についていうと、まだ非常に不明確なところが多い。特に浅川は不明確だという感じなのです。

宮地委員長
はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

基本高水だけではなくて、浅川部会なんかは地質の問題が入っている訳ですよ。ですから、浅川部会での基本高水の問題というのは、要するにあの地域がダム建設には向かない、むしろ危険だから止めて欲しいという意見で、そういう意見が非常に強かった訳ですよ。そしてその中で浅川部会で相当の時間を使って、あそこの地質の問題というのを松島(信)委員に調べてもらったり、浅川ダム地すべり等技術検討委員会から来てもらって、話を聞いたり、それに関する意見も聞いたりというように形で相当地質の問題というものが、非常に深刻だというふうに私は浅川部会で聞いていました。ですから、そうなるかと結局両論併記となりましたけれども、むしろダムができないところではないかと私は思っておりますので、単に基本高水だけで話をするのではなくて、やはり地質の問題というのも考慮する必要があると思いますし、それは検討委員会でやらざるを得ない。それから砥川については、私は議事録を読みましたらば、砥川でも同じような問題がある、それもしか積み残されているということなのですね。ですから、基本高水、基本高水というけれども、やはりその地質の問題というのも残っているので、並行して考えていかなければいけない。しかもそれは部会ではできないことから、やはりこの検討委員会で、その問題をもう一回諮ってみる。浅川部会に出ている特別委員の人は浅川部会での地質の問題について、相当揉んだということは分かりますけれども、それ以外の検討委員の方はそれに出いていませんから、どういうことがあったのかお分かりにならないだろうと思います。砥川部会においても地質の問題が取り上げられて、そのまま片付かないでずっときているというのは、議事録を読んで見ると分かったのですけれども、そういう部会に入っていないので、そこら辺のところも良く分からない。ですから、やはり基本高水だけの問題ではないのではないかと思います。

宮澤委員

委員長、砥川部会、一つの答えが出ておりますので、私の方からこのことについての部会での経過と、そのご意見を言った方がよいと思ひまして、それで宮地委員長に先程当てて頂いたと思ひますので、もっと突っ込みたいと思ひますけれども、私の方では砥川部会は、様々な論点を検討致しました。検討致した中에서도、それぞれ結論が2つに分かれたということでございます。道半ばと見るか、それぞれの人達のご主張がもう固まっています、それに対する返答が無かったと、こういう状況にあるか、どう取るかはそれぞれの検討委員の委員の皆さんによって違うと思ひますけれども、私は、報告書の2ページにもございますように、部会の全員のご意見、その中ではっきりと2つに意見としてはまとまりました。ここだけは全員でございますので、ここだけはご理解頂きたい。ひとつは想定氾濫区域、流域に関して、そこから出ているのは全員で4名でございますが、その4名の皆さんを含めた6名、これは280の従来のカバー率100%で見える見方でやって頂きたいという意見でございます。それからもうひとつは河川法に規定されております河川整備計画を立てた際、意見を徴収するという地元の行政の代表の意見、これは最低で280ということでありまして、それともうひとつ、残りの特別委員5人と、過去の降水時の取水量から基本高水を決めるべきであると、こういう意見でありますので、この意見ははっきりしている訳でございます。私は財政ワーキングの方に、この2つの意見の中で、結論を出して頂くという方向で試算をして頂いても、部会の一人として反対する人はないのではないだろうか。私はこういうふうに考えます。

石坂委員

基本高水の検証にどうしても関わってくるのですが、藤原委員の意見も含めてですが、今の河川砂防技術基準(案)により、貯留関数法で計算する場合でも、採用する降雨パターンと使うデータによって、同じ計算式に当てはめてもかなり差が出てしまうところから、100年に1度予想される雨の時、どれだけの水が出るのか、洪水が予想されるのかということについて、議論が分かれています。結論から言いますと、部会の場合、450 m³/s、治水基準点で基本高水という計画で進んできた訳でございますけれども、その450 m³/sというのが、どんな角度から検討しても、かなり確率が高いものであり、決定的なものであり、日量130 mmの雨が降れば、本当に450 m³/s出るのだということにな

れば、どんなに危険な地すべり地帯、地質の問題があってもそこにダムを造って止めなければならないということに結論としてはなる訳です。しかし、そんなに出ないということになった場合に、危険を犯してまで、危険な地すべり地帯にダムを造ることが住民の安全を守ることによりベターなのか、それともそういう危険を犯してのダム建設をしなくても、100年に1度の予想される雨の時、他の対策で十分なのか、そういうところに結論がいく訳ですので、どちらが先ということではないんですけど、基本高水の問題については、総合的な判断という、その総合的のもう少し具体的な中身を、長野県の問題になっております各流域に当てはめて検証していくということはどうしてもやって、そこでの納得のいく結論というを出していけないと、どうしても絶対に450 m³/sが出るのだということになれば、考えていかなければいけない問題である訳なのですよね。そういう関係として安全性の問題や流域全体のいろいろな変遷がある訳ですので、今の到達点、今の取り得る対策というものを考えていかないと、ちょっと堂々巡りになりますけれども、具体的な代案、代案と言われましても、実際に100年に1度と言われる、100年確率の雨が降った時に予想される洪水の量は、これなのだという信頼性の持てる基本高水の設定というのが、やはりポイントになってくると、私はそう思います。

宮地委員長

石坂部会長にお尋ねしたいのですが、その辺の議論はこの検討委員会でやってくれということでございますか。

石坂委員

部会の議論がもう少し続けられれば、検討委員会とのキャッチボールの中で、部会の特別委員の皆さんが思っている考え方ですよね、その考え方を検討委員会での検証を経て、返して頂き、先程五十嵐委員の方からも、こういうものではなかったとか、こういうものなら私達の思いと一致するのだというような議論を経て、部会としての一定の方向は出していくことは可能かと思えますけれども、今それを言っても、もう部会としては一応終結しておりますので非常に難しい訳ですから、但し方法はあると思います。私はこの検討委員会でも、当初の議論の中で確認してきたキャッチボールという部分を是非短い期間の中かもしねませんけれども工夫して頂くことによって、その辺がクリアーできれば、部会の皆さんが部会の議論の継続を願ったということもそこにある訳ですので、是非、検討委員会として、検討委員会の今後の運営と議論の中で、部会の皆さんが継続を願って、その継続の理由として主張したことを受け止めて活かして頂ければ、というのが私の意見です。

宮地委員長

まず、検討委員会の中でやって、その結論が今までの部会の考え方の中に収まっているかどうかということは後で判断して、いろいろなことをお考え下さると、そういうことで、よろしゅうございますか。

五十嵐委員

そういうことを曖昧にしないで欲しいのですよ。仮にもう一回部会に戻して別の意見が出たらどうするのですか。永遠に終わらない。少なくとも、県議会の状況等を見ますと、限度という。

宮地委員長

あの2つの案の中なら選んで頂いて構わないと、そう言っておったですね。そういうたまたま浅川の方も漠然としておりますが、ああいう話の中に収まるような議論に、この検討委員会がなればよろしい訳でございますけれども。

石坂委員

そういう点では基本的には砥川と同じです。曖昧模糊としている訳ではなく、ダムを造らなくても総合的な対策で治水ができるのではないかと、それは100年に1度予想される雨が、450 m³/sではないのではないかとこのところからきている訳ですので、その検証をして頂いて、返して頂ければ、そんなにまったく違う方向にいくとか、議論沸騰とか曖昧模糊とかということではないと私は思います。

宮地委員長

その辺りかがでしょう。はい、どうぞ。

高田委員

宮澤砥川部会長言われたので私はよいと思うのですが、もうひとつ我々技術屋から考えて、安全ということ、もうひとつ安心ということがあると思うのです。それで、砥川の場合はダムありの河川部分改修と河川改修で余り無理しないで、なおかつ大きな水を流せる断面をつくと、そういう形をとるのがよいと思います。B案の内容はそういう解釈でよいと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。確かに問題は、基本高水が今ポイントになっていますが、確かに財政の問題、森林もあるし、地質の問題もあると思う。但し、そちらの方は比較的意見がはっきりしておりますね、議論の対立している内容が。ところが基本高水の方はワーキンググループのお答えにも、もっとよく聞きたいというような話もございまして、話が段々いきますと、やはり基本高水ワーキンググループのレポートを一度聞いてからの方がよいように思うのですが、いかがでございましょうか。たまたまちょうど遅れておられました松岡委員もお見えになりましたので、そのレポートに入って、後から浅川の報告も頂いて、今から全体のことを、結局今日の話はそういうことで、これからの検討委員会の議論の持って行き方の方向を決めるということが一番ポイントだろうと思っておりますが、そういう話の進め方はいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それでは、基本高水のワーキンググループの方から、大熊座長、ご報告、お願いします。

大熊委員

はい、基本高水をどう決めるのかというところは大変悩ましいところであるのは、河川砂防技術基準(案)というのが昭和51年に作られて未だに20数年経っても案であるということに大きなひとつの問題があるのかと、私は感想として感じております。私の今日そこに出ている資料は松岡委員の名前が載っておりません。出発点の考え方のところで、松岡委員と我々の考え方が異なるということでございまして、私と高田委員の名前のレポートになっております。松岡委員からはその出発点の違いのところから後でご報告頂きたいと思えます。基本高水を算出する上で一番大きな問題点はそこに書いてありますように、ひとつの計画規模を設定して、それでいろいろなことをやって計算した結果が大変幅の広いものであると、浅川の場合は、そこに書いてありますように最小が226 m³/s、最大が440 m³/sで約2倍の開きがある。砥川に関しては99 m³/s、最大が276 m³/sということで、約3倍の開きがある。こういう中でどれをどう選んだらいいのかという、客観的に選ぶ方法が今まで無かった。今までは財政的にも余裕があり、できるだけ安全であればよいだろうということで、所謂カバー率100%ということで、一番大きなものを取ってきた場合が非常に多い。勿論、カバー率が80%位のもの、或いは、既往最大で基本高水を決めた事例もございまして、それぞれどういう判断でそれを選んでいるのか、ちょっと詳しくは分かりませんが、ともかくほとんどの多くの川が100%をとってきたという現実がございまして。ただ今、ご覧のように長野県で基本高水のカバー率100%をとった河川で様々な問題が発生しているというのも事実です。日本全国においても、北は北海道の石狩川から南は九州の川辺川ダムの問題まで、途中、長良川にしる、吉野川にしる全て基本高水が高すぎる、高すぎないという議論で問題が沸騰しているというのが、現在の日本における河川工学の現状であるということは認識せざるを得ないというふうに思っております。ここの中で、それではカバー率100%を取らない方法も方法論としてひとつ有り得るだろうと、それを100%でない場合にどういふふうに60%を選んだらいいのか、70%を選んだらいいのか、80%を選んだらいいのか。確たる選び方がない訳ですね。その選び方として、こういう方法論もあるでしょうというのが、私が今日提示するもので、既に浅川部会、それから前回の検討委員会でも若干お話し申し上げました。要は今までの基本高水を計算する時に、過去の実績降雨パターンを確率規模まで引き伸ばすということにひとつの大きな問題点がありました。それは降った降雨継続時間を固定しておいて、計画雨量まで引き伸ばすということでございまして。例えば、浅川の場合には1日雨量で、130 mmが100年確率ということで、これが基本になっている訳ですけれども、現実問題としては、例えばその下に事例1として書いてありますけれども、11時間で65 mm降った雨を11時間で130 mm降っているという形に引き伸ばして、雨を降らせて流出解析していると、その結果が440 m³/sという大きな値になっている訳ですけれども、これを新たな確率を考えたみたら

もっと違うものになるのではないかということで計算した結果が例えば、後ろの5ページの継続時間と総雨量の確率曲線です。これは試しに計算して頂いたもので、点線の上の方は、長野気象台の事例で、継続時間の例をとってあります。それから三角印で直線になっているのは、これは100年確率です。点線が200年確率、いずれも長野気象台です。なぜこういうことになったかと言いますと、長野気象台に関しては、時間雨量のデータがすべてございます。ただ、それ以外の、この浅川流域の全体の平均雨量を計算しているのは、朝の9時から次の9時までの9時9時の時間雨量しかないといったデータの問題がございました。ということで、とりあえず時間雨量のある長野気象台の事例で、12時間、24時間、36時間、48時間のそれぞれの確率線を引いて頂きました。今、我々がティーセン分割において、流域平均雨量で分かっている1日130mmという100年確率、黒丸で点を打ってありますけれども、ここの点を通る確率線がどんなものなのかを想定したい訳ですけれども、今、長野気象台から得られた結果を使ってね、多分概ねこれに平行に引いてよいだろう、離れることはないだろうということで、引いてみた訳です。これがそのティーセン分割における100年確率線になる訳です。そうして見まして、先程のように11時間で130mm降ったものはどういうものになっているのか、10番というところですけども、現実には11時間で65mm降ったものを11時間で130mm降ったと、上の方に引き伸ばした形になっている訳ですね。こういうものはこれから見ると、100年確率を大きく超えるものではないかということで、こういうものを棄却して、ある程度幅を狭めて、それで考えたかどうかというふうに思っているところです。同じようなことを砥川についてもやりました。昨日、基本高水ワーキンググループの議論を5時から8時半、9時くらいまでやりました。その時に様々な意見が出されて、この確率線の評価の仕方についても、いろいろな議論がございました。例えば、流域平均雨量で見た場合の確率線は、一番上の点線のものが、ほぼ100年確率に相当するものではないかといったようなご議論もありました。それも、データがすべて揃ってきて検証されれば、そういうこともあるかもしれません。ただ、今現在与えられているデータの中では、それは立証することはできないということがひとつ問題点としてあります。また仮に、この一番上の点線のものが、流域平均雨量に対する100年確率の線であるとしたら、確かに、その11時間で130mm降るといのが、100年確率であるということになりますけれども、そうすると、24時間でこの線では156mm降っている、それも100年確率ということで、これを前提とした形で、24時間、156mmという雨を降らせて、それで計算していくことになるだろうというふうに思います。そういったことになると、今1日130mm降るという前提で全てやってきたことが、全部ご破算になる、元に戻ってしまいますので、今、現在は今まで与えられたデータの中から、こういう判断をする以外に、私はないだろうというふうに考えております。ともかく、1日130mmという雨量を前提として考えた時に、11時間で、130mm降るといったような雨は、やはり、100年確率を大きく超えるものであるというふうに考えております。そういうことで、同じようなことを砥川についてもやりました。結論と致しまして、4ページ目のところをお聞き頂きたいのですけれども、基本高水の最終案というものは、私はこの雨量の計画規模以外に、既往の洪水、それから河川改修の進捗状況、ダムサイトの安全性、環境への影響、財政、それから地域住民の意向、そういったものを総合的に判断して、基本高水の最終案が決められるべきであると考えております。ですから、基本高水ワーキンググループはそういうものを考える為の素材として、例えば、こういう案も基本高水の方法案としてひとつの有力候補になりますよ、ということをご提案申し上げるというふうに理解しております。それで、この基本高水ワーキンググループとしては、今100年確率で、浅川に関しては1日雨量130mmというものを前提として、砥川に関しては、2日雨量248mmという雨量を前提として、その中で考えていきたいと思います。今申し上げましたように、継続時間を固定しておいて、それぞれ130mm或いは248mmに引き伸ばした降雨というのは、今の前提に立つと、100年確率でなくて、もっと大きな確率になっているものであるということで、そういう大きなものは棄却しましょうと、いろいろと勿論、雨量、流量の測定にも誤差やなんかありますから、そういったことも踏まえられますけれども、極端なものを棄却して残ったもので判断してみようということです。そういう中で我々としては、ダムあり案であれば、既に、提案されている基本高水案が良いと思いますし、ダム無し案でいくとしたら、その目安となる案としては、そこに書いてありますように、浅川に関しては、34年8月降雨型で算出された326m³/s、砥川に関しまして、平成5年8月降雨型で算出された214m³/s、これを基本高水を決定的といたしますか、とりあえずこれを目安として、重要な方法案として、これを前提としてダム無し案を考えていくということで、我々としてはご提案申し上げたいということです。この2つの浅川、砥川で我々が提案している案というものは、従来の河川防砂防技術基準(案)で示されているカバー率60%から80%というも

のも満たしております。また既往洪水の実績、砥川に関しましては、平成11年6月の降雨ですが、あれでおおよそ実績としては、痕跡から計算して、160 m³/s だと言われておりますけれども、そういうものを包含しておりますし、それから浅川にしても、昭和34年の降雨パターンで計算した330 m³/s といったような降雨、想定される実績、洪水規模とほぼ同じであるといったようなことで、概ね妥当な値なのではないかというふうに考えております。ということで、ダム無し案を考える時の目安として、330 m³/s 程度、或いは、浅川に関しては330 m³/s 程度、砥川に関しては200 m³/s、或いは210 m³/s 辺りをひとつの目安として、これで財政ワーキングでご検討頂ければ有り難いというふうに考えております。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。高田委員もご連名でございますが、ちょっと後回しにさせて頂いて、松岡委員の方から、これに対してちょっと、ひとつのワーキンググループとしてのメンバーとしてのご意見があると思いますが、どうぞ。

松岡委員

どうも、今日は遅れて参りまして、申し訳ありません。昨夜のワーキンググループでも散々話しましたので、あまり繰り返すようなことは致しませんが、ポイントだけということによろしいでしょうか。

宮地委員長

むしろ、ここではちゃんとお話し頂いた方がよろしいと思います。繰り返しているのは、ワーキンググループでございますので、検討委員会ではちゃんとお話し頂いた方がよろしいと思っております。

松岡委員

こういう流出解析に使う雨を従来の既往最大主義から、確率最大主義というところへ移ってきたという河川管理の流れの中で、そのデータを蓄積して、それを統計的に処理して、その確率でやっぴいこうという流れの中での話なのだと思います。その中で24時間雨量と、先程も大熊座長から出ましたけれども、24時間雨量と1日雨量、9時から9時までの、1日雨量、その辺の1日雨量に対しては9時から9時までということで、同じ理解です。24時間雨量ということについては、24時間の物差しで24時間以内に降った総雨量、その年最大値、年最大24時間雨量というのは、年最大24時間連続雨量なのか、年最大の24時間以内の雨量なのかと。そういうことで、24時間の物差しをずっと探していくと、その中であるものは18時間、あるものは17時間、10時間降って休んでまた7時間降った内のどこら辺までずらせば、24時間で最大になるかというようなのが、年最大24時間雨量というデータなのだろうという、そのへんの理解が、もしかしたらずれがあるかもしれません。そういうところで時間が間に空白があるとか、短いという、その辺をどこら辺に線を引くかということになるかもしれません。けれども、少なくとも24時間、年最大24時間雨量で100年確率を求めるといふ時のデータというのは、そうした途中で切れようが、ちょっと短かろうが、24時間以内で、最大の雨量は、総雨量はどうなるかということでプロットしているというふうに私は理解しております。地点雨量というのは、観測所の位置の雨量なんですけど、そこも例えば、50年、60年というふうな話になりますと、昔は24時間雨量でとれていまして、また繰り返しになりますが、9時から9時までのバケツでみるというニュアンスになります。それから段々マシになってきますと、今でも8年くらいしか、浅川の上の飯綱観測所もまだ経っていませんけれども、そういうところは時間雨量で細かく測れる様になって、そういうところが混在しているので、一番レベルの低いところと言いますが、9時9時で合わせざるを得ないというのは、そういうことがあって、ティーセン分割ということで、流域平均雨量を求めるといふことなのです。一般的に雨というのは、前線なのか、台風なのかいろいろ専門的なことはございますけれども、一般的には、総雨量としては、平地の方が山地よりは少ない傾向は強いと思われる。そういうことがありますと、ある地点雨量といふのと、その流域平均雨量と比べる時の地点雨量といふのが、平地なのか山地なのか、ということ考えた時に、最終決定を下すには、ある程度その推定に妥当性といふのでしょいか、そういうものが必要だと思えます。先程の大熊座長の5ページのこのグラフで、ティーセン分割における100年確率雨量と、つまりティーセン分割しているということは、これは流域平均値だということになります。信濃町や戸隠もやっているのか、そういう何か所かの平均値、流域平均値になります。そうすると、山

に近い方は大きい値であろうと。平地の方は多分小さ目の値であろうと。その平均値をとっているなどということは、ある程度常識的には判断できる。その細かいデータというのではないという話で、先程大熊座長も言われましたけれども、今のところはしょうがないというお話なのですが、他の方のものなんかも参考にして、平地と山地と別々のデータで参考にするのとどのくらい違うかみたいなことも考えることが必要になってくる。そうするともう少し、黄色線は紫の線の100分の1、これは地点雨量なのですが、そこで平行線を引いた形で引かれている。これがもう少し、1割くらいは上がる可能性があるという昨日の話の中では、それはとんでもないという話にはなっていなかったと思います。また、これは長野気象台のデータをとっております。これは100分の1の確率雨量で、24時間とか36時間とか48時間とか、それぞれの時間、先程、年最大24時間雨量というのは24時間の物差しで、ずっとずらしていきながら、間に空白があろうがなかろうが、その24時間で足して、一番大きいやつというのをプロットして求めてきているのではないかという話をしたのですけれども、そういうもので求めてあります。そういうものと9時から9時までということになりますと、同じ地点でも9時から9時までのデータと、そうした24時間最大でみますと、24時間最大の方が1割くらいは大きいところが大半だということになる。そうすると、この線は上の方に上がっていくだろうと、そういうニュアンスです。最終的に断定してこうだと言うには、そういうことも配慮して頂かないと、私も一緒にそうですねというふうに言い難いと、この表題が基本高水算出方法とその解決方法ということですから基本高水を算定する方法が間違っていると言えばおかしいですけど問題点で、結論は、問題だからこの流量になるというようなニュアンスで、そうすると、440ですか、浅川ですと、そういうふうなのはおかしいという話になるのであれば、ちょっとニュアンス違うなど。この表題で出ていきますと、きっと見る人も、ある一つとして、こういうのもあるよというニュアンスではなくて、県はこういう問題のある方法でやっているから、440は相当問題なのではないかというふうに、大半の方は皆さんもきっとそういうふうに読まれると思うのですが、そういうこともありまして、いろいろな意見があるということは、この委員会で最終的にどれをとればよいと、ただこの440を出したやり方が問題だというふうには、この図から断定するには、私は一緒にそうですねというふうにはならなかったと、そういうことです。それから、例えば貯留関数法でやると波形が違う、降雨波形が違っていると、結局、流出量も違ってくる。流出量は降雨波形だけでなく、前期降雨があったか、なかったかとか、そういうことも大きく効いてくるので、いろいろなことが効いてきてしまうので、どちらに効くかは私もそちらの専門ではありませんので、分かりませんけれども、2倍、3倍については私自身も、きっと委員の方も計算結果に同じ雨の量で2倍も3倍も差があるのか、実際にはどうなのだという疑問をお持ちなのではないかと思うのです。本当にそんなふうになるのか、実情に合っているのかしらという、ご疑問もお持ちだと思うので、もしその辺のこと、私も本当にそんなに違うのかというのもあれですので、浅川は流量データをご存知のように整理されておりませんので、近所の流域で、もし降雨データと流量データを、10年なり20年なり、無ければもう少し少なくとも仕方が無いですがけれども、そうした似たくらいの雨でもどのくらい出るのかとか、雨が多くても少なくしかでない時があるのかとか、そんなような実情を近所の実情が合ったら、県の方でもしデータをお持ちでしたら、何かの機会に言って頂きますと、もう少しクリアーにいろいろなことになってくるのではないかと思います。そんなところが。

大熊委員

まず表題が問題であれば、昨日言って頂ければ、表題に関してはいくらでも変えたのですが、表題について議論しなかったのです。

松岡委員

意図として、そういう意図かと思ったので、今までの流れの中で、そういう流れの中で来ておられるのだと、私が思ってしまったといえば、私の申し訳ないところでございます。しかし、実際にそういうのを見て、そう思った人も沢山いるということも事実です。

大熊委員

私は最初から申し上げたように、松岡委員からも何度も言われましたけれども、例えば、今までカバー率100%を選んでいったというも、何の根拠が合って、100%を選んでいったのかと、これもなかなかある意味ではただ安全であれば良いという感じで取っていたと思うのですが、逆に例えば、7

0%だとか、80%取る時に、どういう論拠でもってそれをとればよいのか、それより上のものをどういう方法論で棄却すればよいのか、その棄却方法をできるだけ提示したかったという、それを松岡先生に言われて、その方法論を一生懸命考えてきて、その回答のひとつだにご理解頂きたいのが一点です。やはり今松岡委員がおっしゃられたのは、無いデータの議論がある訳ですね。私は今まであるデータの中で議論して、こういう方法論があるのではないかということをご提示申し上げているのであって、やはり今無いデータで議論するとなるとまた方法が違ってくるだろうと。確かにですね、先程もちょっと言いましたけれども、この5ページのところで、一番上の点線のものが、もしかしたら流域平均雨量の継続時間に対する100年確率を与える線なのかもしれない。それは可能性としてゼロとは言えないと思います。それはデータが揃ってきたら、これが本当にそうかどうかということが分かってくるだろうと思います。もしそれで正しいとしたら、恐らく、例えば、この10番のもので11時間で130mm降るというのが、これが100年確率で、440 m³/s という値が出ている訳ですけれども、そうすると例えば、24時間で156mm降らせたなら、24時間で130mm降らせたものは3番に相当していて、これが326 m³/s ですね。24時間で150mm降らせれば、恐らく400 m³/s 超えるでしょう。という意味では私が提案しているように、計算結果がこれに則って計算すれば、かなり幅が狭まってくるだろうというふうには私は理解しているのです。こういう方法論で今までのように2倍、3倍なんて開きがあったのが、恐らくこういうことでやっていけば、幅がぐっと狭まってきて、選定し得る、選定するのにずっと楽になるのではないかというふうには私は考えているのですね。ただ、残念ながら今本当にこれが、この点線のところが流域平均雨量でして、100分の1、200分の1なのか、今現在確定はできないですね。ということで、結局今我々に与えられているのは、1日130mm というその100年確率を土台として議論する以外に方法が無いのではないかというふうに考えています。

松岡委員

先程の2倍、3倍のもの、もしあるかどうか、今ないのか聞いて頂ければ、2倍、3倍で結構開きが大きいので、同じ位の雨でもどうなのだ、近くの流域で委員の皆さんが、そんなの実際にあるのかという疑問をお持ちだと思うので、あるならば示して頂きたいし、無いならばしょうが無い。

宮地委員長

それはどうなのですか、ご返事できますか。

大熊委員

結局、他の周辺のあと残っている7流域に関しても、結構幅があった訳ですよ。計算結果が。

松岡委員

実際のどのくらいかというのが知りたいと思うのですが。

宮地委員長

お願い致します。

幹事(河川課)

これは浅川の隣の裾花川というのがございまして、そこに奥裾花ダムというのがございまして、そこで既に流量観測をしております。今データ、そんなに沢山無いのですけれども、平成13年の豪雨と平成12年の豪雨の記録がございまして、まず平成12年9月の10日から13日に雨が降っておる訳でございすけれども、雨はだらだらと長く降っておりますけれども、その内の任意の24時間、これは、9月の11日の7時から12日の朝の7時まで、最大24時間ということで、71mmの雨が降ってございます。その時に奥裾花ダムに流入した流量は44.98 m³/s、約45 m³/sの流入がございす。一方、これは平成13年の8月4日から5日の洪水でございす。これは任意の24時間の雨量でございすけれども、時間は、ちょっと時間がはっきりあれですけれども、3日の20時くらいだと思います。20時から4日の20時くらいまでで総雨量が61.2mmの雨が降ってございまして、この時の奥裾花に入りました流入量が143.6 m³/s、約144 m³/sということでございす。この辺みますと、60mmと70mmという少し違いがありますけれども、60mmから70mmの総雨量に対して流出してきた数字が、144

m³/s と45m³/s ということで、これをみますと同じような雨でも降り方によりまして、出て来る量というのは、2倍から3倍、これでいきますと3倍弱ですけども、そういった流出というのは自然の中では有り得るというふうに考えております。

大熊委員

今の話だけでは、ちょっとやはり我々理解できないので、例えば24時間で71mm 降っている、片方も24時間で61mm 降っているという訳ですけども、例えば、最初の数時間でどれだけ降っているのかというパターンを見せて頂かないと、今そういうふうに口だけで議論されてもちょっと分からないので、その降雨パターンをすぐにコピーして回して下さい。降雨パターンが理解できれば、今のご議論納得致します。

幹事(河川課)

分かりました。

宮地委員長

ご用意頂けますね。確かに私も伺っておりまして、雨の継続時間というのが、一つの大きな問題になっているようでございますね。その辺の話だと思いますが、このワーキンググループの話は初めて、かなり突っ込んで聞く訳ですが。

大熊委員

高田先生のご意見も。

宮地委員長

高田委員いかがでしょう。

高田委員

今もありましたが、一定の雨に対して、降雨パターンというのは、決定的な流出量、流出結果をもたらすと思います。大熊座長が言われたこの最初の話、100分の1確率と200分の1確率というのは、まったく同じ雨、降雨パターンの場合だったら、せいぜい2割くらいしか変わらない訳です。ところが、こういう形で砥川では17洪水、浅川では10洪水ほどのパターンで2倍、3倍違うと、これは決め手にならないですね。ですから、河川砂防技術基準(案)、あれには、本文の中に囲みの記述、それは非常に大事な事が書いてある。その下に付帯条項的に、こういう基本高水を決める時には慎重にやって下さいということが、ちゃんと書かれています。極端な降雨パターンをとったり、極端な値にならないように気を付けなさいと、その中でカバー率に関しても60から80%くらいをとれというのではなくて、言外にそれくらいが本当の値ですよというようなサジェスションが入っている訳です。ですから、100%のカバー率というのは、この確率計画規模を決めるより、遥かに大きな影響力を出すという点に基本高水の決め方の大きな矛盾というか、無理がある。それで今大熊座長が言われたように、極端な場合を外して行って、それを除いた内の大きめの値をとるといって、そういう方法しかないと思うんですね。ですから、流出解析自体の信頼性、こういう複雑な自然現象、雨の降り方、山の保水性、流出特性、森林の状況含めたものを、4つの定数を決めて計算するということに、大きな単純化と割り切りがあると思うのです。それを使う時に、非常に極端な値にならないように気を付けると、現実離れしないようにしなさいということが、これを決める時一番大事だと思います。それで大熊委員が作られたこのレポートというのは、私は無理が無い内容だと理解しております。以上です。

大熊委員

逆にですね。私は松岡委員に聞きたいのですが、あなたとして基本高水はどういうふうにするか、松岡委員の方からの提案を逆に聞きたいということになるんですね。

松岡委員

提案というか、私はその流出解析の専門家ではありませんので、県がいろいろ、何というか、国土

交通省もそうですけれども、専門家といいますが、どうしても技術屋さんで、例えばこう言うと失礼ですけど、転職して3年、4年というところの人と、ずっと研究してきた分野の人との間には、やはりいろいろな意味での見方にしろ、データの蓄積量にしろ差があると思います。ですから、そういう日本全国も含めて、そういうところのデータをお持ちの方々と相談したり、ご指導頂きながらやってきているであろうと。それが河川砂防技術基準(案)の範囲内でやっているであろうと思われるかと、私、全部細かく調べた訳ではありませんし、砥川の方は本当にほとんど知らないといってもよいぐらいの知識しかございません。今度、転職になってしまわれました米山課長の10分の1も知らないと思います。いろいろなことをとにかくやっておられますので、そういうことで、特に恣意的にやっていることはないであろうというふうに考えて、そういう今の私のような姿勢になっている。私自身が、先程高田委員も言われましたけれども、降雨と流出について非常に造詣が深ければですね、長野県はこういう特徴があるからこうなんだと本当は申し上げられるんですけども、私程度のせいぜい、24時間雨量がどうだとか、その一般的な常識位の範囲内の専門知識しか無い者から、これだなんて、なかなか提案し難い。そういうことですから、流域の管理に対して、責任のあるところが、ある時期、ある時点において、専門家達を集め下した方法、それがだんだんデータなんか蓄積されてきて、更に次の改定の時期が迫っているかいないかというのは、また別の話なのですが、そういう決めたところでやっているルールに対してそこから外れないようにいくつかのチェックをしてやっていると。時間雨量でチェックすると、隣の流域とどうかとか、いろいろとアバウトなものではありますが、いくつかのチェック項目あると思います。今データの少ない中でそういうチェックをやりながらきているというふうには思えるというか、判断できるので、特段、そのやり方が間違っているとは思わないという程度のことでございます。大熊委員のやり方が間違っていると、そういうことを言っているのではない、新しいやり方なので、そうだね、ということで、一緒にゴーサインを出して、このやり方でいきましょうというにはためらいがあると、そういうニュアンスで捉えて頂ければ有り難いと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。高田委員。

高田委員

松岡委員が、今新しいやり方と言われましたが、これは新しいやり方でも何でもないと。極端なのを棄却するというのは、元々当たり前の話で、これが新しいやり方だから、それに乗り難いというようなお話しというのは、これは的外れだと思っています。

浜委員

先生方のいろいろな学説的な議論、お伺いしておりますけれども、まず大熊委員にお伺いしたいのですが、先程カバー率100、これは安全であればよいと、こういう理論の元にやっているのだということでした。そうするならば、今大熊委員がご提示をされた、326と214、これは安全でなくてもよいという議論の中の数字なのでしょうか。即ち、前にも大熊委員はおっしゃってございましたけれども、川は溢れても仕方がないのだと、そういう論点から出されたものなのか、そうではなくて、砥川214 m³/sであるならば、これは溢れませんという先生のご意見なのかどうか、その辺、まずはっきりして頂きたい。

大熊委員

私は、これを出しているのは、100年確率で、砥川の場合は2日雨量248 mm という、それを前提として大体この辺の値だろうというふうに出しているということです。

浜委員

そうしますと、溢れないということなのですね。

大熊委員

確率でいけば、100年を超えるような雨が降ったら、溢れることになるでしょうね。

浜委員

100年確率で溢れないということですね。

大熊委員

100年確率では僕はこの程度で溢れないだろうと想定はしております。

浜委員

そうしますと、幹事会にお伺いしたいのですが、もし幹事会の立場から、砥川214 m³/sとすれば、年確率は一体どのくらいになるのでしょうか。

大熊委員

それは100年確率で計算したものですから、100年確率ですよ。

浜委員

ですから、280を100年確率としている幹事会の中で、もし214だったらそれが何年確率のものかということですね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（諏訪建設事務所）

50分の1になります。

大熊委員

では50分の1の確率計算で同じような計算をした時の上限と下限を教えてください。その場合でもかなり幅がある訳でしょう。その中のどれをとるのですか。

幹事（諏訪建設事務所）

そこまではやっておりません。

大熊委員

だから、やって比較しないと、今の答え方は280 m³/sを100年確率だと決めた後で、そういう議論になっている訳でしょう。だってこれは全部100年確率で出した結果なのだから、50分の1の計算をやって、その幅も見せて頂いて、そのオーバーラップやなんかを比較して検討してみないと、本当に流量の確率というのは分からないでしょう。

幹事（諏訪建設事務所）

今は、決定洪水しかやってありませんので。

大熊委員

だから、一方的に断定できないでしょうと、言っているの。だから、それを正式に答える為には、50分の1の確率雨量を今までと同じようにやって、降らして、流出計算やって、上限値と下限値を見せて頂いて、100分の1だと99 m³/sから200何 m³/sという幅がある訳ですね、3倍の。これは分かっている。だから、50分の1で同じ計算をやって頂いて、幅が分かった、その比較の中で、流量的には50分の1の確率というのは、この程度なのだというのが理解できるのですよ。だから一方的に断定しないで欲しいのですよ。

浜委員

私は、国は280、県も280として進めてきたひとつの治水案と、今ご提示して頂いている砥川の場合で申し上げますが、214というものの何というか、安全の度合というものを住民としてはこれをどうふう判断していくかということになるかと思うのです。もし、大熊委員がこれを100年確率として214

と、それから国で言っています280というものがこの安全率、安全度合がイコールであるということであるならばよいのですよ。しかし、もし大熊委員がおっしゃっている214というものが国で提示をしている280より、安全度は下がっていますということになるならば、これを進めていく上で、もし洪水氾濫区域の方々にこれをどう説明していくのか。それを先ず最初に論議をしないと、280を下げるというところまで、私はいかないと思うのです。洪水氾濫区域の方々に、それを全員に、これは砥川も浅川もシミュレーションできていますから、そのシミュレーションの方々に全員にこの基本高水を下げる、214というものを提示してから論議に入るべきだと思うのです。

石坂委員

今のご意見にも関わりますけれども、浅川の公聴会の時に、公聴会の時点まで到達した議論の段階では、ダム無し案の方は、砥川と同じですが、既往最大相当の洪水を基準に治水案を考えていくと、その時点での到達点はそういうことでしたので、今までの現計画の450 m³/s からみると、カバー率70%に相当すると、そういうことで公聴会を致しましたところ、公聴会でダム建設を望む人たちが共通して言われたことが、3割溢れる案は困ると、こういうご意見でした。それはダム無し案を提案した人達も3割溢れてよいと思っている人たちは、誰もいない訳で、どういうところから、そういうご意見が出るかといいますと、今の浜委員のご意見にも関わりますかと思いますが、450 m³/s が絶対値であると思いますが、100年に一度の130mm が降れば450 m³/s 出るのだけれども、3割溢れてよいという、こういうお考えのところから、こういうご意見が出ているのだと思ったのです。浅川の場合でいいますと、降雨パターンのとり方によって、先程の繰り返しになりますけど220 m³/s から約440近くまで、倍もの開きが結局であるということで、砥川部会に国土交通省の方がお出でになって、基本高水の考え方、現在の河川砂防技術基準(案)の中身についてご説明をされた時に、問題はカバー率をどうするかということも重要かもしれないが、むしろ、それよりも降雨パターンをどう採用していくのかということ、総合的な判断が大事であるということと述べておられるという砥川部会の報告を私拝見しました。そういう角度から、いろいろな検証をしていかなければならない訳で、ダム無し案といわれるダムが無くても100年に1度想定される洪水に様々な手立てを取れば、対策は可能ではないかという考え方について、現計画で進んできた数字を機械的に比較して、下げるとか安全でなくてよいと考えているとか、そういうふうなテーブルで論じられるのはダムでなくてもできるのではないかという考えを提案している人たちも非常に不本意ではないかと、私はそう思いますので、是非そういう角度から、基本高水の検証はして頂きたいと思います。

松島(信)委員

砥川に関して、浜委員の方から意見が出ましたが、これ私反論しますけど、ある意味では一方的な意見ですね。シミュレーションをして氾濫区域が示されました。あれはあくまでもシミュレーションであって、ああいうことが事実が砥川の現在の堤防が昭和初期に完成して以来、一回も起こっていない訳です。一回も起こっていないのだけれども、そのシミュレーションした図を見せたら、私のところが氾濫域に入っている。これはびっくりしたという話になりました。確かに氾濫域の半数に近い人は、少しでも氾濫してくれては困ると、そういう意見もありました。でも、農業用水路を管理する人たちの意見を聞いた時、シミュレーションのような氾濫したことがない、そういう事実があるのに、なぜそんな議論がなされるのかと聞いて、部会長が何回も、何回も堤防を改修した時にはという仮定でお尋ねになられたのだけれども、そんなことはないのだから、そんなことは考える必要はないと頑張った人もあったように、実際に現在の歴史的な状況を正しく判断しないと、ただ不安だ、不安だと言っとたら、これ解決しないと思うのですね、それが一点。もうひとつは砥川の場合の氾濫するかしないかに大きな誤りがあると私がみているのは、東俣川にダムを造って止める訳でしょう。砥川本流にダムを造って止める訳ではないのです。ですから、砥川本流の方が洪水に対しては危険なのですから、そういう砥川本流で何か起こったということになると、ダムあるとか無いとかいう問題ではなくなってくるのですよね。これが一番基本なので、そこを理解していたら、安全、安全ということだけに感情的になってしまつと、どうしても住民はそういうことを言われれば、どうしても感情的になっちゃうから、その辺をちょっと冷静に判断していかないといけないのではないかと思うのです。

浜委員

委員長。

宮地委員長

はい、浜委員、どうぞ。

浜委員

砥川溢れないというひとつの概念、先生これは私反論させて頂きたいと思います。このデータにもありますように、先生の手元にもいっておられると思うのですが、昭和25年、34年、38年、40年、42年、43年、46年、58年、60年、63年、平成11年、大水が出ております。そして、その時には消防団を始め、地元の方々の水防活動によって、かろうじて溢れなかったという現実もあるのですね。更に、雨の降り方、これが近年は大変変わってきているということもあるのです。今まで溢れなかったから、これからは絶対溢れないということはないのです。その辺は先生、ご理解頂けると思うのですが、いかがでしょう。

松島(信)委員

それはそのとおりです。私が一番言いたいことは今のままでよいと言っているのではないのです。危険だと分かっているところはそれなりにちゃんと手を加えるべきであるということは当然だと思うのです。その一点と、もうひとつは砥川本流の方が洪水に対しては、ダメージが大きい訳ですよ、その事実、下諏訪、岡谷の砥川沿いの氾濫域の人たちが十分理解して頂かないと困るのです。

浜委員

280m³/sの内80m³/sをいかにコントロールするかという建前の中では、東俣しか現状ではできないという状況がある訳ですよ。砥川の地質の問題、砥沢の上の方の地質の問題が、先生地質のご専門でありますから、よくご承知を頂いております。できないところに造れということではできない訳でございますから、それで東俣へ造らざるを得ないというのが、今までの経緯だったと私は思うのですが、いかがでしょう。

松島(信)委員

それはそのとおりです。でも東俣川へダムを造ったということはよいとして、本流をそのままにしておいて、砥川の安全をいうのだったら、本流の今の状況から、何回か危険な目には遭っていることは確かですから、そういうことを、もうちょっと高めればよいのではなかという意味で言っているのであって、では東俣川にダムを造ったから、もう安全だなんて、こういうことになってしまうと、大きな盲点を残してしまうということになりますね。

浜委員

そうしますと、214にすれば安全なのか、280で安全なのかという議論もあります。ただ、先生おっしゃっているように、先生は前にもご発言をされていますけど、砥川今のままでも、100年確率の洪水は飲めるという言い方をされていることがありますよね。しかし、これ36年の新聞、砥川決壊寸前、昭和40年砥川も決壊寸前、消防団が出動警戒、これだけのデータがあるのですよ。それで、先生のおっしゃっていることは私よく分からないのですよ。基本的に今の砥川をそのままにして、100年確率を飲めるということなのですか。

松島(信)委員

そのままとは言っていないです。

高田委員

浜委員の考え方、私部会の中でも何度か同じ意見を言いましたが、間違っておられると思うのです。つまり280m³/sというのは天から与えられた絶対値で、それを下げることは安全率を下げると、安全率1を割ってしまうと、そういうふうな感じでみられていると思うのです。つまり280の決め方が元々良かったのかというのが、この基本高水の委員会に当てられた課題でもある訳です。ですから、先程か

ら何度も出ていますように、100年確率というのが与えられています。2日雨量、248mm、これ自体も問題があります。こういう狭い流域でなぜ2日雨量かということです。ただし、大熊委員と私が一緒にまとめたこれは、時間的な制約もあって、現在得られる情報、それと県が作った計画書、こういう中でできるだけ無理のないものを探してみようと、それで100年確率にしようということです。ですから、言いたいのは、280が元々過大であったということなのです。ですから、それに合わせて計画、河道改修、私が提案したのも280流れる河道改修は提案しましたが、これはあくまで、280というのはかなり無理した値であると、280がかなり一人歩きしてしましまして、先程言いましたように、これは天から与えられた数字で、これを下げることは安全率を下げるのだ。そういう考え方が、かなり砥川部会でも、特別委員からもそういうのが出ましたけれど、元々280が大きすぎるのだという考え方が、このレポートの出発点です。それを理解して頂きたいと思います。

宮地委員長

今、割と両方の話が出ておるように思うのですが、はい。

大熊委員

浜先生の質問に対して私も答えたいと。結果的に280 m³/s で改修をするのと、214 m³/s で改修するのとは、280 m³/s で改修した方が洪水の溢れることに対して、安全率が高いのは当たり前です。ですから、結局、最終的に100年確率で求めていって、280という数字もあり得るし、214という数字もあり得る訳ですね。やはり、何度も言っていますけど、過去の既往洪水だとか、財政だとか、環境だとか、総合的に考えて、どれを選ぶのかを、僕はやはり今の河川法の精神でいけば、地域住民の意見を聴くべきであるというふうに考えます。住民投票でも、アンケートでもなんでもよいです。それで聞くべきだというふうに私は考えています。それから先程のちょっとこれを配って頂いたので、先程の24時間で61mm、71mm降っているので、やはり3倍も違う。やはりこれ降雨パターン見せて頂いて、傍聴席にもいっていますか、これ、どちらの方でしたか、平成13年8月というのは、3時間で61mm降っているから、143 m³/s みたいな高い値になるのですよ。これを24時間で61mm という言い方がおかしいのですよ。3時間で61mm 降ったのですよ。次のもうひとつの裏の平成12年9月はまさにほぼ24時間で71mm 降っているのですよ、こんなの当たり前ですよ。こういう雨のパターンをきちんと見せて頂ければ理解できるのです。口頭だけの発言というのは、僕はちょっと事務局として問題があると、私がこれを出せと言わなければ、出ない訳ですよ。だからもっと初めからこれを出してそれで説明して下さい。できるだけ真摯に対応して頂きたい。

宮地委員長

まさにこのパターンをみると、大熊委員が言っておられる中身と一致しているなという感じは、私は率直に言って持ちましたけれども、それは、ひとつの大熊委員のご主張の中に、やはりはまっているなと思いますけれども、ただ今の基本高水、214 m³/s と280 m³/s、そういう話は、私伺ってまして、280 m³/s というのは、ある一つの考え方によると、やはり100年確率だと思っておられる。もうひとつ大熊委員の別の考え方によると、214 m³/s というのも100年確率の基本高水だと、こうお考えのようなので、その点は大熊委員のご主張は、280を別に下げたからという訳ではないとおっしゃっているのだらうと、私はその辺は読みましたのですが、その辺は意見が分かれるところ。しかし、割にポイントのところに来ていると思います。これが住民に説明する時の非常に大きなポイントになるのではないかと、私は思いますのですが。

大熊委員

僕は、そのことを住民にきちんと説明して、こういう計算でやると280になります。こういう計算でやると214になります。確かに280で河川改修やってやれば、それだけ安全度が上がります。ダム無しで考えれば簡単ですよ。河道広げるか、河道広げないかですから、安全ですと。だけれども、他に問題があります。どうしますか。その判断を前の河川法の時には我々技術者が決めて、一番大きいのをとっていただけですよ。今度からは河川法が変わって、住民の意見を聴きなさいとなっている訳ですから、それで聴いて頂ければ、僕は一番良いと、そういうふうに考えています。

宮地委員長

いかがでございましょうか。そろそろ12時になってきたのですが、この今の基本高水の話、多分これから、浅川の報告まだ伺ってない訳ですね。ですから、そちらの方向って、午後に、そこに当然含まれている問題だと思しますので、いかがでございましょうか。今ちょっとここで昼食に致しまして、午後に改めて、浅川の報告を伺い、それから砥川についてはご意見もありましょうから、その中に混ぜていきたいと思いますが、いかがでしょう。それでは、そう致します。休憩時間、なるべく時間を後ろにとっておいた方がよいと思しますので、45分でどうでしょうか。それでは、12時45分まで休憩を致します。ありがとうございました。

< 昼食休憩 >

田中治水・利水検討室長

それでは、午後の部を再開したいと思いますので、席の方にお戻り頂きたいと思します。委員長、議事の方、お願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、午後の議事を再開致します。先程、基本高水のところでいろいろな議論がございましたけれども、大分、いろいろなポイントがはっきりしてきたように私は感じたんですが、まだ、浅川の報告がございませんので、浅川の報告を今から頂きまして、それから、砥川については前報告頂いておりますが、併せて、浅川、砥川の部会の報告についていろいろご意見を出して頂く。その中に当然先程の流れで、基本高水の話とか他の話にも流れていくのではないかと私は思いますが、そんなふうに話を進めて参りたいと思します。それでは、浅川部会の報告をお願い致します。その前に、事務局の方から先程お話がありました裾花のピークの話、もうひとつ追加の資料が配られましたので、出させて欲しいという話があったので、どうぞ配ってくださいと申し上げました。違うパターンの洪水なのでございますが、お配りしておきますので、何か後でご質問があったらして頂ければ、事務局の方でお答えになるそうです。そういうことでお願いを致します。では、浅川の方でお願い致します。

石坂委員

では、浅川部会のご報告をさせて頂きます。資料1という形で、お手元に配布されていると思しますので、それをご覧下さい。ではご報告させて頂きます。「はじめに」のところには、この報告をまとめるにあたりましての経過について、それから報告書をまとめる基準といたしますか、考え方について記載してあります。最初に浅川ですが、長野市北部を流れておりまして、飯綱山から流れ出て小布施町のところで、千曲川と合流するという状況を書いてあります。流路延長17km、流域面積68km²の一級河川であり、古くから洪水被害を繰り返してきた浅川の治水対策として、長野県は河川改修で対応する場合は河川拡幅幅80mでなければならないということでしたので、それでは家屋の移転、優良農地の大規模買収という点で地元の理解が得られないということで、昭和51年に「ダムと河川改修」の計画が合意され、昭和60年建設採択、平成8年付け替え道路完成、現在までにダム建設事業は約50%、河川改修の約80%まで進捗しております。そういう中で平成12年11月に、田中知事が本工事の一時中止を表明されまして、改めて、浅川流域の治水、利水対策についての見直し、再検討をすることとなった訳です。「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例」によって設置された浅川部会は、公募で選ばれた住民委員参加のもとで13回の部会と公聴会1回を開催し、議論を重ねてきました。浅川の場合ですが、上流、中流、下流で、利害や認識が大きく異なっております。ダム建設に対する賛否両論の委員が共通の認識を持って、お互いの立場も配慮しながら、粘り強い誠実な話し合いでの合意を是非図って頂きたいと願って頂きましたけれども、知事からの要請でもあります「3月末までに一定の目途を出してほしい。」という期日との関係で、部会の最終段階でも意見を一つにまとめることはできませんでした。従って、この報告では、残念ながら、部会の議論を通じて明らかになったこと、意見の特徴についてまとめて報告することと致しました。最初に流域の現状と課題ですが、今、お話した点とだぶる部分もありますが、天井川改修や河川改修が進む以前の状況の中で、洪水被害が繰り返されてきていることが多かった訳ですが、中流域になります富竹地区などでは、現地調査も

して頂きましたように、住宅の2階付近に河床が位置するなどの著しい天井川の状態がありました。さらに、JR信越線との交差部においては、浅川がJRの上を水路橋で横過するという全国まれな形態もありました。洪水のたびに流域住民を破堤、氾濫の不安にさらしてきた訳です。浅川のもうひとつの大きな特徴として千曲川との関係があります。洪水時に、合流する千曲川の増水と重なることもあり、千曲川の水位が高い場合、浅川の水が流下できないことによる氾濫（1次内水氾濫）と、浅川の水位が高い場合に、支川などの水が浅川へ流れ込まないことによる氾濫（2次内水氾濫）などが、下流域の洪水被害を深刻にしています。浅川の洪水被害は、上中流部における流下能力不足による外水氾濫と、千曲川との構造的な関係から来る内水氾濫によるものである。上流域の飯綱高原などの乱開発、大型開発が規制されず、森林の持つ保水力が低下してきたこと、ダム予定地より下流域の急速な都市化と開発が、流域での保水力低下をもたらしたことなどが、浅川への雨水の流出を早めるとともに、流出量を増やし、浅川の負担を大きくしている。このような現状の中で、過去の災害、とりわけ昭和56、57、58の災害を受け、昭和60年1月に国・県・市・町等の関係機関により「浅川流域治水対策等連絡会」が組織をされ、総合的治水対策について取り組み、平成2年には千曲川合流点の排水機場を14m³/sから44m³/sに増強し、ポンプアップしている訳ですが、昭和58年の内水氾濫災害の規模で言えば、床上浸水防止までの対応が現在までに完了したといわれております。今後の課題として、上流での森林整備や環境保全、土砂・流木対策、護岸整備や天井川の解消・流下能力確保のための河川改修、中流部で勾配がゆるくなり、土砂堆砂が進む地形を考慮して、天井川の原因になっている土砂流出対策、また流出し、堆積する土砂の浚渫、浅川への都市部からの流出抑制の努力、内水災害の解決に欠かせない、千曲川への排水、千曲川の改修促進、千曲川下流地区と協議しながらの立ヶ花狭窄部の改修などが考えられる、ということです。第2部 治水対策案ですけれども、最初にこの間の部会の議論の経過を記載致しました。3ページに行きまして、治水対策の重要なポイントとなります基本高水の問題です。基本高水については、大きく意見が2つに分かれており、部会の議論の中で一致できなかった。基本高水ワーキンググループの報告によれば（第7回浅川部会資料）、基本高水流量は総合的判断で決定されるものであり、河川砂防技術基準（案）を常識的に読むことが妥当とされている。浅川の場合も、基本高水算出に採用した降雨パターンにより、同じ計画規模1/100（130mm/日）でも、最小が226m³/s、最大が440m³/sと算出結果に約2倍の幅がある。基本高水を、現行計画通り450m³/sとする考え方は、ダムを含む治水対策案の考え方の根拠になっており、450m³/sは過大で現実的でなく、既往最大洪水を基準とするべきであるという考え方は、ダムによらない治水対策案の根拠となっている。

次に2つの考え方の特徴について、記載してあります。まず、現計画の450m³/sが妥当。浅川は、急峻な山地から市街地平坦部に一気に流下する洪水の危険性をもち、長野市全体の約1/4の人口9万人が生活し、推定資産総額9,500億円を有する規模から、河川の危険度および重要度を総合的に判断した場合、設定された計画規模「治水安全度1/100、基本高水450m³/s」は、現在全国的に用いられている流出解析法で算出されたもので、過去の降雨パターンから起こりうる流量であり、将来計画を見込んだ妥当な数値である。また、他の河川とのバランスから大きすぎる値ではなく、これまでの地元や地権者への説明の経過や、すでに国の認可を得て進めてきた基本高水を下げることが混乱を招くだけである。さらに、一昨年（2019年）の東海豪雨のように近年1時間に100mmを越える雨が多くなり、昨年9月の軽井沢での集中豪雨など、予想を上回る集中豪雨が発生している現状で、既往最大の洪水を基準とする計画は、実質的に治水安全度を下げることになるため、現計画の450m³/sは妥当である。それからもうひとつの考え方ですが、現計画の基本高水は過大であり、確率雨量を含めて再検討するか、既往最大相当の洪水を基準とするなど、納得できる基本高水を算出、選定する。基本高水の算出にあたり、必要とする雨量、水位、流量のデータが限られた不十分なものであり、先程松岡先生からお話ありましたが、浅川の場合、治水基準点での流量観測はされておらず、これからです。よって、採用する降雨パターンによって、数値に大きな幅が出る。また、実績降雨の計画規模への引き伸ばしの仕方によっても、数値は大きく変動する。浅川の場合、この計算結果が10の降雨パターンで約2倍もの開きがある。第12回浅川部会での大熊報告によれば、「この計算結果が、せめて40～50%程度の開きであるならば、科学的と言えるかもしれないが、開きが大きすぎ、これでは科学的に判断できる範疇にないといえる。」とのことであり、その際提出された「降雨継続時間と実績総雨量との関係（浅川）」のグラフから読みとる限り、440m³/s、415m³/sなどの流量を算出した降雨パターンは100年確率を大きく超える確率降雨となっている。現に、浅川流域では、日雨量が

多かったが大きな被害が出ていない年もあれば、雨量はそんなに多くないのに被害が大きかった年もあり、水害の原因は日雨量の大きさだけでなく、降雨の継続時間や天井川改修等の河川改修の遅れ、千曲川へ排水できないことからの内水氾濫など一律ではなく、日雨量や流出量などの数量のみで判断はできない。平均して、被害が大きかった年は、長期間降り続いた雨が多く、その年の降雨パターンをとれば、引き伸ばし率が小さく、流量計算の結果は小さくなる。現計画の「浅川ダム流出解析」によると、1/100(130mm/日)の雨が降った場合、ダム地点で130 m³/sの流量とされているが、過去の洪水時の実測値等からも、過大な数値であると考えざるをえない。これは、ダムサイトのピーク流量。この点については、気象庁長野観測所の雨量観測データのみを採用し、標高、ダムの集水域との距離等で長野観測所よりも影響が大きいと思われる戸隠観測所の雨量観測データが無視されていることも疑問であり、計算結果を信頼できないという意見があった。たとえば、平成7年7月の梅雨前線豪雨の場合、飯綱で154.5 mm/24h、1/200超の雨が降ったにもかかわらず、北郷というのは、浅川のダムサイトより1kmくらい上の所ですが、ここで水位観測をしている訳ですが、北郷で最大33.4m³/s、ダム地点で54.6m³/sで2.38倍もの開きがあるという指摘があった。2.38倍というのは今のダムサイト130 m³/s に対しての計算結果です。また、「浅川ダム流出解析」では、61 年型洪水を1/100 に引き伸ばすために2倍に引き伸ばしを行っているが、その結果ダム地点と千曲川との合流点(治水基準点)での流量が130 m³/s、450m³/sと約4倍にもなることも納得できないという意見があった。これは引き伸ばしによって約2倍にしていることによって、結果として出る流量が4倍にもなるというのは理解できないという、そういう意見があったという意味です。それぞれ、実測値とあまりにもかけ離れており、信頼性に欠ける。また、洪水調節容量100万 m³/s を持ち、130 m³/s のうち100m³/s をダムでカットし、洪水調節をする計画とされているが、集水域からダム地点まで、基本高水で設定したような130m³/s の水は流れてこず、洪水調節機能を果たせないのではないかという意見もあった。いずれにしても、ダム地点の計画高水流量130m³/s が前提となっており、治水基準点の基本高水450m³/s となっているのであり、ダム地点のピーク流量の妥当性について、検証しなすことが重要である。議論の過程では、従来の「河川砂防基準」では一般的に採用されており、現行の「河川砂防基準(案)」のなかでも選択肢となっている「既往最大相当の洪水」を基準に、「浅川ダム流出解析」で検証すれば、61 年型洪水で330 m³/s という試算も出た。この点から、公聴会の時点では、現計画との比較で330 m³/s(カバー率70%)という形でダムによらない治水対策案を提案せざるをえなかったが、根拠とするデータが限られており、「治水・利水ダム等検討委員会」との集団的な相互の議論も十分に詰まっているとはいえないままで部会の議論を終わらざるをえない。以上の点から、450 m³/s は、ひとつの計算結果ではあっても絶対値ではなく、幅のある数値の中から総合的に判断して、より信頼性のある、納得できるものを選ぶべきである。雨量、水位、流量のより正確なデータを集めて、計算し直すか、降雨パターンを妥当性のあるものを採用する、実績降雨の計画規模への引き伸ばし方の再検討、既往最大相当の洪水を基準として考える、などの再検討が必要である。

次にダムサイトの安全性です。ダムサイトの安全性にも、多くの議論の時間を必要とした。浅川部会として、「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」の川上浩元委員長、赤羽貞幸、奥西一夫元委員に出席を要請し、説明を聞き、質問を致しました。また、小坂共栄信州大学教授からも文書で意見が寄せられました。その結果、安全性を検証したとされている「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」の検討事項は、として貯水池周辺の地すべりについて(地すべり地の範囲、すべり面の推定等の調査解析並びに対策工について)として第四紀断層について(第四紀断層の調査内容の検討)に限定されていたことが確認された。浅川部会として、ダムサイトのFV断層の追加調査を松島委員に依頼した。調査は+7.5m地点でトレンチを掘削して、トレンチ内壁面や床面を立ち会って観察した。調査の結果、FV断層は第四紀断層、正確には第四紀層に影響を与えている断層であることが「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」の赤羽貞幸、斎藤豊の2名の元委員を含め、立ち会った5名(赤羽、斎藤、松島、小坂、大塚信州大学助教授)のすべての専門家によって確認された。しかし、その活動度については今回の調査の範囲では、意見が分かれている。また、FV断層の追加調査に先立ち、「長野県治水・利水ダム等検討委員会」として、ダムサイト下流右岸の馬蹄形凹地とその先にある線状凹地の追加掘削調査(4箇所ピットを掘削)も行い、斜面岩盤の表層部が開口するゆるみの状況が確認された。しかし、深部の亀裂との関係までは調査できなかった。部会での議論の中でも、土木工学的な対応について意見が分かれた。対応できるとする意見は、ダム建設に賛成する意見であり、ダム建設に反対する委員は、たとえ土木工学的な対応が技術的に可能であっても、安全性の保障

はなく、造るべきではないと主張した。

次に分かれている2つの意見の特徴です。地質的に、ダム建設に支障はないとする意見。ダムの安全性は、「旧建設省土木研究所」および、専門的な知識をもつ県内外の学識経験者による「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」が、客観的に技術検討を行って妥当としたものであり、それを尊重する。今回の部会からの疑問および現地調査の結果に対する元委員の見解においても、結論を見直すべきとの主張は出されていない。FV断層については、新河床礫層への影響と変位量が確認できず、旧河床礫層への影響が地震動によることも考えられる。また、上流部で裾花凝灰岩とその上位の一ノ瀬砂質シルト岩層との境界がずれていないことから、活動性は大きなものではないと判断される。「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」で、「浅川ダム予定地には、ダム建設に支障となる第四紀断層は存在しない。」とした結論は、今回の調査結果を踏まえても変わるものではなく、工学的見解を揺るがすものではない。また、スメクタイトを多く含む地盤であっても脆い地盤ではなく、その分布範囲や性状が調査されており、通常の施工方法でダム建設は十分可能であり、アルカリ性湧水はコンクリート劣化の原因とはならないという県の認識が示された。従って、地質学的な疑問は土木工学的に対応可能であり、浅川ダムの安全性は確保されると考える。なお、工事実施に必要な調査等については、十分に配慮し、慎重な対応を行う。もうひとつの、ダム建設に安全性の保障はない、という意見です。浅川ダム建設予定地は、個人は6m³をこえる小さな池も許可されない地すべり防止区域に隣接している。ダム地帯は長野市西縁断層地帯に位置しており、また北部フォッサマグナ第一級の津南松本構造線、信濃川断層帯の直上に位置する危険な地質構造の中に計画されている。安全性を心配する住民らも指摘した、深い地すべり判明後設置された「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」は、貯水池周辺の地すべりや第四紀断層などを主としてダム計画の安全性を検討したものであり、調査が不十分であったことは、浅川部会による追加調査でFV断層が第四紀断層（活断層）と確認されたことで実証された。「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」は、建設省の「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（案）」で示された調査手法への適否についても、「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（案）」そのものについても議論しなかった。「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（案）」では、「一次調査の結果、第四紀断層またはその疑いのあるものがダム軸近傍に存在するとき、あるいはダム軸近傍に存在する可能性があるときには、二次調査を実施する。」とされているにもかかわらず、浅川ダム計画の第四紀断層調査は二次調査を実施しておらず、不十分なままだった。また、地附山地すべり発生原因の裾花凝灰岩とスメクタイト（モンモリロナイト）の分布を知っていながら、これを一度も議論しなかったことも、地すべりの安全性について検討したとはいえない。限られた調査の中でさえ、ダム軸を貫くFV断層の基本的な性状が示された。約1万3千年前の浅川の旧河床礫に対して2回の断層活動があり、より古い断層を含む断層破碎帯の存在が確認できた。1箇所のトレンチ調査に限られたため、活動速度は推定でしか示せなかった。しかし、FV断層は横ずれ断層であることの活動性を評価せず、「活動性が低く、ダム建設に支障となる第四紀断層ではない。」とする、「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」元委員や県の見解は、浅川ダムの安全性に大きな不安をもつ住民を納得させるものではない。さらに、右岸の線状凹地群は土壌までも動いている活動性が明らかになり、「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」での認識が甘かったと言わざるを得ない。第四紀断層が確認されたことや、右岸凹地の隆起、スメクタイトをこれだけ多く含む脆い地盤・地質、（長野盆地西縁）活断層帯直上の不安定な場所への大型ダム建設の事例は全国的にもまれである。阪神大震災でも大丈夫だったといわれる布引ダム（1900年竣工）は、硬い地盤上への建設であったにもかかわらず、震災後、漏水がおこったことによる対策工事に億単位の予算をかけて補修しており、耐震設計は、国の基準の0.12から0.15に引き上げざるを得なかった。浅川ダムは、これをさらに上回る0.18で設計されていることから、危険性の高い場所への建設である。地すべり地帯へ造った群馬県下久保ダムの下流域では、30年後に建設省が直轄で総額380億円の地すべり対策工事に追われる結果となっている。アルカリ性湧水によるコンクリートの劣化も心配されるうえ、堆砂の進行によりダムの目的とする貯水能力が早晩なくなる可能性が極めて強いなど、ダムには寿命があることも考慮すべきである。地附山災害でその責任を認める結果となった長野県が、再び同じ過ちを犯すことのないように、たとえ、技術的に可能であっても、建設後の堆砂の問題を含め、ダム災害の可能性も予想される危険な場所へのダム建設は避けるべきである。

次に森林の整備についてです。ダム上流の森林の整備と復元により、保水力を高めることができ、

土砂・流木の流出を最小限にとどめることができる。森林の整備と効果の必要性については、ダムがあってもなくても必要であることが確認されたが、時間的な制約もあり、議論は充分ではなかった。なお、「森林の有効貯留量は過小に評価されている。」との森林ワーキンググループからの報告があったが、具体的には今後の基本高水との合同ワーキンググループの検証にゆだねたい。また、藤原委員から、以下に掲げる効果がみこめる具体策について提案され、それに賛同する他の委員の意見もあったが、この分野の議論は不十分であったということで、以下、いくつか具体的な提案を記載してありますので、またお読みください。

次に、浅川への流出抑制、内水対策など総合治水対策。浅川の治水対策を考えるうえで重要なことは、ダム建設予定地より下流での都市化が急速に進んでいる現状の中で、浅川への流出量を抑制するための多角的で具体的な努力を払うこと、また、千曲川の水位により、自然流下が困難になる構造的な問題から来る内水被害の軽減のために具体的な対策を強化することである。部会の議論の中で、浅川にダムができれば、洪水量カットにより浅川の水位を下げるため、支川からの流入を容易にするなど二次内水に対しては有利に働くという考え方や、穴あきダムによる洪水調節で、ダムがない場合より、千曲川への浅川流量の排水が遅れて長期化し、千曲川の増水と重なりやすく、排水が困難になるために、かえって内水氾濫を助長する可能性もあるという意見が出された。とりわけ、下流域の深刻な内水災害対策、流域対策は、ダム建設の有無にかかわらず、重要な問題として解決を迫られている。具体的には、現在までの「浅川流域治水対策等連絡会」での取り組みの教訓を生かし、更に、県、市、町、流域住民が一体となった取り組みを強める。たとえば、現在までに流域内で実施された主な雨水対策として、長野市建設部所管の雨水調整池等は、学校校庭貯留 8 箇所、下水道雨水調整池 3 箇所、区画整理調整池 4 箇所、開発行為調整池 6 箇所、その他調整池 2 箇所の合計 23 箇所があり、合計貯留量は 37,510 m³ とされている。今後さらに、公共施設を中心に雨水調整池や貯留施設の新設・拡充を図るとともに、それ等を補完する各戸貯留・浸透の取り組みに、住民が自らの問題として取り組むとともに、新たな助成制度も検討する（長野市では、14年度予算で各戸貯留等について補助制度を創設する。）など、行政と住民が一体となった取り組みが、今まで以上に求められている。浅川流域の自然環境の保全、森林や水田の保全に努め、急傾斜地や森林での土砂流出防止策をとる。河川勾配のゆるい中流部では、適時に、浚渫を実施する。土地利用の適正化と必要な一定の開発規制、長沼幹線排水路をはじめとする排水路の改修、小河川対策（特に流出量の多い新田川、駒沢川、田子川など）、適切な場所への遊水地の設置なども検討する。また、ハザードマップの公表や情報化をはじめとする防災システムの確立に努める。これらの対策を、総合的に取り組む。6として超過洪水対策です。ダム建設の有無にかかわらず、また、基本高水の設定をどうしようが、計画をこえる洪水の発生する可能性をゼロにすることはできないため、計画を超えた洪水に対応できるよう、将来に向けて努力する。遊水地の確保等、超過洪水対策をとる。その際、できる限り、自然環境に配慮した多自然型工法を採用する。ハザードマップの公表を行う。なお、遊水地の確保にあたっては、部分的には、用地買収や補償契約、経済的優遇措置を検討するべきであるとの意見と、補償契約の検討にあたっては、基本高水の考え方の差で、超過洪水の発生頻度などの差が生じる可能性について検証すべきであるという意見が出された。

千曲川への排水、千曲川の改修の問題です。浅川の治水、特に内水氾濫を防ぐためには、千曲川の治水、千曲川との構造的な関係が大きな要因である。このため、第11回部会で、国土交通省の職員の出席を要請し、千曲川の治水対策、立ヶ花の狭窄部の改修計画について説明を受けたところである。国は、立ヶ花の改修は中長期的な計画であると言う説明であった。浅川の治水対策、特に下流域の内水災害対策にとって、千曲川との関係は重要な課題であることを流域住民に周知徹底し、理解と協力を得ることが必要である。千曲川排水機場の能力アップ、千曲川の河川改修（無堤防地区の築堤、堤防強化、河床浚渫、桜堤の実現等）の促進、下流地区住民との話し合いや協力のもとでの立ヶ花の狭窄部の改修、解消を強く国に働きかけていく。国の中・長期計画の計画年度、実現の可能性等について、明確な回答を求めていくとともに、千曲川の上流、中流、下流の住民や行政機関が一体となった取り組みに発展できるように努力と働きかけを強める。

第3部、利水対策について利水についての議論の経過をそこに記載しました。浅川ダムからの水道用水取水の是非について。多目的ダムである浅川ダムは、水道事業者である長野市が、日量 5,400m³ の水道用水の取水を計画している。長野市の上水道が現在までに確保した水源からの計画取水量（7期拡張計画のうち、浅川ダムを含まない取水量）は 218,410 m³ / 日で、その計画配水

量は202,600m³/日となっている。大町ダムからの残分の取水が行われていないため、現在の施設の配水能力は145,100m³/日となっている。利水ワーキンググループからの報告により、長野市の給水量予測は、計画時より大きく下回っており、将来にわたって、水が足りない状況ではない。しかし、ダムからの取水の是非については、必要とする長野市と、主に安全性を心配する反対意見とに分かれ、一致できなかった。

次にその一致できなかった2つの意見について記載してあります。長野市はダムからの取水を希望。長野市は、「犀川からポンプアップしている水はコストが高く、電力使用による環境への負荷もある。野尻湖からの取水は6月から9月が不可能であり、安定した取水を確保したい。一般的に、河川の流域にはさまざまな事業所・施設等があり、そのことにより、取水をやめることはできない。そのために、水道の原水として適当であることを水質検査で確認し、安全性の確認をしている。現在までの浅川の水質検査結果は、いずれも良好な状態であり、水質の安全性に問題はないが、今後も検査を強化していく。浅川ダムからの取水は、自然流下で、コストも低い。危機管理および渇水対策の面からも、市北部地域に水源を確保したい。」として、浅川ダムからの取水を希望している。それから、ダムからの取水に反対の意見です。ダム予定地には、上流にゴルフ場、何度も警告を受けている産廃処分場があり、水質の安全性に不安がある。安定型処分場といっても再三警告を受けている業者であり、安定5品目の保障はない。また、最終処分場としての操業は停止しても、積み上げられ、蓄積した産廃から、長年のうちに流出する成分について安心できない。年一回の水質検査では、何もわからない。汚染の恐れのある水を、多額の負担金を払って取水しなくても、長野市の水は足りている。11億2,000万円の建設費負担、その後の管理費負担は水道料金引き上げの要因になる可能性もある。次に浅川部会が取りまとめた治水・利水対策案です。大きく2つです。13回の部会と公聴会を通じて議論を重ね、部会として取りまとめたのは、以下の2つの治水・利水対策案である。時間的な制約から、部会としては基本的な考え方についての取りまとめとならざるを得ないことから、検討委員会の検証によって、その趣旨が生かされるように提案するものである。また、最終的な対策案の選択にあたっては、完成時期や財政的な問題、費用対効果など総合的に判断されるべきである。1つ目の案ですが、ダムと河川改修を含めた総合的治水対策案、現行計画です。浅川は、県下で初めての取り組みとして、昭和60年1月に国・県・市町の関係機関により組織された「浅川流域治水対策等連絡会」により、浅川における総合的治水対策の方法について検討し、関係機関が実施する具体的な対策案を確認した。この中で、浅川の治水対策は、基本高水流量450m³/s、ダム地点で130m³/sのうち100m³/sをダムでカットし、ダムと河川改修による外水対策、内水対策およびこれらを補完する流域での多角的な雨水対策と関係事業が今日まで実施されており、今後も促進していかなければならない。浅川流域の人口、資産および近年の異常降雨等を総合的に判断した場合、100年に一度の洪水を想定した治水安全度を満足するダムと河川改修は、甚大な被害を解消する外水対策として必要不可欠であり、その基本となるダムによる治水対策手法は、確実な洪水調節が図られるとともに、多くの実績を有することから信頼度が極めて高い。浅川ダムは、100年に一度の洪水だけでなく、小～中規模の洪水に対してもピーク流量をカットすることにより、河川の安全性が増し、また、不測の鉄砲水等にもその効果を発揮する。わが国の洪水は、地形が急峻であることから、豪雨時には雨が短時間で河川に集まり、一気に下流域を襲うこととなり、その最大流量（ピーク流量）は、非常に大きく時間が短いという特徴がある。従って、ピーク流量にあわせて河川改修は、大断面となり不効率であることから、洪水の主要因であるピーク流量をダムでカットすることが、流域全体の治水対策上最も効果的である。ダムと河川改修をセットとする計画は、河川のみ計画と比較して下流域の河川改修断面や付帯する橋梁工事等の規模が小さく、工事・用地補償費等における経費を低減でき、家屋移転等の対象戸数において流域住民に与える影響が少ない。ダムに変わり都市部に計画される同等の対策案は、多額の費用と二重投資が憂慮されるとともに、完成までに長期間がかかると予想されることから、浅川ダム本体工事の契約が完了し、河川改修事業が約80%進捗している現在の計画は、効率性および経済性等において最善の治水対策事業である。また、ダムは洪水時に多量の土砂や流木の流出を防ぎ、下流河川で発生する甚大な被害を防ぐ働きも併せ持っており、防災上その効果は極めて大きい。ダムにより、12km余に及ぶ河川の浚渫頻度の減少と安定した流水を確保でき、水生動植物等の生息環境の保全が図られる。ダムによる洪水量カットは、浅川本川の洪水ピーク時の流量を減らすため、流域の支川河川や排水路の合流を容易にし、浅川沿線地域の排水路等における浸水防止効果がある。河川整備のあり方として、これまでの治水対策は、雨水を川に集め、早く安

全に下流に流すことが基本とされていたが、広域的視点から、降った雨はその場所に貯め、下流域に迷惑をかけないことが、上下流共生面で大切な事柄である。ダムは治水と利水効果を併せ持つことができ、灌漑用水・水道水源の安定供給による渇水対策が図られるとともに、河川の正常な環境を保つための維持流量の確保ができる。長野市北部地域の安定した水源確保のため、浅川ダムから5,400m³/日の取水を計画している。検査体制を強化し、水質基準を満たす水を配水する。2つ目の案ですが、河川改修と流域対策の総合的治水対策案ダムによらない案です。古くから洪水被害を繰り返してきた浅川は、天井川で、洪水のたびに破堤・越水の危険に見舞われてきたが、現在までの河川改修でその主要部分である吉田、稲田、富竹地域については一部分を除き基本的に天井川は解消された。また、洪水時における千曲川の増水と重なることが多く、構造的に千曲川への排水が困難になることが、下流域の洪水被害を深刻なものにしてきた。河道狭小、堤防が軟弱なまま長期にわたり改修がなされなかったことも、被害を大きくした原因である。上流域の飯綱高原の乱開発、大型開発が抑制されず、森林の持つ保水力が低下してきたこと、ダム予定地より下流域の急速な都市化現象による雨水排水等、都市型洪水に対する対策の遅れも解決を迫られている。このような、浅川流域の特徴と歴史的な変遷から、浅川にダムができれば、下流部において千曲川の増水と重なりやすく、排水が困難になるために、かえって長時間かつ大量の水がせきとめられ、とどまることになり、内水災害を助長する。また、浅川ダムの建設地は、長野盆地西縁部活断層群の集中する市内でも危険な場所（地すべり防止地区・砂防指定地に隣接）であり、部会の追加調査でダムサイトに第四紀断層（活断層）が確認され、直下の住民の安全を考えればダム建設は避けるべきである。技術的に可能というだけでダムを建設するべきではない。現行計画の根拠となっている基本高水450 m³/sとダム地点130 m³/sは、さまざまな検討結果からみて過大であり（基本高水の項参照）、納得できる基本高水の算出、選定については、時間的制約から、検討委員会の検証にゆだねたい。以上の点から、基本高水を納得できるものに設定し、浅川の河川改修を早期に実施する。未改修部分の河道断面の若干の拡幅、堤防の嵩上げや調整地の組み合わせによる現行の改修計画の実施で、浅川本川の洪水被害は基本的に解決される。上流部の土砂流出防止対策、中流部上部（上松～真光寺）辺に砂防堰堤と沈砂池等を検討し、中流部の堆砂は適時に浚渫する。改修工事にあたっては、コンクリート工法をできるだけ避け、多自然型河川工法を用いる。なお、「ダムにより、・・・水生動植物の生息環境の保全がはかれる。」という意見については、ダムにより、むしろ水生動植物の生息環境が破壊されることを棚に上げた意見であり、納得できない。浅川上流部の飯綱高原を県水環境保全条例に基づく「保全地域」に指定し、ゴルフ場等大規模開発の縮小を図り、猫又池等ため池の堰堤補強対策を早急に実施し、乱開発の防止と森林の整備事業を行い、森林率、保水力の向上を図る。最下流部に、土地所有者に対する用地買収を含む優遇措置を考慮しながら、親水公園を兼ねた遊水地を検討する。都市型洪水等による内水対策として、既設の滞水池、調整池の整備補強を図る。（運動公園の地下貯水池の拡充）長沼幹線排水路の改修をはじめ、都市排水路の改修、排水機場の改良を図る。区画整理事業、一般宅地開発事業、大型公共事業について、治水・利水事業計画との調和と見直しを進める。農業振興地域の保全に努め、水田農業の拡大保護対策を充実する。以上です。おわりにあたってですが、11月23日の第1回部会以来、約4ヶ月余の浅川部会で、従来は一同に会する機会のほとんどなかった浅川上流、中流、下流の、ダム建設に対しては賛否両論の異なった意見を持つ住民と専門家、市・町長が、同じテーブルで議論を重ねた経験は、貴重なものであった。部会での議論を通じて、共通の認識が深まった点、意見が分かれたままの点はあるものの、この部会で議論されたことが、今後の浅川流域の望ましい治水・利水対策に少しでも多く生かされることを願っている。部会を終了するにあたり、時間的制約から検討委員会にお任せする部分については、くれぐれも部会で出された委員の意見や審議内容を尊重する形で検討していただくことをお願いしたい。本来の部会設置の目的である、論議を通じて浅川流域の望ましい治水・利水対策について地域住民の合意と納得を作り上げていくという点からみれば、「3月末を一定のめどに」と言う期限先にありきの制約の中で、議論が煮詰まらないままの不充分さを残して部会を終了せざるをえないことは、大変残念であり、最終部会で5名の委員から部会の議論の継続を望む声があったことも触れておく。また、県当局をはじめとする関係行政機関におかれては、部会の議論を通じて明らかになった事実や問題点を含めて、今後の浅川流域の治水・利水対策の結論がどのようなものになろうとも、住民に対する説明責任を果たしていただきたいことを強く要望するものである。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。大変詳細なご報告でございましたんですが、何しろ初めて部会報告でございます。浅川部会の方で、何か補足とか強調しておきたいことはございますでしょうか。はい、竹内委員、どうぞ。

竹内委員

最終的にこの部会報告が文書のやり取りで、部会の中で最終的に確認されたというものでは、基本的に、経過しないということをお願いしたいと思います。それぞれいろいろな表現を巡りまして、いろいろな意見をお互いに出し合ひまして、最終的に部会長のところでまとめたという経緯であるということとはひとつ、お分かり頂きたいと思います。従いまして、個々の委員の中にも、表現を巡って、私自身もいろいろある訳ですけど、これが適切かどうかという部分も残されているということには指摘しておきたいと思います。それから、冒頭の財政ワーキンググループの論議に係る訳ですが、基本的に代替案というものの中身に具体性がないというところで、例えば、公聴会にかけた意見、公聴会に出した、ここにも5ページに書いてありますけれども、公聴会の時点では、現計画との比較で、330 m³/s、カバー率70%という形で、ダムによらない治水対策案を提案せざるを得なかったが、根拠となるデータが限られているということで、その都度出されてくる意見というか、内容が違っていったということがございます。この点について、今後この検討委員会で論議するにしても、いろいろとそここのところの問題点として、部会で審議した内容とまた違ったケースが有り得るといえるのかどうか。その点については確認をお願いしたいと思います。今までは補強で、質問になる訳ですけども、部会長にお尋ねをしたい訳ですが、基本高水の設定を巡って、今までの部会の論議の中でもいろいろな論議があったんですけど、既存の中で、今までの論議と違ったものが出て来るのか、その点においては、確認をお願いしたいと思いますというふうに思います。それから、ダム建設の関わる、8ページにあります先程表現上違うというか、私どもとして検証、主張として載っているだけですから、それはそれとしてよいのですが、布引ダムの取り扱い、表現載っています。それから、下久保ダムの取り扱い。これについては、部会でもご指摘した訳ですけども、ここに書かれていることが真実かどうかということについては、その時では確認がされておらないということでもあります。特に下久保ダムについての下流域では、というのは、敢えて申し上げれば、ここに30年後に建設省が直轄でやったということなのですが、ダムを指すのに、下流で起きた地すべりというもの、ここに出て来るのが妥当かどうかということについては、今更いってもしようがない訳ですけども、一応論議としては積み残しがあつたということは言っておきたいというふうに思います。私からは補足と質問ということで以上です。

宮地委員長

はい、部会長、どうぞ。

石坂委員

今、竹内委員から私へのご質問もありましたので、ご質問へのお答えと、竹内委員の意見が出された中での私からの補足のご報告といたしますが、説明をさせて頂きたいと思います。何か新しいものが出て来るのかということにつきましては、新しいとかそういう問題ではなくて、基本高水を納得のできるものに設定する方法を検討委員会の検証にお任せしたいということがこの部会報告のダムによらない提案の基本ですから、新しいとかそういうことではなくて、真実に迫って欲しいということと、納得のできるものを検証して算定して欲しいということですから、考えがくるくる変わるといって受け止め方は当たらないと、そういうことですので、二転三転とか、くるくる変わるとか、新しいものが出るとか、そういうご理解ではないということをお答えしておきたいと思いますし、時間的な問題も非常に大きかった中で、公聴会を一定議論が煮詰まった時点でやりたいということは、浅川部会の確認事項でありましたけれども、そういう点では公聴会の開催時期の問題も含めまして、十分に基本高水議論そのものが、煮詰まってそれから、ダムによらない改修案の基本高水の設定も納得のいくものが設定できて、公聴会を開くという、そういう時間的な経過をとれなかったと、途中経過の中で、公聴会を開かざるを得なかったと、それでは、更にもう少し確定してきた段階で公聴会を開けばよいのではないかと、知らない方はそういう疑問を持たれるかもしれませんが、公聴会は3月21日に開催致しました。31日が最終部会ですので、もう一度公聴会を開くという時間的余裕がありませんでした。しかも、全体が途中

経過の中で部会を終わらざるを得ないという時間的な制約があったということをご理解を頂きたいと思う訳です。その時間的な制約に加えて、制約のある3月末という時期が、年度末であったということも重なりまして、基本高水の議論には欠かせない、例えば、浅川部会の委員も務めて頂いております大熊委員などが、年度末で3回くらいのご欠席があったと思いますが、部会の基本高水議論がまさに佳境に入ろうという時に、十分に煮詰まらないひとつの条件にも、ある意味ではなつた訳ですし、検討委員会とのキャッチボールも部会そのものを毎週開かざるを得ないという時間設定の中では、非常に可能性が薄かつたという中で、以上のことから煮詰まらない途中経過にならざるを得なかつた訳ですので、その点補足でご報告しておきたいと思つています。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

宮澤委員

私も報告書を書く時に苦労して、石坂先生もご苦労されたと思うので、ひとつだけ。基本高水のところは先程から出ておりますので、私、先程冒頭にも黒沢とか他のところで取り上げましたですけども、選ばれた地域の特別委員の部会の皆様のご意見というのも重要なところで基本高水に対する考え方お聞きしたいのですが、現計画の450 m³/s とそれ以外のということでございますが、この部会内での意見の比率みたいなものはどうなつたのか、お教え頂ければと、こんなふうに思つています。

石坂委員

比率というのを一人一人聞いた訳ではありませんが、部会の委員だつた方から、それぞれ出して頂きたいと思つていますが、私は大まかに言ひまして、半々であつたというふうに捉えております。

宮地委員長

よろしゅうございますか。砥川の方は一人一人にお聞きになっておりますので、その点は先程おっしゃつてられたのですが、他に、どうぞ、藤原委員。

藤原委員

確かに、浅川部会は、できれば一つの意見に取りまとめて欲しいという要望は何回か出してはいたのですが、結果的には出せなかつたのですね。私は昨日までにこれまで配られた12回の議事録の全部読んでみまして、それで特に10人の公募で出て来られた代表の方、特別委員の方の意見というのをずっと見てみたのです。そうすると、ダムが必要だから造つて欲しいという方が、10人の内の4人で、それから、ダム無しで治水対策をして欲しいという方は5人、そして一人の方は、本当に中立な形で、皆さん方の意見を聞いて判断したいと思うということ、一番最初の時おっしゃつて、そういう形でずっときていました。ずっと議事録を読んでみますと、ご覧になれば分かると思うのですが、ダムを造つて欲しいという方は内水氾濫で、非常に困つているのだ、だからダムを造つて欲しいというのがほとんどの主張だつたのですね。他のダム無しで治水を考えようという方は非常によく勉強して、地すべりの問題、災害の問題、それから、治水対策としてはどうしたらいいか、いろいろなことで、随分、勉強し、調査もし、非常に多くの資料も出されているのですね。ところが、ダムを造つて欲しいという方、ほとんど意見をまとめていないというのを議事録を読んだ段階で感じました。要するにダムを造つて欲しいということだけで言っているだけで、しかも内水氾濫がダムを造れば、防げるかということについては部会での議論の最中に、ダムを造つても内水氾濫は防ぐことはできないのだ、むしろ場合によっては内水氾濫を助長する恐れもあるのだということがほとんどいろいろなダム無しの人たちの話から出てきて、そのことについてはダムを造つても内水氾濫を防ぐことはできないというのは、部会でもっともほとんど確認された事項なのですね。にも関わらず、ダムを造つて欲しいというのは、だけれども、災害があつたら大変なのだ、僕も大変だとは思つていますが、400 mm、500 mm の雨が降つたときにどうしてくれるという話なのですね。ここでは100年確率で130 mm できているのですが、異常気象があつたらどうする、それから、400 mm の雨が降つたらどうする、だからダムを造つてくれというだけなのですね。実は非常にちょっと後で出せと言われれば出しますが、どの位の発言を、どの位の量やってい

るか、ずっと調べてみたのです。そしたら、ダムを造ってくれという人は、ある部会ではまったく発言をされないとか、そういう様なのが続いたりなんかしているのですね。そういう意味では、僕はダム無しで治水対策を考えようと、確かに内水氾濫というのは何とかしなければいけないのだから、ということをお願いしている非常によく勉強された、ある意味で言うところの市民みたいな人たちの言い分というものを聞いてまして、随分しっかりとした調査もしている、勉強もしているなどと思って、ここでもって13回、僕は2回ほど欠席しましたので、11回を通じて、欠席した時の議事録を読んで、そしてそういう感じを持っているのです。ですから、宮澤委員がどんな割合かということについて、意見分布はしなかったのですけれども、議事録を読んで頂ければ公募で出られた10人の方の考え方というのはよく分かると思いますし、今言いました分析というのは、私個人の意見ではありますがけれども、皆さん方、議事録をお読みになれば、それは分かるというふうに思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。はい、松島(信)委員、どうぞ。

松島(信)委員

基本高水のことについてですね、450 m³/sとは違った、ダム無しの中での議論の中で、今日も特別委員の内山さんが資料を出しておるのですが、その内山委員の資料は今日の資料とは別に12回とか13回の時に資料が出ていて、それによると、例えば、鳥居川で大洪水が起こった1995年の梅雨末期に、浅川のダム地点で、計画されている130 m³/sというより、その水量より遥かに下回る水しかでなかったと、これではダムそのものに水が溜まらないから、一体どういうことになるのだと、そういうような具体的な意見が出て、その続きというか、その部会の中で、そのことに関して、特に県の方から、そうではないのだというような見解とか、そうなのだというような見解、そういうようなものが無くて、尻切れトンボのような形で終わっているようなふうに印象を受けたんですけど、こういうような今まで確かに、観測データが不十分とはいえ、その中である程度計算されたものは、既往最大のようなものを使って、実際の実績のものから計算されたものを議論するというのをちゃんとしないと、今まで国が認めているからそれはもう絶対だというだけのことをこれからやっておったのでは駄目だというふうなことを痛感したのです。

宮地委員長

だんだん先程の基本高水の議論に近づいているように思いますが、いかがでしょうか。はい、植木委員、どうぞ。

植木委員

一点教えて欲しいのですが、浅川の内水問題というのは極めて重要だという認識は、前にも聞かされているのですが、立ヶ花の改修というのですか、中長期的に計画しているんだというような話が10ページにあるのですが、この辺は国はどのような計画を持っているのか、具体的なところは説明されているのでしょうか。もし説明されているのであれば、これは重要な話ではないかというような気がしますので、ちょっと教えて頂ければと思います。

石坂委員

すいません。今日資料を持っていませんで、大雑把なご報告になりますが、中長期的な計画であるということが説明のほとんどで、具体的なご説明がありましたのは、この間取り組んできた主に浚渫の経費とか、浚渫量とかのご説明がほとんどであったように思います。後は無堤防地区の築堤の計画等のお話がありまして、立ヶ花の中長期的な計画という中身については、中長期的な計画である以上の具体的なご説明は無かった為に、ここの取りまとめのところでも、千曲川のところに中長期的というのにはちょっと困りますので、具体的な計画年度とか、可能性とか、どのようにやるのかというのを今後行政機関と住民が一体になって、強く働きかけていくべきではないかという意見が出されましたのは、そういう経過からで、具体的な中長期的な計画年度や中身のご説明は無かったというのが実情です。

宮地委員長

なるほど。

植木委員

計画が無いということですね。言ってしまうば、

宮地委員長

示されていないということですね。本当はこの検討委員会で国の方も出て頂きたいと初めお願いした訳ですけども、お断りされちゃった状況がある訳ですね。そういう意味で、ダイレクトに聞けなかったということなののでしょうか。大熊委員、どうぞ。

大熊委員

千曲川の方はですね、事務局の方が詳しいと思いますけれども、一応計画があって、河床をどこまで掘削すればよいか、そういうことが、一応提示はされております。ただ、河床掘削がまだ進んでいないということがあります。それは下流の新潟県、上流で言えば飯山との関係、下の新潟県との関係といったような中で、浚渫をいつどう進めていくかというのはもうちょっと時間がかかるということなのではないかというふうに私は理解しております。事務局の方でその辺詳しく、ご存知であれば、補足をお願い致します。

宮地委員長

何か、事務局の方でその点に関して、特にお話頂けることはございますか。はい、どうぞ。

幹事(河川課)

大熊委員が言われたように、やはり、下流の問題がありまして、年度をはっきりと何年というふうに表示すれば良いと思うのですけれども、示せない状況にあるというのが、お答えだったと思っております。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ、高田委員。

高田委員

質問で、ちょっと読みづらいのですが、11ページの取水を希望というところの下から4行目から、3行目にある、「そのことにより、取水を止めることができない」、これはちょっとどういう意味か、意味が読めないのですが。河川の流域に様々な事業所、施設等があり、そのことにより取水を止めることができない、これどういう意味でしょうか。

石坂委員

お答えします。これは長野市のご意見ということなのですが、取水に反対している住民の皆さんが主に安全性のことで、すぐ真上にある産業廃棄物処分場の汚染のことを心配されて言っていることに対して、長野市のご意見としましては、産業廃棄物処分場、工場廃水が流れてくるからとか、そういうことを言い出せばきりがないと。流域には、様々な事業所や設備があって、そこからいろいろな水が、汚れたものも流れてくる訳で、要はそれが基準に合っているかどうかと、そういう安全性の確認ができれば良いと、そういう意味です。

高田委員

はい、分かりました。

宮地委員長

その他、いかがでございましょうか。先程基本高水の話に戻りますと、部会長は、基本高水を妥当な値で納得のできるものを検討委員会でお考え頂けるならば、それに対してどうこういうつもりはないというふうなご返事だったと思うのですが、その辺の中に、竹内委員は、数字が違ったらまた新しいの言うのかとおっしゃいましたのですが、その辺のことは無いように今感じたのですが、竹内委員、どうおとりになりましたか。その辺の話を。

竹内委員

部会の中で、そのことが実質的に確認されているのかどうかということなのです。確かに、文書上、あの時に出た文書では、それに近い取りようがあるのですが、結局、全体の中で確認して、文書に集約しているものではないですから、代替案というものは、私は、代替案はないと、文書でも申し上げたつもりなのですけど、それが公聴会に一回諮ったものがあって、それに基づく意見を公聴会では論議している訳ですよ。それが今ここに書かれている公聴会の時点での、既往最大相当の330m³/s、カバー率70%というのがひとつの案として出されている。ですから、それに基づいて論議されてきたのが、段々と変化してきたと、最終的には代替案についていえば、財政ワーキンググループの方で論議をしていくので、それについて具体的な河川の断面とか、そういうものを出して頂きたいというお話を申し上げたのですけど、部会の場面では出なかったということですから、これから、基本高水の数値というものが、だんだんまた変わっていくとすれば、浅川部会の中で、特に公聴会が問題になると思うのですけど、論議したものと違ったものになっていく可能性があるということは、やはり、問題が起こるのではないかと、住民との間の関係でいえば、そういうことを私は申し上げているつもりなのですけど。

石坂委員

そういうご意見であれば、煮詰まらない状況の中で、部会が終わらざるを得ないという最後のあの場面で、部会の議論が煮詰まるまで継続すべきだという方に賛成して頂ければ良かったと思うのですよ。私は部会長という立場でどちらにするべきということは言いませんでしたし、あの最終部会の場面では、その事があるからこそ、5名の方が基本高水の納得のできる設定を検討委員会とのキャッチボールで納得したいと、先程もここでも記載してありますし、私もご報告しましたように、あくまで検討委員会とのキャッチボールや専門家との皆さんとの検証も頂けないなかで、既往最大相当を基準に考えるべきだという住民側の提案があった時に、事務局のお手伝いを頂いた訳ですけど、あくまで、450m³/sという今の現計画を基準にすれば、それはカバー率70%相当と言われたことに対して、あの途中経過の中で、そういう記載をした状態の提案を公聴会に投げざるを得なかった訳ですから、それでもないものでもう一度やるべきだというご意見であれば、部会の議論の継続ともう一度の公聴会の開催を竹内委員から主張して頂きたいと思います。

竹内委員

私が申し上げているのはそういうことではなくて、あの時点でその後、基本高水が変わっていくという認識は、私はしていない訳です、その当時。ですから、そういうことで了解をして、あの時点ではここで審議としてはもう継続しても同じことなので、継続しない方に手を挙げたという意味合いです。ところが、お聞きすると、また変わっていくというふうにとれるものですから、今ちょっとそのことを経過としてお聞きしているのです。

石坂委員

変わっていくのではないというふうに先程も申し上げていますように、納得できる基本高水を設定することを検討委員会に検証して頂きたいということが結論ですから、くるくる変わるというような言い方をされると私は非常に心外なのですけど、330m³/sというのを確信持って住民が言った訳ではなくて、幹事会のお手伝いを頂いたなかで、皆さんがおっしゃるのは、あの時は昭和61年洪水でカバー率70%に相当しますと、それは330m³/sですよ、と事務局のお手伝いでおっしゃるので、公聴会の時点ではそうだったということですから、先程午前中ご報告頂きました基本高水ワーキンググループの最後のワーキンググループの2名の方の大熊委員が代表してご報告されましたその最後の結論で、おおよそ34年洪水などを基準として、350m³/sくらいが妥当ということになれば、それでよい訳で、それ以上くるくる変わる訳ではありませんので、そこは誤解の無いようお願いしたいと思います。考え方は変わらない訳です。

宮地委員長

そうですね。はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

僕は、一番最後のところの5名にも入っていませんし、もうひとつのこれで終わりにしようという9名にも入っていません。両方とも手を挙げなかったのです。というのは、このままずっとずるずるといって、まとめを無しにして、まだ続けていっても、とにかく先程言いましたように、ダムを造るということを主張している方はまったくその理由も何にも納得のいくような説明をなされない訳ですよ。これは議事録を見て頂けばもうはっきりしているのです。ですから、いくらダム無しで治水を一生懸命考えて、基本高水の問題、それからダムの地質の問題、そういうものを一生懸命提起して、だからダムは止めて、そしてそれ以外の治水の話をやりたいということをして5人の方は一生懸命、とにかく資料も沢山出されて、いろいろ説明するのですが、それに対して、ほとんど意見を言わない、ダムを造って欲しいという人は、そういうようなことに耳を貸そうとしない訳ですよ。ですから、そういう4人の人達に、これから1年かけても2年かけても、もうまとまらないと思うから、だからもうこれで以って継続しない方がいいだろうと、こんなもの何回もやっていても時間の無駄だなあという感じがしたので、だから5人の中に入りませんでした。そういうことです。

それともうひとつ言わせて頂きたいのですが、このまとめの6のところの地質的にダム建設に支障は無いという、そういうところ、上から5行目ですが、今回の部会からの疑問及び現地調査の結果に対する元委員の見解においても、結論を見直すべきとの主張は出されていないというのですが、第6回の時に、この浅川ダム地すべり等技術検討委員会の方、川上委員長と赤羽先生が説明をされているのです。その中で、最後にこういうやり取りがあります。住民の委員から赤羽先生にお伺いしたい。以前講演会で講演して頂いた時には、浅川ダムの建設予定地は長野盆地の西の縁に当たる。それは地盤が複雑で地震が繰り返り起きているので、大きな構造物を造ることはこういうところは非常に問題があると言われたのですが、どうですか。という質問をしたことに対して、赤羽先生は、今言われたとおりでして、長野盆地の西縁という条件下においては、まったく前に言ったことと変わりはありません。危険性がより高いところ、そういう所にはいろいろなものを造らないというのは、当たり前なことだと思いますが、今でも勿論、変わりはありません。ただ、ここの浅川ダム地すべり等技術検討委員会では委員会の目的がありますので、その計画がどうかという判断をした訳です。その辺を分かって頂きたいのです。要するに、ダムを造った方がよいかどうかという議論をした訳ではないのです。その辺はご了解して欲しいというふうなことがこの議事録に載っている訳ですよ。そういうことと、それからここで元委員の見解においても結論を見直すべきという主張は出されていない。確かに、結論は見直せというふうにはおっしゃいませんけれども、こういうところにこういうものを造ってはいけないということ、ゴーサインを出した委員のひとりの赤羽先生が言っているのですよ。だから、私はダムを造る地盤の地質の問題というのも考えないといけません。私がここの委員会に一番最初に入った時には、ひとつは、内水氾濫を防ぐにはダムが必要なんだと、しかし、ダムを造られるのは非常に危険なところだということで問題があるんですと聞いていた訳なんです。ところが、内水氾濫の問題はダムを造ってもこれは防げないし、場合によっては、更に助長する時もありますよと。それで大体その点については、部会の人たちは了解をした訳です。なるほど、そういうことなのかということがあります。そうすると内水氾濫を防ぐ為のダムではないのです。しかもそのダムがそういう危険なところに造られるということになれば、やはり、そこら辺のところも考えて、総合的な治水対策というものを検討するというのをやっていく必要があると思うのです。ただし、繰り返しになりますけれども、浅川部会は、今言いましたように、ダム建設を主張する4人の住民代表の方はほとんど、説得力のある議論をしない。ただ水害にあっては困るから、ダムを造ってくれということの繰り返しなのです。とすると、それをここで、この問題を考える時には、それを部会に戻してもまた意味が無いことになってしまいますので、今度上がってきたことについては、この検討委員会ですっきりと判断をして頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、議事録には確かに、そういう赤羽さんの話が載っておりますが、川上委員長はまた別のことを言っておられますことはあるとは思いますが、ただ、どうでしょう。はい、どうぞ。

竹内委員

藤原委員の言われたことなのですが、意見を言うというのであれば、いくらでも浅川について私も

意見を申し上げますけど、意見を言う場だと思いませんので、あえて申し上げておきたいと思っておりますけど、藤原委員の言われたことに対して申し上げておきたいと思っておりますが、例えば、実際に部会をやってみまして、ダムを必要だとする皆さんの意見が説得力が無いとか、反対する皆さんは十分に勉強していて、逆に言うと賛成している皆さんは、十分勉強していないんだと、こう取れるような話の中でのを言われるというのは、私はおかしいと思います。例えば、基本高水の問題、地質の問題について、それぞれ専門の方がおいででございますし、そういう方と住民の皆さんとが一緒になって、論議しましょうというのが、部会だったはずなのでございます。そういう原点を考えると、賛成する皆さんの中には、当然行政がやることを信頼されて、そして行政がやっているからそれは正しいというのもひとつの意見かもしれないです。ただ論議の経過の中で、格差があったことは事実かもしれませんが、ちょっとそういう言い方をされてしまうと、もう部会は終わっていますので、私は部会の皆さんに失礼だと思っておりますので、今の発言は取り消して頂きたいと思っております。

藤原委員

失礼なことを言ったとすればお詫びします。ただ、私は砥川の議事録と浅川の議事録、とにかく全部読みました。読んでみての感想で、感想として一委員の意見として、述べさせてもらったということで、決して誹謗、中傷するつもりで言った訳ではないのですけれども、これ以上部会で議論をしていてもあまり実りが無いのですよ、ということを立て証しただけです。

浜委員

今の意見で砥川のこともおっしゃいましたが、砥川の特別委員の方もそういう感覚を受けたということですか。

藤原委員

いや、僕が今言ったのは、浅川部会の話をしている訳で、砥川も読みましたということです。全部、議事録は両方とも読みました。砥川のことについては、僕は現場を知りませんので、ただ読んだだけで、いろいろ疑問点は感じていますが、そのことについては申しません。

竹内委員

付け加えさせていただきますけど、例えば、浅川も実際には運営上では部会長が大分苦労されて、いっぱい喋る方がお出でございましたので、議事録上、文字の数でみれば、反対されていた方の喋っている回数が多いと思います。ただ、問題は同じことを何度も発言されている場合もあるし、或いは、県の皆さん、事務局に説明を受けても、その事を聞いているか聞いていないか分からないような発言もあったと、同じことが、前の回でやられたことを何度も何度も繰り返されているということもあったということは、私は敢えて申し上げておく、それは認めて頂きたいと思っております。ですから、そういうことも背景にあって、私も手を挙げなかったというのは、そういう意味でいくと、ということも先程申し上げましたけど、印象としては持っていますということは申し上げておきます。

石坂委員

ちょっとあまり水掛け論になることは意図するところではないのですが、ただ、勉強している、していないという問題なのですが、私は藤原委員と竹内委員のどちらかの肩を持つということではないのですが、議論の過程で、やはり、特にダムを希望される方々が、先程も出た話とちょっと重複しますが、自分達は勉強していないのだと、ご自分でおっしゃっているのですよ。だから行政のやっていることや、言っていることを信じるしかない。ただ、それだけではやはり浅川部会の場合も48名の方が応募されて10名が選ばれた訳ですから、新しい治水、利水の在り方を、賛否両論という今までの立場だけではなく考えていこうという時に、やはり勉強はして頂きたいと思うのです。住民の安全がかかっている、本当に危険な地すべり地や、ああいう地盤のところには危険と、それからそれを避けて、他の方法でできるのかということは、いろいろな角度から検証していかなければいけない訳ですから、やはり、みんな大変です。ダムに反対している人達は暇がうんとあって、賛成している人は忙しい人たちがばかりとは言えない訳ですから、委員として選ばれたからには、努力して勉強して頂きたいということは、勉強していないということをおぼろげに言うような発言も中にはありまして、私はそれが非常

に残念に思ったことです。もうひとつ、発言の分量ということですけど、特に最終部会で、安全性の問題と基本高水の問題について、本来これは本当に情報を共有して議論すれば合意できる問題ではないかという、そういういろいろ意見が出た時に、納得できない方たちが反論しないことは、議論の場であるだけに私は非常に残念に思いました。分量の問題とか何度も発言するとか、そういうことだけではなく、なぜ何度も発言するかといえば、一致しないのだけれども反論が無いと、だから議論にならないと分かって頂きたいということで何度も発言するとそういう場面もあったと思います。ですから、自分が納得できない意見であれば、経験でも結構ですし、感じていることでも結構ですから反論して初めて議論が噛み合っ、前進していくのではないかという点では、やはり段々にそうなりかけたかというところで結果としては終わることになりまして非常に残念なのですが、それが私の一応感想です。

植木委員

すいません。部会報告の内容について質問してよろしいですか。

宮地委員長

はい、私はその方がよいと思っておるのですが、話を進める為には、前のことに反省もございましょうけども、とにかく部会の報告が出た訳でございますので、その内容について、どう進めていくかという方向に議論をして頂く。私も今そういうことを申し上げようと思ったところなのですが、よろしゅうございましょうか。植木委員、どうぞ。

植木委員

私も浅川の方の議事録をなかなか読み切れなくて、勉強不足ということは反省しなければいけないのですが、地質のことでむしろ松島(信)委員にお聞きしたいのですけれども、FV 断層が第四紀断層であるということは、多くの専門家の方が認められている訳ですね。これは極めて重要だと、例えば、砥川でも第四紀断層の問題はかなり議論した記憶があるのですが、ここでその詰めですね、多くの方がこれを認めながら第四紀断層に対する評価はどのように落ち着いたのかがこれでは見えて来ないのですが、部会長でもよろしいのですけどちょっと教えて頂ければと思うのですが。

石坂委員

松島(信)委員の前に、私簡単にちょっといいでしょうか。断層の活動度について意見が分かれたご報告を受けまして感じていることですけど、やはり、今回追加調査を部会で確認してやっては頂きましたけれども、人力のつまり手で掘る、そういう範囲の調査です。調査といいますが、でも非常にご苦労して頂きました。松島(信)委員には寒いなか長時間かけて何日も何日も。その程度の調査では分からないことの方が多すぎると。だからこういう結論になると、私はそう受け止めております。

宮地委員長

松島(信)委員、どうぞ。

松島(信)委員

議論が分かれたのは、活動度の問題ですよ。その前にもうひとつ議論の分かれたところは、斎藤先生が新期堆積物、新しい河床礫に対して、影響を与えていないからというような意見を申されているのですけれども、この新しい堆積物という意味は、トレンチをした地点、その地点の一番上に乗っている堆積物なのです。これはもしかしたら、人工の堆積物かもしれないのですよ。整地した時の。だから、そういうようなことをきちんと検証するというか、それだけの時間は取れませんでした。つまり、断層によって礫が動いている、動いていないということの議論に集中してしまったのです。それで、地震の影響ではないかと言われている。だから地震の影響だから大した事はないよ、動いていないのだよと、こういう意見がやはり、斎藤先生の方から出た訳です。その地震の影響というのは、つまり、弘化4年の善光寺地震のことをいっている訳なのですけれども、地震の影響があったかもしれない、無かったかもしれないということは、あの時点の調査では、これはまったく分かりません。どっちとも断定できないのです。もうひとつ礫層に対して、影響を与えているという表現と動いているという表現に2つに分かれます。影響を与えている、という意味は大した事はないという意味です。私自身は、動いてい

るという方の意見なのです。なぜ動いているかといいますが、礫が全部再配列しているのです。礫というものは、川の働きで堆積するものであって、自然に堆積した状態、それは簡単にいいますと、礫がほぼ水平に堆積するのです。平べったい面がお互いに重なり合うように堆積する。ところが、トレンチしたところでは、礫が斜めに、または垂直に立っているのですよ。立っているということは礫が動いていることです。礫が動いていることに対する評価は、そういうふうにある程度分かれた。その辺のところははっきりと申し上げますと、斎藤先生の方は、礫は影響を受けている程度で、動いてはいないというような結論に最終的になりました。赤羽先生の場合は、その辺は曖昧でした。曖昧ということは、どちらとも結論を言わなかったと、こういう状況でした。私を含む3人は、これは地震によって動いたことによって、礫が再配列したのだと、そういうような結論なのです。その再配列というのは、あそこの断層は横ずれ成分のある断層でして、地盤が上下に動く断層ではないのです。従って、その辺のところはやや見解が異なってくるという、そういう結果ですね。それで、活動度に関しては、1回のトレンチだけでは、活動度は大変難しいです。つまり動いた時間は炭素14の放射線年代によって、約1万3000年前の礫層だということは分かりました。その礫層以後に動いているということは分かる訳ですね。その礫層以後に私の方の見解は2回動いているという見解です。それは、斎藤先生の場合は、そうかも知れないと言われましたけれども、最終的には、それを否定されました。そういうように議論が分かれました。時間はそれで設定できるのですけれども、何メートル動いたかというのは、1回のトレンチだけでは、ちょっと無理だった。そういうことで、さらに連続してそこを掘削していけば、何メートル動いたということは分かります。ですが、そこまでは却問的に無理でした。

宮地委員長

植木先生、よろしゅうございましょうか。

植木委員

はい。

大熊委員

今、初めて、炭素の結果を聞いたのですけど、1万3000年ですか。

松島(信)委員

もっと詳しいデータはありますけれども。

大熊委員

非常に極最近ですよ。縄文が始まった時ですから。今、松島(信)委員のお話を聞いていると、もうちょっと調査すれば分かるということな訳で、これをもうちょっと調査することは不可能なことなのか。そしたら、その辺は明らかになってくる訳ですから、是非、それは、あとお金がどれくらいかかるか、私には分かりませんが、これから夏にも向かいますし、調査はある程度やり易いでしょうから、早急にやって頂いて、そういう方向性というのはとれないのでしょうか。そしたら、はっきりと明確になるということになると思いますけれども。

松島(信)委員

いいですか。

宮地委員長

はい。

松島(信)委員

それはそういうようなことに成り行きとしてなれば、それは勿論良いと思うのですが、その場合、確かに検討委員会の中で、地質関係の体制が弱いですよ。ですから、この前のように、トレンチ開けた時に、私を含めて5人の専門家に来て頂いて、総合的に判断してもらおう。それは、基本高水のワーキンググループと同じように、当然意見も分かれるところもあります。でも一致するところも当然出てき

ます。ですから、その点がひとつと、もし調査を更に続行するとなりますと、難しいと思う点は県道にかかるとのことです。今調査したところは、進入路のところだけなものですから、その延長上は県道に入ってくるのです。今使っている県道です。ですから、そういう点では制約が関わるかと思えます。だから体制の問題と県道との問題、これらがちょっと簡単にはいかない点があります。

宮地委員長

確かに調査ができればよろしいのですが、その調査までこの話を待っているという訳にもいかないように思うのですが、果たしてそれが決め手になるか、よく分からない面があります。

大熊委員

だけど、少なくとも仮にゴーサインが出たら、私は調査しないで、ゴーサインというのは有り得ないだろうと思います。ここまで疑問が出されていて、それをチェックしないで造るなんてことは有り得ないと思いますから、いずれにせよ、やらざるを得ない調査だと思うのですけどね。

宮地委員長

確かに、地質の問題に対しては、浅川の方では意見がはっきり分かれておる面とまだ分からない面がある、2つの事はかなりはっきり書いてございますね。どういう方向で検討委員会が答申するか分かりませんが、今の話は重要だよということは、是非書いておく必要はある、どっちになってもですね。それはあるのでしょうか。いかがでございましょうか。

石坂委員

それに関連してなんですけど、真実を知りたいという点では、私も追加調査は是非お願いしたいところです。しかし、時間もお金もかかります。そういうことと言えば、今の大熊委員の意見に賛成なのですが、100年に1度の予想される洪水の時に、いろいろ検討してみたけれども、やはり、ダムを造る以外には良い方法がないのだと、結論としてダムを造らざるを得ないということになった時には、私は追加調査を是非やって頂いて、判断材料にして頂かない限りは、納得できないと思いますので、ダムを造るという結論を選ぶ時には、調査を条件にして頂きたいと思えます。

宮地委員長

それはそうなった時に是非なった時も書いといてくれと、当然のことかも知りませんが、私もそう思います。どうぞ。高田委員。

高田委員

地質の話から離れますが、このダムは先程から話が出ていますように、千曲川合流点との水位の関係で、役立つダムか、役立たない、むしろ内水氾濫に加担するダムか、それは非常に大きな問題になる訳です。地元の方の何人かにお聞きしたら、千曲川の水位上昇と浅川のピークが3時間くらいずれるというお話をお聞きするのですが、浅川のピークと千曲川のピークの関係というのは、調べられているのでしょうか。もしそういう形で、割と規則的に千曲川のピークがずれるとなると、このダムはむしろ内水氾濫に加担する一方のダムになってしまうという話になりかねません。そこを千曲川との関係をきっちりしておかないと、このダムの効果はもの凄く疑問に思うのです。そこら辺の議論は部会で、或いは、県からの幹事会からの説明はあったのでしょうか。

宮地委員長

その辺、どうなのですか、どうぞ。

石坂委員

お答えしますが、千曲川工事事務所に来て頂く要請は、早くからしておりましたし、部会の委員皆さんから希望は出ていたのですけれども、なかなか来て頂けず、最終に近い時期ようやく来て頂けたということと、それとご説明して頂く時間が短く限られておりました、実は質問を希望した方の大半は質問できなかったという状況で終わってしまいました。ですから、今、高田委員からお話があった

ような点までご説明を受けて、議論を深めるという時間はとれなかったということですが、私もそういう点では、経験的には部会の中の発言で下流域の住民の委員が、大体3時間遅れて今のお話のとおりですけど、千曲川が遅れて増水してくると、経験的なお話としてはありましたけれどね、それはデータで確認はしてありませんので、千曲川は千曲川でデータがあると思うのですね。雨量と水位と流量の。浅川の方はありますので、それを突合わせるということは必要かとは思いますが。

大熊委員

今、浅川部会長からそういうお答えでしたけれども、部会の中では随分議論がありました。それから、例えば、山岸さん辺りから国土問題研究会が計算された結果をここで提示して頂いて、その結果から確かにそういう傾向があるということは我々納得致しました。それについて、事務局の方から特に反論はなかったということで、私は場面の中でその現象は十分にあるということで認識致しました。国土問題研究会の計算の仕方が間違っていれば違ってきますけれども、私はあの段階では十分それで納得のいくデータであるというふうに判断致しました。

宮地委員長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

幹事(河川課)

浅川の部会の中で、その問題につきましては、千曲川と浅川の樋門の関係がありますので、規則性はない、分からないということでお答えさせて頂いています。それと58年の場合は、悪いケースであったろうということで、お答えさせて頂いています。即ち、いろいろ予測するにしても、樋門の閉まる時期というものを考えなければならぬものですから、いろいろケースが出てきてしまうと、予測については難しいというお話をさせて頂いた。

大熊委員

だけど、そういうケースが有り得ることは事実ですよ。過去のもので少なくとも、何年洪水というのはちょっと覚えていませんけど、少なくとも、最近起こった洪水の中で、そういう、いつ水門を閉めてどうなったという確か2ケース出ていたと思いますけれども、そういう事実はあるということ、それがどの程度の頻度になるのか、稀なケースなのかという議論になっていくのかもしれないけれども、ともかく今までの経験上、今それをシミュレーションしてみるとそういうことが有り得るということだと思います。

藤原委員

今の話は住民の人から複数の人がその問題を出してしまっていて、千曲川の増水に伴って、水門止めてしまうと、後は出るところが無くなってしまいう訳ですよ。それを44 m³/s のポンプで出すのだけれども、それではとても追いつかないので、どんどん水が溜まってくる、だから内水氾濫は千曲川との問題を解決しないうちはダムを造っても内水氾濫は防げない。それからもうひとつは、今度の浅川ダムというのは、あな空きダムで、130 m³/s の水が流れ出て、30 m³/s 流すから、100 m³/s はずっと溜まって、それが最終的には30 m³/s ずつ出ていく訳ですから、そうすると、内水氾濫の時間が長引くということを地元の住民の人、小林委員だったと思いますが、そういうことで全部説明をしてくれました。

宮地委員長

その辺は、ダムを造ってもかえって内水氾濫が助長するというのは、かなり一致した意見でございましたね。浅川部会では議論が一致したところもございますし、明らかに基本高水のようなところとか、対立している部分も非常に明確に出ておる。ただ私残念に思うのは、基本高水のところになりますと、それではどうするという具体案が何にもはっきりしたものが無かった。そういう意味でちょっと困っておりますが、どうでしょう、実は砥川の方は前回ご報告頂いて、ご意見も出ておりますが、砥川の方にも似たような問題があるかもしれないので、浅川、砥川と言わずに、2部会のお答えをどう持っていかと、そういう方向で少し議論をして頂いたらと思うのですが、どうでしょうかね。

宮澤委員

私もそれがよいと思います。どういうふうにまとめていくかということもあるかと思いますし、どういう論議を深めていくかという問題もあると思います。今日私も初めて基本高水ワーキングの方から、それぞれ別のご意見でございますが、統一ペーパーではありませんが頂きました。これを拝見しまして、今まで、今日も部会の特別委員の皆さんも傍聴されていらっしゃる方もおいでになられるので、私なりに部会の審議を含めて、お話ししておかなければならないと思っただけでございます。これは2日雨量についてですね、これは斟酌すべきではない、2日雨量で考えるべきではないという、こういう大熊座長と高田委員のご意見でございました。それで、昭和34年8月の降雨パターンを挙げて、一番最終の時に、終わり際ですね、その時に28.5mm降っていると、こういう雨の量を挙げられておりましたですけど、それでこれを見てみますと、9時から9時、その前のところが、そんなに雨量がないから、これを何で2日にしたんだと、こういうことでございますけれども、これは砥川も雨量、大体私も全部分析をさせて頂いて、6月、9月、ないしは梅雨時期に多い。ですから、1週間降り続いているというようなこういうケースが非常に多い。こういうケースの中から2日雨量を設定してきたというふうに私は理解しております。そういう形の中で、ここでもって2日雨量は本来1日雨量ですべきであってということで、2日雨量、引き伸ばし率でもって国の法律でいったら引き伸ばし率がどうかというのはまた議論があるかもしれませんが、1.8以下で収まっている。ここら辺のところを、なんで問題になってこんなふうにお考えになられるのか。また先程大熊委員から飛び抜けたものはカットさせて頂くと、こういうことであります。ひとつ伺いたいのですが、カットしたものは、大熊委員が一番初めにここで説明した、比流量、合理式の中で、飛び抜けたというような外す根拠があるのかどうか。要するに考え方の中でもって総合的な多く出たものの外す基準、大熊委員が主張された外す基準はどこにあるのか。これはやはり住民がしっかりとそれを聞いて頂かないと、納得しないのではないかと。ここでとりわけ高いものがありました。基準なのは、合理式と比流量で想定して、果たして外しているのかどうか、このところも私としては、どうなのかと、こういうふうに先ず思います。

大熊委員

先ず2日雨量でやられたことに関して、全面的に否定している訳ではありません。1日雨量も挙げてやって頂きたかったということで、私は、2日雨量でやられた結果の中で、それを尊重しながら最終判断をしているということであります。

宮澤委員

大熊委員の発している情報は統一性がないのですよ。今日2月18日の議事録の議事録署名人で署名しましたけれど、そこでは大熊委員280の基本高水流量は合理式、流量から考えて、それは妥当な数字であるということをお願いしているのですよ。私もですから最後の3月2日、3月16日にまとめる時に、座長の意見でございますから、それはこの検討委員会で多くの皆さんが論議をし、マスコミ公開の元で発せられた言葉でございますから、立派な280というのは、それぞれの根拠がある。こういうふうにプロセスから判断をして、最終の報告書の中に280というものも入れた訳であります。勿論、委員の皆さんのご意見もありました。それから、大熊委員は水文学というものは、20%から30%の開きがあって当然のものだ。大熊委員の214という、これもきちんとした数字、これを財政ワーキンググループの方では進めて下さいと。私今日、昼休みの時にNHKのニュース見たら、大熊委員談で280と214をご提案されたというふうに報道されておりましたけれど、私ちょっとこの文章から見て、280なんて、どこにも提案されていませんし、一体、どうなっちゃっているのだろうと、大熊委員の言われる説明に基づきまして、部会運営やって参った訳でございます。それが今日になってまたこういうようなものが、ぼんと出される。一体どこに、やはり、私どもは基本高水ワーキンググループとして、大熊委員を頼りにしている訳ですから、その人がこんなに議論がぱんぱん変わって。

大熊委員

話をさせて下さい。

宮澤委員

私の意見中です。まだ発言中です。ここでもって述べられるご提言は結構でございますが、もう少し、やはりこれ全国から注目されている訳であります。勿論、地元の新潟県もありますでしょう。ですから、

もうちょっとやはり、ご発言はきちんとして頂いて、ぶれないようにして頂かないと、検討委員会の出す結論が、それによって大きく左右されるようなことにならないように、私はそういうことを思うのです。それから、基本高水ワーキンググループで、先程、私は松岡委員はずっと同じ意見を主張されていると思うんです。ずっと主張して、量も同じ何々も同じだというのは、まったく私は松岡委員の意見の方が一貫性があると思うんですね。だから、そここのところだけはご意見が揺れるのは結構でございますが、こういうふうに基本高水というものは決定していくのだということを、基本高水ワーキンググループの最初の段階に、この検討委員会に示された方法と今日出された方法がこんなに違って、普通の人だったら、同じ人の意見かと思えますよ。

大熊委員
よろしいですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大熊委員
基本的に私は変わったつもりはありません。最初から今まで一貫しております。それで今の214という細かい数字を言ったのは、ここで出ている数字で表現する以外ない訳ですよ。これを210と書くのか、200と書くのか、220と書くのか、それは最終的にこの検討委員会でご判断頂きたいと、それが最終的な決定です。だから、事務局から今まで、過去提案されてきている数字の中を拾って、ひとつの目安としてこれが挙げ得るだろうということを申し上げているということです。それから合理式、比流量の話に戻りますけど、比流量というのは、前にも申し上げましたけれども、第1次近似であると、合理式が第2次近似であると、貯留関数法で計算するのが、より精度が上がってきた第3次近似であると、それでも先程から言っているようになかなか幅がある訳です。まず比流量というのは、第1次近似で比較するということです。そういう意味では、諏訪湖のあの辺の細かいもので議論するには、やはり、大まかな諏訪湖全体、あの地域全体の中での議論ですから、細かいところの地形まで含めた時には議論し切れないということで、第1次近似であるということ。他のところを比較した場合、確かに特段に高い値ではないと思います。それから、合理式で計算するというのも、やはり第2次近似であって、Fの取り方、我々が期待するといいますが、客観的に、科学的に出てくるという値でなくて、Fを少し変えれば変化するものです。ですから、それで正しい値とか、そういうことではないということで申し上げてきております。

宮澤委員
近似というのはなるべく真実に近い、高田委員はカバー率の問題を気に入っておられました。大熊委員は少なくとも今まで、基本高水の決定の仕方は、そういうような決定の方式があると、近似ということは、水文学からしたら、20%から違いがある中で、近似というものは確かめ方に対して、近いということで申し上げられているのではないのですか。私は土木工学的なことには素人でございますから、その水文学のお話を聞いて、うんと楽になったのですが、本当にそういうふうな気持ちを持ったのでありますが、そういう中で、例えば、大熊委員が住民アンケートなり、住民投票やったらいいと、どういう話の流れを基準に基本高水について、住民の人たちは自分の主張を言えるのですか。それはやはり、そういうようなある程度のデータになるほどと思うから、それに対して自分の意志を伝える訳でありますよ。その意志を伝える為にマスコミの皆さんもこれだけ協力して下さい、なるべくそういう流域の皆さんたちに正しく伝え、判断の基準にしよう、ということで、部会もそれぞれ行われてきた訳でありますね。その時にやはり、基本高水の出し方のことがこんなに一人の人がそれも検討委員会の基本高水の総責任者、その方がそんなに違うような値を出されたのでは、住民はどれを信じて、どれに対して自分の意志を話せばよろしいのですか。私はそこが一番分からないのですよ。

大熊委員
何度も言っているではないですか。幅があるものとして出てきていると、それで100%カバー率でとるのが、どの値をとるのかということが今議論になっている訳です。ひとつの答えを求めると言われて

も求められないということを行っている訳です。

宮澤委員

今のこれはひとつのことおっしゃっておられますよ。問題点とその解決方法は、これは今おっしゃられている意思とは全然違いますよ。ひとつではないですか、唯一解ではないですか。全然言っていることが。

大熊委員

唯一解ではないですよ。こういう方法で棄却する方法がありますよと、そういう方法論を言っているのです。

宮澤委員

これもありますということですか。

大熊委員

そうです。

宮澤委員

私ども、やはり、住民が素人なのでよね。そういう人たちが正しく理解する時に、こういうようなペーパーで、今日の検討委員会のワーキンググループの中でのひとつの答えとして、これがひとつの方法ですよ。意見ではありませんよと、今言っているなら、最初に話をしたのとえらい違うではないですか。

大熊委員

最終的にここで私に意見を求められて、検討委員会として基本高水を、おまえはいくらにするのだと言われたら、私は答えます。基本高水というのは、最終的に何度も言っているように、総合的に少なくともこの検討委員会で決めることなのですよ。私が今言っているのは、こういう選択肢がありますということ、ずっと一貫して言っているのです。

宮澤委員

私の感じはそういう感じですけど、それぞれ皆さんの感じとか、私は住民投票と住民アンケート、これを否定する訳ではあません。しかし、それには、正しく住民の皆さんにその条件を知らせる。アカウンタビリティをする。これは行政の責任であります。そういう中で何を示すか。住民の皆さんに正しく理解してもらう為に何を示すかというような、そういうしっかりした機会が無ければ、ただ住民投票と住民アンケートに依存するのはどうかと思います。

大熊委員

私のこの書いたペーパーですね、多分僕は住民の皆さんそれなりにきちんと読んで頂いたら、それなりに判断して頂けるだろうと考えております。後、高田委員、私が今一方的に話をしていた訳ですけども、合理式とか比流量といったような問題について補足をして頂きたいと思えます。

高田委員

比流量というのには、有名なクリーガー曲線というのがあります。これは河川工学をやる人間は誰でも知っているものですが、それは地域分布、例えば、四国とか九州とか北海道とかそういうふうなところでの統計的な比流量を出したカーブがありますが、それはまさに第1次近似です。それで、砥川流域、浅川流域の話というのは、それに比べて、5倍も大きいとか、5分の1とか、そういうものにはなっていないというくらいの判断しかできません。合理式というのは暗算の世界です。昔は計算機が無い時代はそれに近い形でやっていたのですが、貯留関数法のようなものができて、計算機が作られるようになってから、貯留関数法を使えて、精度が相当上がったと思えますが、それも真実の値とどれだけ近似しているかの問題になります。ですから、これも昨日のワーキンググループの議論からでも先程の話にもありましたが、何年確率という誤差というか、変動の範囲に比べて、2倍、3倍とい

う、そういう数値が出て来る訳です。ですから、それは起こり得る幅を示していますので、それで河川砂防技術基準(案)では、50%以上、60から80という、そういう値があるということです。この大熊委員のレポートにあります、私と連名ですが215というのは、県が出した280 m³/s を100%最大に、これに対して80%のカバー率というのが、215 m³/s です。だからそういう点で、2日雨量で280 m³/s を出した、あの算出雨量、決して一番精度のよい方法とは思いませんが、先程も言いましたように、時間的制約から既存の道具を最大限使おうという場合には、大熊委員が選んだ215というのはカバー率80%という県の選んだデータを基にしたもの、それとあんまり大きく矛盾はありません。200 m³/s という砥川の改修計画が現実に進んでいる訳です。計画が、それに220 m³/s という、前もこの会で言いましたが、それくらいの値を私は基本高水にこの委員会で決めれば良いと思います。ちなみに、同じ川幅に対して、200 m³/s と215 m³/s というのは、水深で15 cm 位、砥川のあの川の規模ですと水深で15 cm から20 cm も変わりません。その程度、水深を深くすれば十分流れるという、そのくらいの規模です。以上です。

宮地委員長

はい、どうぞ、松島(貞)委員。

松島(貞)委員

私議論を聞いておりまして、いずれにしても、部会報告があって早急に結論をこの検討委員会で出すという状況でありますので、私は浅川を450で県がダム計画をした、砥川を280 m³/s でダム計画をしたということは、これは今までの議論の中で、この計画が間違いだったということは誰一人言っていた訳ではなくて、これは国土交通省も県もダム計画そのものは妥当な計画であったということだと思えます。ただ、その後、私も基本高水の議論をお聞かせ頂く中で、選択の問題である、要するにいろいろなことを考慮して決めてよいという、そういう幅のあるものだということが分かりまして、まさにそのことをこの検討委員会で議論すべきことだというふうに思っております。ある人の意見がおかしいとか、これはどうして出るのだという議論は、もうそろそろそこを超えて、私どもは前向きにはどのようなを選択するかということに入るべきだというふうに思っております。従って、財政ワーキンググループに戻るのですが、代替案の浅川は、330で、砥川は既往最大200になるのでしょうか、それで代替案のコストを示すような作業に入って頂くとか、そういうことを進めて頂いて、それぞれ個人の意見で責任持って、まとまるか、まとまらないか分かりませんが、自分の意見を申し上げて、結論をまとめるというような方向での議論をするようにして頂きたいと思えます。

宮地委員長

大変現実的なご意見を言って頂いて、どうぞ。

松島(信)委員

今の意見に賛成なのですからけれども、砥川でも浅川でも、国土交通省のお墨付き、県の保証されたという意味で、今までの基本高水を死守というような言い方はちょっと表現がまずいかもかもしれませんが、そういう形で主張されていたという構図は両方とも同じだったんです。それに対して、住民側の意見、これは公聴会も含めて、特別委員の意見は、いろいろ話をしていく内に、今の選択の問題で既往最大の流出量を、そこから求めていこうではないかという意見が段々に落ち着いてきている訳です。その2案が基本的に両方の部会で相談した訳ではなくて、なんだかそういうふうな流れに行っただことは事実なので、住民がどちらを選択するかということは、確かに大熊委員の言われるような、難しい問題は孕んでおりますけれども、ただ今まで出ていたお墨付きのもの、それとも、既往最大を使おうではないかと、それは非常に分かり易い表現ではないかと思うのですけども、それを住民がどう選択するかという問題だと思うのです。

宮地委員長

実は今そろそろ休憩にした方がよいのかなと思ったのですが、肝心なところで、かなりポイントを突いたようなご議論をなさって頂いたと思っております。どうぞ。

五十嵐委員

今後の進め方について、少し提案させて頂きたい。そういう意味であれば松島(信)委員の意見を引き継ぐということですね。部会報告書2本揃っているのですけれども、要するに、対立構造のまま両論併記で出てきているということもありまして、これが今後最終答申まで持っていくにつれて、どの程度拘束力があるのだろうかということを、私は案じています。ひとつは財政がほとんど入っていないのですね、両方に。従って、推測大体つくと思いますけど、要するに基本高水流量を下げた側の代替案を考えると、費用は非常に安いです。ダムを造る側の費用はかなり高いです。安い方がよいという形をとれば、問題なくダムは駄目です。それから2番目は、ダムの松島(信)委員とひとつだけ僕は意見が違いますし、松岡委員とも違うのですけれども、今までは良かったという議論について、世界中から議論が出ているのですね。部会報告に入っていないのですけど、ダムというのはそれなりの巨大な工作物でありまして、根本的に環境に対するダメージが非常に強いとか、一番大きな問題は、段々堆砂で埋まってきた後に、どういうふうこれを処置するかについてアイディアがない、決定的に処理する方法はないというような致命的欠陥は、私あるというふうにいるのですけれども、そういうことをどうしたらよいか。最終的にそういう議論を納得いくまでやるのかどうか。松岡さんの意見も国土交通省も大熊さんの意見に的確な反論がない。死守というふう聞こえて仕方がない。大熊さんが間違っているのであれば、具体的にどこが間違っているのか、国土交通省の今の考え方を踏まえて具体的に言ってもらえないとわからない。実質的な議論をどこでどうやるのか、費用対効果を考えたとき投資できる費用をどう考えるのか議論しないとイケない。その辺も含めて議論の方法を決めていただければありがたい。

宮地委員長

財政の方のワーキンググループのご報告を五十嵐委員がなさった時にも、ひとつそれに近い形で2つの案をひとつに絞れるかどうかということもおっしゃいましたし、それができそうもないのなら、それぞれの案の中で、基本高水に触れないで、今提案の中で試算をしてみてもうどうだと、そういうこともおっしゃって頂いた。今の松島(信)委員のおっしゃったことは、私は現実的に砥川も浅川も2つの案が出てきている。それがある程度住民の意見の中から生まれてきていると。そういう意味でそれが既往流量というものを論点にしておりますけれども、そういうものと、もうひとつ基本高水についての幅の在り方というものを加味した時に、やはりそれを頭に入れて、今の松島(貞)委員が言われたような2つのことについてとにかく、裏付けの代替案の具体性があまり無い訳ですから、その案を作ってくださいではないかというのがひとつ提案であるように私は思ったのでございますけどね。どうぞ。

松島(貞)委員

従って、例えば、代替案の方が安いという場合でも、必ずしも安全はお金で買えないということもあるので、やはり、ダム建設だという判断を下す場合もあると思うのです。少なくとも、五十嵐先生が言われている、代替案が明確になっていないという、今日のワーキンググループの報告だったので、報告の通りの既往最大流量というようなものを基本に河川改修、その場合はこのくらいの費用がかかるというようなものは、ひとつ資料として頂きたいと思います。

五十嵐委員

2つの案が出ている訳ですから、これで固定してしまっ、それに基づいて、お互いに財政試算をすると、どちらが正しいかではなくて、それらを見た上で、どちらが良いか更に判断するという形にしてもらえば、より広くジャッジする。どっちが正しいか、いくらやっても結論がつかない。

松島(貞)委員

ダム中止の場合の経費については、これは返せというのか、分からないけれども、返す場合は、こういう費用がかかる。もし国庫資金を100%返せば、こういうふうになるということは数字がすぐ出ると思うので、それもお願いしたいと思うし、それから、ダムを建設した場合、ダムを撤去まで含めた、また若しくは、浚渫もどのくらい堆砂があるのか分からないということもあるので、ダムを建設した場合の費用は現在出ているもの、若しくは、少なくとも浅川でいえば、利水の取水が必要なのかどうかという判断も検討委員会でしなければならぬ。必要ないという判断になれば、利水の分だけは計画を縮小す

るといふ案もダム建設だけでも出るのかもしれない。その辺のところの数字というの、もし出るものなら、といふふうに思います。そういうのも含めて、全てを見た中で、どういう方向にするのかというのを私も判断すればよいかと思っておりますので、そんなことで、ダムは400億かかる。代替案は200億だ。では200億にするといふふうに思うかどうか、それは別の次元だと思います。

五十嵐委員

おっしゃる通り、できれば皆さん合意して頂ければ、可能な限り、財政ワーキンググループでやって、その数字を見た上で改めて、どちらが良いかということをやって頂いたらどうでしょうか。

宮地委員長

松岡委員が、先に手を挙げていたもので。

松岡委員

先程、五十嵐委員、言われたのですが、大熊委員のどこが間違っていると反論しろというお話ですが、最初に私がそこになぜ私の名前を載せなかったかというのは、ここへ来たばかりに、説明させて頂きました。計画というものが、そういう雨量の統計を基にして今の貯留関数法でやる以上、その雨量の統計の値をどう使うかということがポイントになる訳です。それで無いものはないで仕方が無い。モデルとしての不備も仕方が無い部分は仕方が無いけど、それはいずれ、時間とこれからデータが蓄積されていけば段々と解明されることだろうと。しかし、この委員会では待つことができないのも分かります。そういう中で私は、何故できにくいかと言うか、できなかったというのは最初に申し上げましたので思い出して頂ければ分かることであるといふふうに、他の委員の方も思っておられると思います。だから私は他の案を出すなど言っているわけではありません。石坂部会長もご存知のようにああいう努力をした訳です。公聴会の前に、ですから、その何と言うのですか、クリアーできるようにという言い方も問題かもしれませんが、少なくとも法律でやっている以上、現行のある程度のそうした基準なり、法律なりをクリアーできるところで、手を打ちましょうという言葉が悪いのですが、表現としては100分の1譲らないとなればこうなりますね、ということにならざるを得ないので、そうなっちゃいますね、という努力はしてきております。ですから、全然、何と言いますか、代替案出す方向で努力していない訳ではございません。そこで2つ出して頂いて、それで、例えば国土交通省なり県なりがやってきたそれが大き過ぎて駄目ではないかと、それはここで判断することで。基本高水のところで、そういうふうになってしまうかもしれないから止めておこうというのは、なんか住民としては、なんか出てきてから判断するのならよいけれど、出て来る前にそこで判断して止めちゃうというの、そういうものなのかといふふうに思わないでしょうか、逆に。

五十嵐委員

文字どおり、今、発言なさったこと、部会で発言したこと、その通り受けとってそれ以上はないのですね。

松岡委員

その通りではないですか。部会長に確認して下さい。

宮地委員長

話を前向きに戻しましょう。どうでしょう。

宮澤委員

私も今ご意見が出ている中で、ひとつだけここ大事なところなので、確認をさせて頂きたいと思うのですが、ある新聞社の、私が部会長をさせて頂いた砥川部会の皆さんに、最終的に今2つ出している案がどの段階で1つに絞られるのがよいかと、こういうアンケートをして頂きました。その中で一番多い7名の方は、この検討委員会で一本に絞るべきだと、こういう意見がございました。その後、河川管理者が決めるべきだと、こういう意見が2番目でありました。そこできちんとやはり、議論を固めておかないと、私もあくまでも結論が出た時、この席でもお詫びを致しました。残念であるということで、ひと

つにできなかったことに対してお詫びをした訳であります。そういうような形の中で、この検討委員会も今の話でいくと、松島(貞)委員からお話があったのは、2つの案でいくということをサジェスションしているのかどうか、そこら辺のところをやはり、検討委員長も大変だと思って、本当にあれですけども、そこら辺をやはり、ある程度腹を決めて、どうなのだというこの努力はやはりしていけないと、またです、先送りされて、昨日も財政ワーキンググループの中で話が出ましたですけども、ひとつの案で提案された、それが河川管理者が選んだ、それに対して予算を付ける側がどうだったとか、その辺の様々な問題が出て来ると非常にまた、これ論議が先送りするだけだということになってしまう気がするんです。そこら辺も一度皆さんのご意見をお話になって頂いた方が良いのではないかと私は思います。

宮地委員長

私は今話を別に先送りにするというつもりはないのですが、ただ、この検討委員会では部会で考えなかった議論も加わっているということがあったらよいと思うのですよ。つまり、例えば、財政の話というのは明らかにその部分が入っていると思っております。それからもうひとつ基本高水についてのいろいろな意見の違いというもの、それもやはり入っていると思っております。そういう意味で、とにかく、部会の方から出てきた2つの案をもう少し検討する為には、とにかく裏付けがやはり必要だと思うから、そのための裏付けを作ってそこで議論しましょうと、それがそのまま、実は部会でできなかったことが検討委員会で軽くできると思っておりますのですが、しかし、そういう方向で努力をする為には、その裏付けが必要だろうと、そういうこともひとつ過程としてあると思っております。その結果やってどうなるか、それは宮澤委員がお詫びをしたように、私もお詫びをしなければならぬかも知りませんが、そういう方向に可能性は探してみたいと思っておりますのでございますが、それが松島(貞)委員のお話のポイントではないかと、理解したのですが、どんなものでございましょうか。はい、どうぞ、竹内委員。

竹内委員

いよいよそういう意味では本格的にまともに入るということだと思っておりますが、先程の財政の話も含めまして、或いは基本高水も含めまして、特に一番は基本高水が昨日も遅くまで論議頂いたようですけど、どこまで話が煮詰まるかということだと思います。私がちょっと思うには、最終的には、この委員会が出した結論について知事が、河川管理責任者として判断していくことになると思うのですけれども、それにはこの検討委員会が出す結論というもの、或いは、両論併記であったとしても、その中身がやはりかなり信憑性があるものでなければならぬだろうというふうに思う訳です。その場合に、県の管理責任を果たす中身であるかということ、これはですから、今、基本高水のワーキンググループでも県も参加しているかと思うのですけど、どこまで基本高水について徹底的に、県としての立場なりを議場の中で論議されているのかどうか、そのことをきちんとやって頂いた中で出して頂くということが、それがひとつです。もうひとつは、これは当然今日大熊委員が出された中身についても県の見解がその中で論議されているのかどうかということもひとつだと思います。もうひとつは出すことによっても、財政的に事業を県単独事業でやるのか、或いは補助を求めてやるのかということの検証も私は必要だと思うのです。それには国土交通省なりの見解、この検討委員会が結論を出したのを知事が決めて、やるという時の河川整備計画を作る段階での基準の問題もあると思うのですよね。その辺のところきちんと検証する為には、ひとつには、財政ワーキンググループとすれば、当然当初から予定している国土交通省なりとの協議を、基本的に早急に行うとか、或いは基本高水のワーキンググループについても実際にそのことが河川砂防技術基準(案)によって、妥当なものであるかどうか。長野県の独自方式をとるにして、そのことが将来的にも、いろいろな何かがあった時に、問題無いものかということも含めて、もうちょっと深く論議をして、この委員会で検討して頂くというふうに、是非、やって頂きたいなというふうに思う訳です。

宮地委員長

今のおっしゃったようなことは、多分問題は沢山溜まってくると思いますが、その為には、やはり、具体案がないと、そこまでいかならぬと思うのですが、いかがでしょう。今、ちょうど3時になりましたのですが、話がある方向に向かいつつあるように思います。それで、大体今の方向でやる為にも、具

体案も依頼するにしても、もう少しはっきりしたことを、こういう方向で、ということをお願いしないと、これはことにならないと思いますので、休憩後、こういう方向にひとつ議論をして頂いたら、どこか収まっていくような感じがするのですが、いかがでしょうか。差し当たって、今3時2、3分でございますので、3時15分まで、休憩をして、後、今日は5時には是非終わって頂きたいと思いますので、そういう方向でなるべくお願いをしたいと思います。それでは、休憩を致します。

< 休憩 >

田中治水・利水検討室長

休憩前に続きまして、再開したいと思いますので、席の方にお戻り頂きたいと思います。

宮地委員長

高田委員だけですか。では、皆さんお揃いですので、15分間の休憩があつという間に過ぎました。議事を再開致します。先程の話で、ひとつ両方の部会から期せずして出ておる代替案についても、基本高水を今まで通りの計算にしたダム案にしても、ひとつ技術的な内容を少し具体的なものをどこかにはっきり分かるように、これから議論をしていく為になるように、お願いをしたらという、こういう方向に来ておるのでございますけれども、いかがなものでございましょう。とにかく今の段階では、両案ともですね、ダム案の方は多分あるかも分かりませんが、代替案の方については曖昧模糊のところがある。ですから、お願いするにしても、こういう骨格でということはお望みしないと、頼まれた方も困るのであると思いますが、いかがでしょう。そういうことも含めまして、少しご意見を頂けたらと思いますが、先程の話では、松島(貞)委員のは非常に具体的でございまして、ダムありの方の話は浅川450 m³/s、砥川を280 m³/s と、これは非常にはっきりしている。もうひとつは、いろいろ、基本高水の選択の問題もあるし、既往最大流量という意見もあるけれども、話に出ているのでは、浅川を330 m³/s、砥川を200 m³/s、こういう目安で非常に大枠ですが、考えたらどうかと、こういうご意見なのでございますが、どうぞ。

大熊委員

私は浅川部会にいたので、浅川部会について提案したいと思うのですが、ダム無し案でいく時の基本高水としては、どういものがよいかということになるかと思うのですが、現在、既に現行計画で、千曲川合流点で350 m³/s という数字が出ている訳ですので、今まで、330 m³/s というような議論もありましたけれども、当面この350 m³/s という現計画で進んでいるもので、ご議論、財政ワーキングで議論して頂きたいと。ただ、稲田付近から上流に関しては、浅川部会で出されていた330 m³/s 案でいくと少し流量が大きくて、川幅を広げたりなんかしなければならない。或いは、土地買収が必要だといった議論もありますけれども、今現在進めている計画で、例えば、浅川橋付近で100 m³/s、稲田から平成橋付近で160 m³/s という、そういうもので取り敢えず進めて頂けたらと、その辺の基本高水については、少し時間を頂いて別途検討させて頂きたい、これは昨日の基本高水ワーキンググループの中でも議論になったところでございます、その辺を少しお時間頂ければ有り難いと思います。浅川橋上流付近で100 m³/s、でも今までの流出計算結果を眺めながら、ある程度いけるかなというふうにも考えておりますので、その辺に関しては、次回の5月2日ですが、それまでにお時間頂ければ有り難いと思っております。それで、砥川については私から言ってもいいのですが、砥川部会におられた高田委員の方からご提案頂けたら有り難いなと思います。

高田委員

先程の基本高水ワーキンググループの大熊、高田のこのレポートで、今までのやり方で、極端なものを棄却して、それで順当なものを選んで、基本高水を選ぶと、17のハイドログラフから順当なものを選ぶという形で、214 m³/s、これは平成5年8月5日型の降雨パターンをとって、100年確率2日雨量248mm に対して出されたものです。これがひとつの根拠になると思います。それともうひとつ、280 m³/s を算出した県の当初計画、ハイドログラフ、これに関しては今まで私も幾つか批判をしてきましたが、一応既存のものを時間の関係から利用するとして、これの80%のカバー率というのは、この215 m³/s くらいであります。この13のピーク流量とカバー率のグラフをなだらかな線で、曲線で近似し

て、カバー率80%のところ落としますと、215m³/sくらいになります。これを丸めて、220m³/sくらい、それともうひとつ、砥川部会の報告書の方で、平成11年の既往の洪水、この洪水は多分砥川の医王渡橋から下流が今の川の形になって以来の最大の流量であろうと思われる160m³/s というのがあります。これを参考にして200m³/s という提案が為されております。私は200m³/s でもよいのですが、安全とともに安心という問題が、砥川部会でかなり強調されまして、そういう点から先程言いました2つの根拠で出した220m³/s、これを当面の皆さん同意して頂けば最終で良いのですが、当面の目安の基本高水として提案したいと思っています。

宮地委員長

220ですね。いかがでしょう。どうぞ。

石坂委員

先程の大熊委員のご発言とか今高田委員のご発言に関連してですが、昨日の基本高水ワーキンググループの前半の部分に同席させて頂きまして、浅川部会の結論に基づいて、基本高水の見直しを検討委員会で検証して欲しいということに関わって参加させて頂いた経過からも、今日のご報告の中にあります34年洪水の降雨パターンをとって、330m³/s というところで試算していくということについては結構なのですが、先程報告しましたこの報告書の4ページから5ページのところにも記載をさせて頂きましたけれども、浅川の場合10洪水です。その10洪水の降雨パターンを貯留関数法に当てはめて試算したものが、おおよそ220m³/sが最低、最高が440m³/sくらいでその最高を採用して450ということで、現計画が成り立っているのですが、先程松島(貞)委員も言われましたように、どれを採用するかという時に、なぜ最大の440m³/sを取って450m³/sなのかというところで、部会の中でも議論になりまして、住民の人たちが、130mmの日量の100年に1度の雨が降ったとしても、450m³/sは過大すぎて出ないのではないかとということを立ててご意見を言われる中で、幾つかの試算が出された訳です。4ページのところには委員の内山委員の調査とそれに基づくご発言ですが、これは長野観測所ではなく、ダムサイト真上、ある意味では、長野観測所よりもダムサイトにより影響が大きい、近いところの飯綱観測所で、154.5mmの雨が平成7年に降っています。これは先程、大熊委員の表で分析して頂いた確率雨量の計算でいいますと、200年確率をゆうに超える雨になる訳ですが、その時にダムサイトで130m³/sどころか、54.6m³/sしか出ていないという実測の数字から、そういうご意見をおっしゃっておりまして、これはひとつの試算として非常に説得力のあるものというふうに、私もお伺いをしました。それからいまして、昨日もお願いしたところなのですが、それから、これからの試算でもお願いしたい訳ですが、何れにしても、今の10パターンをとった試算の中でも、雨量と水位の観測所のデータというものが限られている訳ですよ。流量観測はされていない訳です、浅川の場合ね。そういうデータで試算をしている結果、流域の特にダムサイトから上は森林率が72%、ダムサイトより下は、都市化が非常に急速に進んで、コンクリートで固まっていて、都市型水害が起こり易い、こういう、かなり区間が狭いかもしれないけれども、全く条件も違う、変化も激しいという流域の中で、流出解析をして頂く場合に、5ページのところに記載してありますが、今まで基本高水のことを論じる時に、治水基準点、浅川の場合、千曲川との合流点ですが、ここで450m³/s出るところが議論の中心になっているのですが、上流にダムを造って、水を止めても、それが下流の内水災害に役に立つのか立たないのかという議論にも関連して、ダムサイトでどれだけの水が出るのかということが非常に重要な問題になってくる訳です。そういう点で今お話しした平成7年の実際の200年確率超といってよい154.5mmの雨が降ったときに、54m³/sしか出なかったという事実もあり、それから、450m³/sを採用する降雨パターンのとり方にもいろいろな考え方があり、という中で、ダムを造ることの効果を検証する時には、ダムサイトでのピーク流量をカットするという計画である訳ですから、ダムサイトの流量についての解析の検証、これは是非、住民からみて納得のいくものにして頂きたいということをお願いさせて頂きまして、昨日の基本高水ワーキンググループには、大熊委員にはそのことをお願いしてありますけれども、お願いしたいと思います。ダムサイトの流量がどうかということ治水基準点の流量だけでなく、今後の検証の中で、特に財政ワーキンググループの皆さんから、河川断面や工法の問題について、ダム無し案の具体的なものが出なければ、試算ができないということを再三言われておりますことに対して、私がお返事できないということはそのことにある訳ですので、治水基準点の流量だけでなく、ダムサイトでのピーク流量についての検証を是非お願いし

たいと思います。

宮地委員長

基準点については、例えば、大熊委員の350 m³/s というのはあってもいいが、それに付け加えて、ダムサイトでのピーク流量も浅川部会で出た意見も踏まえて、そのこともちゃんとはっきり言及してくれということでございますか。

石坂委員

そこがむしろダムを選択するかしないかを最終的に考えていく場合により重要であると。

宮地委員長

具体的にどうこうという数字の注文は付けないけれども、ちゃんと納得できるような議論をして欲しいと、こういうことでございますか。

大熊委員

先程私が稲田地点から上流について、もう一度検討させて下さいというのは、今のおっしゃったことを含めているということです。

宮地委員長

理解できました。他にいかがでございますでしょうか。

宮澤委員

先程高田委員からは基本高水のB案という私ども出したB案については、地元の住民の皆さんは200がよいだろうということで、200という数字が出てきたですね。220にするということになると、一応河川改修だけで可能かどうかという問題を再チェックしなければならなくなる訳ですね。そのところもお含み頂いて、財政ワーキンググループに投げておいでになられているのか。そこが弾く上で非常に大きなポイントになって参りますし、私はB案、部会、住民の皆さんの意見の200ということでございましたら、非常に財政ワーキンググループの方でもこれは試算し易いし、やりやすい。そこへ220というのがそういうことだとしたならば、その河川改修案1本で出すということで、部会長という立場ではなくて、財政ワーキンググループの方にそこを言っているのか、ここは、大変重要なところなのです。私ども、砥川の場合は、具体的なそこら辺のところまで相当練ってございますので、そうすると、河川の環境問題だとか、いろいろな問題もまた論議のところ、出て来るといっても十分ご承知の上で、今の数字をご提案されてらっしゃるのかどうか。これによって費用も違って参りますし、そこら辺のところも含めて、もう一度そのところ確認して頂きたいと思いますが。

高田委員

おっしゃる通り、先程の午前中に申し上げましたように、200 m³/s を計画高水にして現ダムとセットになった部分改修案があります。その断面は私頂いていますが、それに載せてみまして、簡単な流量計算やってみまして、部分的に現護岸を壊して、造り直さないといけないところもあります。部会長が言いました一番最初のB案というのは、280 m³/s を河川改修だけで流す案です。それは一応、断面、水の入れ物としての断面は確保したつもりです。ただし、その改修方法とかは、かなり規模が大きいので、時間とコスト、特に時間的に非常にしんどい部分がある。280 m³/s というのは、私としては一応できるものですが、かなり背伸びした部分があるということは確かです。200 m³/s というベースがありまして、それを少し広げるだけで220 m³/s はいけます。先程申し上げましたように、200 m³/s と220 m³/s の差というのは、たいたい水深で15 cmくらいですので、川幅を同じにすると、水深で15 cm程の違いですので、それ程全河川的に大工事という程のものではありません。ですから、今、部会長が懸念されている内容は一応中に含んだつもりです。

宮地委員長

私も宮澤委員が言われた意味は200 m³/s というのならば、砥川部会ではひとつの案があると、それ

を220としなければいけない理由がどれだけあるのだと、お聞きになっているという気がするのですが、どうでしょうか。

高田委員

それは、カバー率80%。

宮地委員長

カバー率のことを頭に置かれて、言っておられる訳ですか。

高田委員

それと先程大熊委員が言われた、大熊委員が中心になってまとめられたレポートの215 m³/s、それを丸めた220 m³/s もその意味です。

宮澤委員

私は今度部会長の立場からすると、200という数字は住民の皆さんの多くの意見で、お話ししたところでございますし、私どもカバー率を下げる、100から変えるという議論を部会でもして来なかった。それをただ、私も部会長として参加させて頂いている中で、80を下限の方の、それを正論として採用するということについては、私自身は部会やって頂いたり、それぞれ傍聴して頂いた人たちに申し訳ない。あの時のやはり考え方は、200 m³/s であったはずだということで、私としては200 m³/s でいくべきではないだろうかと、私としては部会の皆さんのご意見を尊重すべきではないだろうかと、というのは私ども、カバー率を下げるという議論は最終的には部会の特別委員の皆さんから一切出ませんでしたので、それが基本的な考え方ではなくて、あくまでもそう出し方ではないということでお話ございましたので、私はカバー率との兼ね合いで、仮に220にしても、そうすると、今度は280と300とどう違うのだと、こういう議論になって参りますので、私はできたら部会で論議をしたポイントの状況で進ませて頂ければいいのではないかと、自分では思っておりますけれども。

高田委員

私が今申し上げた3つの観点から、それを包括する値として220を申し上げた訳です。ですから、それは既往最大を考えられる方からいったら、200でよいのかもしれませんが、それよりもう少し上げて、安心というものをそこへ含ませたいなと、それによって河川工事が非常に大規模になってしまうというものではないだろうと、そういう形です。その中には、カバー率の考え方も包括する内容です。ですから、それに拘る必要はないと思います。それと棄却して、極端な値を無くして、その中で最大値をとるとというのが、この大熊、高田レポートの中身です。ですから、そういう形で3つの観点から、それを包括する一番大きな値を、かつ大工事にならない範囲でとれるという値を私は今申し上げた訳なのです。

宮澤委員

お気持ちはよく分かりますが、その経過もでございます。それから部会の中で、河川改修の今の状況の部分については200が限度であるということと幹事会からも明確に答えている経過もでございますので、私も何回もその経過を、何度もこの問題について触れてきた、その部会長の立場としたら、やはり、余程のインパクトがなければ、部会で出された数字の方をベースにして頂いた方が、流域住民、それからそれぞれの参加して頂いた皆さん方にお話できるのではないかと、こんなふうに思っておりますけれども。

宮地委員長

どうでしょう。とにかく相手は基本高水のワーキンググループですけれども、砥川のほうの空気をご存知の他の委員の方、どういうふうにお感じでしょうか、その辺、浜委員いかがでございましょうか。

浜委員

いずれにしても、基本高水のこと何回もやってきたのですが、部会長おっしゃるようにカバー率を下

げるといふ議論はほとんど無かったように思います。最後の最後に、200という論拠に基づいたひとつのダム+河川改修案のダム抜き河川改修案で200 m³/s であるということをも主張されておた訳ですし、その最終の論議の場面を踏まえれば、やはり、この200という高田委員のおっしゃるように、安全率をどのくらいみるかという議論が始まれば、それは200から20 m³/s プラスでよいのか、30 m³/s プラスでよいのか、40 m³/s プラスでよいのかということの議論になってしまう訳ですから、これは純粋に部会の方々が200 m³/s という数字を出されてきている訳ですから、その数字を大事にしてやる部会の存在意義にも繋がってくることはないのかというふうには、私は単純に思います。

宮地委員長

松島(信)委員、いかがですか。

松島(信)委員

確かに、2人の意見は立場が善意に基づいて言っているように思うのです。浜委員の場合は、確かに5人の特別委員の方が根拠がある形で意見を出されて、200 m³/s としました。しかし、安全を考えて、高田委員が少し上乗せするような印象があるのですけれども、そういう形で出されているということですから、でも、それはどうでしょうか。今、財政ワーキンググループである程度の費用が出ますから、そういうデータが出て、私たち住民、いろいろな角度から判断するということになると、結論としてはどちらをということになれば、ちょっと私は苦しい立場なのですけれども、今までの経過を大切にしていって、200 m³/s でやって頂いた方がすっきりするかなと、そういうことです。

宮地委員長

もうひとの高橋委員がお出でになりますので、そちらの意見を伺いたいと思います。

高橋委員

今まで、財政ワーキンググループに検討して頂く数値ということでもいいですか。

宮地委員長

具体案を作って、財政の裏付けもして、ここで検討する種と、そういうつもりでございますが。

高橋委員

そうですね。であれば、部会では280 m³/s で改修案というのが出てきておりますので、そうでないと、部会で決まったことが、比較するとすれば、財政の方で比較すれば出て来る訳ですから、私はそれの方がすっきりしていると思います。

宮地委員長

200ということですか。

高橋委員

280 m³/s で河川改修。

宮地委員長

ダムありの方は280でいくということは、

高橋委員

河川改修も280ということ。

宮地委員長

だから、ダムで80 m³/s カットするからという意味ですね。浜委員、先程から、ずっとご発言。

浜委員

ここに提案書があるのです。ここで、もしピークが合えば、200 m³/s 近くになった可能性もあると思わ

れるから、従って、160というのは既往最大洪水というふうに位置づけておりますが、これにダム+25%の安全率を考慮している訳です。200 m³/s に対しても、この提案に対しては、ですから、もしそういうことであるならば、200 m³/s、それにプラス安全率を、ということになれば、これまた議論が分かれるところでありますから。

宮地委員長

B案のご提案の方は、確か160に安全率を見て200にすると、そういうふうなご提案はありました。植木委員も、すいません。うっかりしておりました。いかがですか。

植木委員

最後の後半の部分ですね、まとめの部分のちょっと資料を見たのですが、基本的には、280 m³/s以下ということで、200かという話なのですが、ここで今言われたように160 m³/s + 25%の安全率で200 m³/sと、しかし、それがひとつのベースにあるのでしょうかけれども、例えば、200 m³/s前後というところが妥当ではないかという意見もあった訳です。200 m³/s というところから多少の幅があるのだというふうに理解した方がよろしいのではないのでしょうか。違いますかね。

宮澤委員

よろしいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

委員長にも言って頂きましたが、最後に付帯事項で、5人の皆さんから、200 m³/sという明確な数字でもって、添付書類を付けてございますが、それを出させて頂きました。そこには委員長もご指摘頂きましたように200という数字が明確に、添付書類の中には付いてございます。これも5人の意見ということでありましたので、その皆さんの5人の主張はみんなそれぞれでございましたので、私は200で選ぶのが妥当ではないのかと思った訳でございますが。

宮地委員長

再度高田委員にお伺いしますが、やはり、基本高水という立場から言うと、220 m³/sの話がやり易いのですか。

高田委員

私も200で別に悪いとは思ってはいないのですが、ただ、砥川部会の意見分布の中で、280を主張する方が非常に沢山おられました。私は先程から何度も言いますが、安全ということと、安心というがあると思うのです。ですから、200の河川改修というのは、今県が進めている内容そのものです。それに少し上乗せしていいのではないかと、それによって、非常にしんどい河川改修になると思えないので、こういう形です。ですから、皆さんが200でよいと言われるのだったら、それはそれでよいのですが、私にはできる範囲で大きくとっておきたいなということです。220より大きくなりますと、ちょっと河川改修としてはしんどくなる部分が出て来るなど、県の200 m³/sの河川改修案の詳細を見ながら考えた経過です。

宮地委員長

そうですか。はい、どうぞ。

松島(貞)委員

高田委員の言われるのは、私どもでは河川改修案、B案というのを採用した時に、河川改修案を本当に可能な限り、安心で流量を多くする時の議論だというふうに思っております。財政で議論して資料出して頂くのは、部会の意見を尊重して200ということをやったらどうということになるのかというのを

財政ワーキンググループで出して頂けばよいのではないかと考えております。

宮地委員長

これは砥川の部会の専売特許ではございませんから、他の方もどういってお感じか、資料をお読みになればいろいろなことがあると思いますがどうでしょう。やはり、20 m³/sというのは、考えようによってはそれで大して金がかからなければ沢山とる方がよいのかも分かりませんが、ただ、やはり、砥川の方はある程度ははっきりした数字で、割に具体的な構造物まで提案をしていると、そういう意味がありますので、もしですね、200で勘定してみて、まだこれなら安いからもうちょっと金かけてもいいとかそういう話になれば、一応、材料としては、今、お伺いしたところだと、ちょっと中間もございましたけれども、200 m³/sの方が声が高いような気がするんですが、どうでしょう。

宮澤委員

高田委員も、200というのは決してあれではないということでございますし、私はこの検討委員会はずっとプロセスを大切にしなければならぬということが存在していると、私は思います。そういうことになりますと、部会であれだけ熱心に審議をし、多くの皆さんがそれに対してご意見も頂いた。公聴会でも3回に渡ってご意見を頂いた。このものについて、やはり、検討を加えていくのが筋ではないか、その経過を踏まえてですね、そういうふうと思うので、高田委員もそういうふうと言って頂いたので、私はそれでよろしいのではないかと、そんなふうと思うのですが。

宮地委員長

せっかく検討を依頼した数字がごろごろ変わっては大変なことなのでございますけれども、あるひとつの論拠に基づいたことを言った方がよいような気も致しますがいかがでございますか。どうぞ、高田委員。

高田委員

200というのは、今まで、280というのを念頭に考えられる方に対しては低すぎるような気がします。気分的に、それで200 m³/sという値に関しては既に県の試算ができています。河川改修に対して、ですから、220だったらどうなるかというの、選択肢として入れて頂きたいという気がするのです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

気分的には220が妥当というお話は、そういうお話でしたら、私は280でもう一回書き直して頂きたいと、こう言わざるを得なくなっちゃうのですね。ですから、そういう言い方は止めて頂いて、それならば安全率、カバー率を80に落とすというひとつの論拠も私はこれはおかしい話だと言わざるを得なくなっちゃいますよ。ですから、気分的にそれが安全度、20 m³/s増すというような話ではなくて、やはり、それをおっしゃるならば、私は200も220もおかしいということを主張させて頂きますよ。

高田委員

今の話、私ちょっと分からないのですが、どうなのでしょう。280を今まで主張されていた方が急に200になるというのも変な話だと思うのですが、それで、200というのは、部会で出てきたひとつの案です。ただし、逆に言いますと220がなぜいけないか不思議な気がするのですね。それでおかしかったら280に戻すということも不思議だと思うのですが、私今の議論がよく分からない。

宮澤委員

逆論を言います。200を主張された方が220になった時に、どういうふうに思われるでしょうか。そういうこともあると思うのです。やはり、そういうプロセスを大切に頂くと同時に、この検討委員会、財政ワーキンググループでどの水量、どの基本高水を検討するかということは、これは大事なポイントで

あります。ですから、それがここまで来て、検討するなんか、計算機を打つだけだから簡単なものではないかというようなものではないと思います。もしそういうことでしたならば、今までの部会で出された今までの結論というものは一体何だったのだろう、こういうことになると思います。ですから、そこは今までの経過、検討経過というものを重視して頂かないと、それに対して胸を張って主張されてきた人たちの気持ちは届かないではないだろうかと、こんなふうに思います。

石坂委員

はい、委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

私も砥川部会報告の別添という5人の方の提案と報告を読ませて頂きました。ちょっと疑問、今議論との関係で、疑問といいますが、質問なのですが、あの5名の方のご提案の趣旨は既往最大相当の洪水を基準にして考え直すべきではないかという、浅川の方で出たような、そういう意見がベースになっていると思うのですね。それで過去に起こった大きな洪水の時、このくらい出たとかということから200を出されているのですが、ですから、その議論との関係からいいますと、先程の基本高水ワーキンググループの最後の結論のところ、ひとつの提案として大熊委員から、砥川の場合、平成5年の100年確率ですけど、214m³/s というのをベースにしたらどうかというご提案があって、それとの関係でいうと、220というも出てくるように、私は思うのですが、ですから、既往最大相当の洪水を基準に基本高水を見直していくという考え方を据えた場合に、200と220がそんなに違うのかと、逆に私は分からないといいますが、200というのは絶対値で出されている訳ではなく、200が出て来る背景には既往最大の洪水から基本高水を考えましょうという結論として、200とおっしゃっているのではないのでしょうか、その点どう考えればよいのかというのを、ちょっとご質問します。

宮澤委員

部会長として、5人の皆さんの意見、それから、他の皆さんの意見は280と280以上、それは今お話の通りでございますけれども、要するに、先程私も部会で、カバー率を下げるということで、決定するという経過をとっておりません。ですから、そういう経過の中で、165に対して、25%の安全度を確かめて、先程浜委員からもご説明がございました通りですが、それで、200と、196くらいになりますか、それで、200という数字で出された経過がございますので、その経過は、私は尊重して差し上げたいというふうに私自身としては思っている訳です。ですから、そういうことで、論議が為されてきた事を踏まえて、検討委員会の財政ワーキンググループとしてやらなければ、そこで220ではなくて、230でもいではないかと、先程のご議論になってしまうような気がします。検討委員会とかこういうような問題はプロセスを大切にしないと、違う意見が出てしまうと、いつまで経っても、先程五十嵐財政座長おっしゃられたように、またこうだ、またこうだという議論に戻ってしまうのではないのでしょうか。そこだけしっかりつかんでおいて頂かないと、これは難しいのではないかと思います。

石坂委員

ちょっと私、今質問しましたので、その関係で一言だけいいでしょうか。重要なのは、そういう点で採用する降雨パターンでも倍、砥川の場合3倍ですよ、この開きが出る。今までの100年確率、17洪水の計算結果に99m³/sから280m³/sまで3倍あると、どれを採用するかという時に、最大を採用されて今までの計画ができていく訳ですけど、注意しなければいけないのが、数字がひとり歩きするということが一番私達注意しなければいけないと思うのです。ですから、別添の対策案を出された人たちの一番おっしゃりたいことは何なのかということから、200m³/sというのを考えていくべきではないかということで、私は先程の疑問を持ちましたので、言わせて頂いた訳です。

藤原委員

第12回の砥川部会の議事録なのですが、これに宮坂さんというのは、3ページのところですけ

ど、200m³/sから220m³/s出していますね。これは200m³/sに直ったのですか、それともやはり、200から220m³/sというのは、主張しますと書いてありますけど。

宮地委員長

12回の際は200ないし220m³/sとおっしゃっていて、13回目の時に、お出しになった具体的な案が200になっておるのでございますが。

藤原委員

はい、わかりました。

宮地委員長

ちょっと議論が堂々巡りに、どうぞ。

大熊委員

私も基本高水の決め方、考え方で選択肢のひとつとして214という数字を申し上げましたけれども、私は今までの部会の議論の経過をみまして、200という数字を採用する点も十分考え得ることだろうと、総合的に判断して、それも有り得るものだというふうに考えます。高田委員とちょっと違う意見で申し訳ないのですが、200m³/sでもよいではないかというふうに考えています。214という目安から極端には離れていないと、10%以内に入っておりますので、十分有り得る値だろうというふうに考えます。

宮地委員長

いかがでございましょうか。部会の意見をできるだけ尊重するというのもひとつの立場であろうと思えますけれども、そういう意味からしても、160を25%増にしたというのもそれほど根拠があるとは思いませんけれども、そういう意見で、とにかく一方に280というものがあることを承知の上で、200をおっしゃったというふうに私は部会を傍聴しておりまして、感じるのですが、そういう意味で、いかがでございましょう。これだけ議論しましたが、200ということで、絵を描いてもらうという方向は、いかがでございましょうか。ありがとうございます。そういうことで、そうすると、基本高水については、そういう枠で考えて欲しいということになります。それを、例えば、事務局の方をお願いして、ただし、それにはもう少しこういう問題があるよと、いろいろあると思うので、それを、手を挙げているのは、多分そうだと思いますので、ちょっと言って頂けば、後ろの方が、先に手を挙げられたので、そっちですか。

幹事（長野建設事務所）

浅川の流量のことについて再確認したいのですけれども、公聴会の時は、浅川の合流点付近で330m³/sということで、カバー率70%ということで流出量配分は、お示したところで、現計画の100m³/sカットに対して、稲田から上流については、流量の誤差が生じるということなのですけれども、大熊委員おっしゃったのは、合流点付近で350m³/sの現計画でいくと、その中で、稲田橋から上は流量をもう一度見直すということだったので、途中までその100m³/sカットの流出量配分でいって、途中からは見直したような格好の流量の配分になってしまうのですけれども、流量配分の関係で、途中から一貫性が無くなってきてしまうのですけれども、その辺は、いかがなのでしょう。

大熊委員

先程から平成7年7月の降雨の議論がありまして、あれが200年確率なのか100年確率なのかといったようなこともありますし、ちょっと私先程事務局に平成7年7月の長野気象台と飯綱のデータを下さいというお願いをしておきました。早急に送って頂きたいと思っておりますけれども、そういう雨量データを少し、今まできちんと検討しておりませんので、検討しながら、その時に、今推定されているのは、約55m³/sでしょうか、そういう数字ですので、そういったものも踏まえて、その辺ちょっと再検討させて頂きたいということで、それはできるだけ早く結論を出したいと思っております。勿論、私だけでなく高田委員、松岡委員のご意見も聴いて、最終的に決めたいと思っております。5月、できれば、2日までにはなんとか答えを出せればと思うのですけれども。

五十嵐委員

私、財政ワーキンググループの座長として申し上げたいのですが、ここで決めた数字については、後で変更のないようにして頂きたい。宮澤委員と石坂委員にお願いしたいのですが、こういう数字を自分たちは出していないと、後で言われてしまうと、困るということです。今の流量変更は、大丈夫なのですか。浅川部会の議論の延長上、大熊委員の提案は十分両立し得るものになるのでしょうか。まずそれを確かめたい。2番目に、もしそれが決まったら、今後はそれをフィックスしたいということです、でない、絶えずぐらぐらすると、これは数字ですから、完全にひとり歩きしますし、具体的に なります。その後で変更するというのは、非常に困りますので、その点ははっきりさせて下さい。

宮地委員長

もうひとつ、そういう数字、5月2日に出されても、ちょっと困るのではないかと、私は思うのですが、いかがですか。

五十嵐委員

5月2日出されて、その時に財政、分かれたいのですが、できるだけ早くして頂いて、5月2日に財政の数字を出したいと、数字を見ながら議論して頂きたいので、可能な限り早くです。具体的なものが欲しい。

宮地委員長

私はこの案をお願いするにしても、5月2日には、そういうもので財政の裏付けとか、そういうものも付けたものが、こういうふうに出てきて、初めて議論が進むだろうと私は思っておるのですが、まだ、5月2日というと20日ほどありますので、なんとかご努力を頂けないかと思うのですが、いかがですか。

五十嵐委員

もうひとつは、私も絶対にそうして頂きたい。5月2日には数字も出して議論するようなところまで。逆からいいますと、ある程度の幅を、ある程度積算する側に与えてあげないと、厳密に言われてしまうと、例えば、遊水地、本当に遊水地ここだと、本当に具体的に考えようと思っても、場所等特定しないといけない。おおよそこのくらいだったらいくらくらいですよと共通ルールとして認めて頂いて、そういう上で数字を出しますというふうにして頂きたい。つまり厳密な結果ではない、ある程度の裁量も、独断で決めるところも含めた数字として出させて頂きたい。

宮地委員長

だからどうでしょう。先程の大熊委員の基準点350 m³/sということを目標にする、それはおっしゃった。ダムサイトのピーク流量はそれをなるべく早く事務局の方と、大熊委員辺りと詰めて頂いて、それが早く間に合うような格好で、とにかく考えて頂く、そういう点を押さえておかんと、5月2日頃になって出られてもちょっと困ると。これから先のことにはなりますが、それでも事務局の方のある程度こういう絵を描くということになりますと、財政の方にもその話がいくでしょうから、それを裏付けしたものが、5月2日にここで揃えたい。もうひとつは、基本高水ばかり言っていますが、本当は2つの案を揃える為には、その他の森林の問題とか地質の問題とか、そういうところのワーキンググループのまとめも、これは議論を呼んでいる訳ではございません。はっきりしておりますが、そのまとめをつけたものを考えておいた方が、本当はよいだろうというくらいに私は思っておるのですが、但し、それが出てきたからといって、一回で検討委員会の議論が終わるとは予想できませんので、そのことも含めてなるべく早くというふうな感じを私は持っておりますが。

大熊委員

分かりました。正直もの凄く忙しいのですが、今日帰るまでに平成7年7月の降雨のデータ下さい。今頂いても結構ですが、早急に検討して、高田、松岡委員の意見も聴いて、石坂部会長に相談申し上げます。やはり、部会の意見というものが大切でしょうから、石坂部会長の意見を聞いてから、最終的に石坂委員の方から報告して頂く形態をとりたいと思っております。できるだけ早くやり

ます。

宮地委員長

先程手を挙げておられましたが、まだ何かありますか。はい、どうぞ。

大口河川課長

作業に入る時に、先程五十嵐委員が言われたように、要は県の方で例えば、砥川についても東俣川と本川とある訳です。そういうところの流量配分やなんかは県に任せるといことでよろしいでしょうか。

宮地委員長

そこのところはお任せしてもよろしいのではないのでしょうか。私、その辺分かりませんが。

宮澤委員

砥川の部会長としては結構でございます。

宮地委員長

砥川の部会長としては結構だとおっしゃっておられますが、はい、どうぞ。松島(信)委員。

松島(信)委員

それは、財政の検討をする為には、もうそういうしか手が打てないのですよね。でも、ちょっと私言わせて頂きたいのですけど、これで東俣川にダムを造るか造らないかということになった場合は、やはり、あの流量配分は私は本質的におかしいと思っています。いくつか自分で実測した結果をみても、つまりまだ納得はできていませんので。

宮地委員長

どう処理したらいいのですかね。

松島(信)委員

今はそれはしょうがないんです。今はそれをやらないと5月2日の検討委員会に間に合わないですから。

宮地委員長

分かりました、そういうことでお任せしようということのようですが。

松島(信)委員

私の言いたいことは条件付きで、ということです。

宮地委員長

向こうの方が。

幹事(諏訪建設事務所)

今砥川の東俣と砥川本川の合流点の配分について任させて頂いたのですが、医王渡橋下流、福沢川がある訳ですけれども、福沢川の流量についてもお任せして頂いていいかどうか。

宮地委員長

入っているのだから、それはそうではない。それもお任せ。あそこに入っている川いくつかあると思うのですが、それも含めて考えて頂きたいということだろうと思っておりますが、よろしゅうございますか。すいません、どうぞ。

大熊委員

福沢川20 m³/s です。高田委員、了解していいですね。

高田委員

実際に200 m³/s にすると、福沢川の流量もうんと下がるはずで、280 m³/s という信憑性はともかくとして、280 m³/s に対して20 m³/s ですよね。だから、それと前からお聞きしている流域の長さが全然違いますよね。砥川の3分の1ぐらいです。ピークが重なるかという問題があると思うのです。但し、200 m³/s にしなると非常に楽になってしまいますので、福沢川はいくらでもいいかもしれない。だから20 m³/s で重ねてもらっても、なんていうことないと思うのですけど、なんか非常に粗雑なやり方になってしまう感じがします。だから目安として20 m³/s で、重ねて頂いてもよいと思います。これが真の値であるという形ではないということをお前提に。

大熊委員

よろしいですか。一応流出解析やって200 m³/s に対応する場合に福沢川から何 m³/s 出るかということも計算して頂いて、それをプラスして頂いた方が論理的だというふうに思います。

宮地委員長

基本高水が200 m³/s だという観点で、福沢川は計算してくれということですね。よろしゅうございませうか、今の話で。はい、どうぞ。

幹事（長野建設事務所）

代替案に絡んでですけども、今、川の断面の議論なのですけど、土砂の貯留の関係で砂防堰堤も提案されているのですけど、その容量とか、下流の方の遊水地の容量、それも含めて検討して頂かなければ、代替案としての私どもの計画は出ないのですけれども、今現在、浅川は砂防容量として、40万 m³/s を持っておるのですけれども、土砂堆砂容量ですね、それに相当する砂防ダムを検討するというところでよろしいでしょうか。それともひとつ下流の遊水地のことについてもどの程度の容量のものを何処に造るのかということも、委員会の方で検討頂ければ有り難いと思っておりますけれども。

石坂委員

今のご提案については、砂防ダムということが結論的になっている訳ではなく、代替のひとつとして提案されているということと、私、ダム地点のピーク流量の検証を先程大熊委員にもお願い致しましたけれども、それとの関係で例えば、薄川のことを中心にした森林と水プロジェクトでは、かなり森林の有効貯留量の具体的な検証が検証し直されておりまして、林務部サイドから、その観点からの浅川のダムサイトのピーク流量のこともいろいろお伺いしております。ですから、森林ワーキンググループの藤原委員のご提案によれば、山腹工や森林の復元や様々なことで、必ずしも砂防ダムという形でなくても、土砂や流出対策については、いろいろな手立てがとれるというお話がありますので、今のそれだけの量の砂防ダムの計画を入れることが、代替案かと結論的に言われまして、私としては、その意味では、それも部会の議論を活かすことにもならないと思っておりますので、そういう細部について、今結論をとということになれば、その時間をとって頂いて、詰めて頂かない限りお返事できないと申し上げなければなりませんし、林務部サイドからのダム地点のピーク流量の検証についても参考意見をお聞かせ頂いて、5月2日にでき得る限り間に合うように検討して頂くしかないとお答えせざるを得ません。

宮地委員長

はい、藤原委員、どうぞ。新しいご提案ですか。

藤原委員

今の石坂委員のおっしゃったことで、砂防というのは、元の建設省、今の土木の方でやることで、林務でやるのは治山といっているのですね。治山関係の治山堰堤とかそれから山腹工とか、床固め工とか、いろいろありますし、それから森林の整備することによって、植木委員が座長をしている森林ワーキンググループでも、森林が良くなってくると、土の流れ方が少なくなってくるなんていうのもありま

すし、そこら辺のところも、もし必要でしたら、植木委員と相談して、林務の方で考えるということではないですか。そういうこともできると思いますので。

宮地委員長

直感的に頼まれた方というのは、どれだけのことを頼まれているのかははっきりしたいのだからと思うのです、率直に申しまして。だから、沈砂池なんて忘れておいたら後から怒られると思っているのではないのでしょうか。どうぞ、竹内委員。

竹内委員

今の話ですが、浅川部会の報告書の14ページに具体的に書いてありまして、何れにしても、上流部の土砂流出防止対策、中流部、上部（上松、真光寺）辺に砂防堰堤と沈砂池等を検討し、中流部の堆砂は適時に浚渫すると。後、コンクリート工法をできるだけ避け、多自然型河川工法を用いると、これがでているのですよね。ですから、そういう経過、ですから、私の解釈は、案としてのダムによらない場合の案は河川改修と今言ったことであるという解釈をしているのですが、だから、その辺はやはり考えられることはやって頂かないとまずいと思います。

石坂委員

違ってないのですが、今、竹内委員の言われた通りですが、ただそれを先程、幹事の方から提案があったような、結果的には100%近く砂防ダムで流出を防ぐと、そういう砂防ダムを造るのですね、と断定的に使われますと私としてはそうです、とはお答えできませんと、森林の有効貯留量やいろいろな組み合わせの中で、対応していくという提案ですと申し上げざるを得ないということです。

宮地委員長

本当はこういう方向で考えているから、それがなるべく率直に言うと、安上がりでうまくいくように、事務の方も協力して、ひとつ案を作ってみてくれというのが率直なところなのですが、頼まれた方はどれだけのことをやらなければいけぬかと思うのでしょうか。どうぞ。

大熊委員

砂防ダムで今、40万 m³ という数字が出たから、ちょっと混乱が出てくるのだからと思いますけれども、それはダムを造った時の堆砂容量が40万 m³ ということであって、例えば、スリットダムにしたら、流れていくものもある訳ですから、従来スリットダムの、そういう計算で立てて頂くとかいう方法もあると思うのです。その辺、単純に40万 m³ を貯める砂防ダムを造るということではなくて、ご検討頂ければと思うのですが。

宮澤委員

何度も総務部長言いましたように、幹事会というのは指示に従ってやるということなので、先程財政ワーキングの五十嵐座長が言われたように、数字というのは出しますと、一人歩きすると大変悪い結果になる訳です。そのことをやはり、部会でびしっとしたものを出していけないと、やりようが無いんではないかと、こんなふうに思います。ですので、そこら辺のところは部会長と幹事会とよく打ち合わせをして、部会長ひとりなら部会長代行もおいでになられると思いますので、どうかそこらへんでお打ち合わせをされて、明確な案をご提示されないと大変ではないかというふうに思うのですが。

五十嵐委員

付け加えさせてください。例えば、ダムの工事費用がありますね。計画の時点での工事費用ははっきりしています。しかし、砥川で出された資料等をみますと、完成時には倍になっている、どんどん倍になっている。そういう不確定要素、無限大に議論が可能なのです。できるだけ数字はシンプルに、だ可能性はありますよというふうにして財政ワーキンググループの意見をまとめたというふうになっています。できるだけ私としては、今の砂防ダムについて言いますと、この趣旨を最大限有利に活かすようにすればどういふものかということをお任せして、財政ワーキンググループでそのチェックするという形にして頂かないと動かないと思いますよ。ということはいかがでしょう。確定と言いますけれど

も、多様性のある確定で、こういう前提ならこうだと、但し、現実にはこういう可能性がありますよという両方付けて数字を出しますので、できれば今の部会報告の趣旨に沿ってできるだけ意を汲むように設計して頂いて、財政ワーキンググループでチェックして、そういう前提付きでこうですよというふうに数字を出させて下さい。

宮地委員長
今の話、はい。

松岡委員
代行も行って、相談しろということになりそうなので。ちょっとこれは本当は部会で聞いておけばよいことなのかもしれませんが、例えば、ダムがあると、ダム津波が発生するくらいの土砂崩れが起きるといってお話もございました。例えば、そういうものは全然別に考えるのか、そのくらいのが起こっても、ある程度そのうちの70%くらい止めるようなことを考えるのかという、そういう部会の中の議論で起こった中の、どの程度の土石流のボリューム、流量との関係でなかなか難しいというお話もございましたが、その辺の検討をつけてみたらどうかというようなことくらいは言って頂かないと。幹事会の方もスリットにしる、砂防ダムにしる、なかなか、あんたら勝手にやったのではないか、また恣意的ではないかと言われてしまうと可哀相なので、その辺のどの程度のことをイメージしているかくらいは、ちょっと、この場でなくてもよろしいのですが、議論の中での意識合わせくらいはしておきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

宮地委員長
そういうことはどうでしょう。私は先程のご提案では、部会長と部会長代理の協議で事務局の方といろいろご相談になってというふうに理解をしたのですが。

松岡委員
よろしいのですか、それで。

宮地委員長
ここで言っただって、本当は分からないと思うのですよ。どのくらいの土石流を想定しているかと言われても。ですから、その辺は事務局の方と部会長及び部会長代理がやり取りをして、そういう案を作ってくれと、そういう意味に理解したのですが、どうでしょう。それでないと、向こうもご心配でしょうけど、やはり、やり取りが必要だろうと思います。しかし、大筋は動かさないと、先程の話では、それはちょっと承知をしておいて、もし、部会長と部会長代理だけで済まないようなことがあったらそれぞれのワーキンググループのどこかに声を掛けて頂く。それは是非必要だろうと、いろいろな場合思いますがどうでしょう。窓口は部会長と部会長代理くらいになって頂いた方がやり易い。松島(貞)委員どうぞ。

松島(貞)委員
ワーキンググループで具体的な提言がないのは、財政ワーキンググループだと思っております。私は一応、検討委員会で決めた各ワーキンググループまたは部会の報告が出揃った点で判断すべきで、財政ワーキンググループをお願いしたいということは、そういうことでございまして、ダムなら400億、ある河川改修、そのもうひとつの河川改修の案だったらせいぜい100何十億というくらいの概算的なものが出れば十分だというふうに思っております。

五十嵐委員
ショック受けないように予め、皆さんに警告しておきますけれども、ここでの費用のプラス、マイナスは全体から見れば、残されている論点から見れば非常に小さなものです。むしろ、工事中止の費用、ダムの維持管理の費用とか、その他莫大な費用です。あまり拘られても、現実的に言って、リアルではないのですよ。そういうことです。

松島(貞)委員

その辺のところを。

五十嵐委員

単位は1000万台です。100万台にはおちてこない、1000万台で概算するということです。

宮地委員長

今のようなことでお願いをする。よろしゅうございますか。どうぞ。

高田委員

砥川の場合の200 m³/s の河川改修案というは、既に A 案として公にされている訳です。しかし、私それを見た感じで、どうもこの河道計画おかしいのではないかという、そういう部分が残っているのです。だから、そういうのは、細かい話で、分かる人間が幹事会とやり取りする程度でよいのでしょうか、そのくらいの話は。

宮地委員長

どうでしょう。今のようなご意見があったら、幹事会の方にそういうご意見言っておいたらどうでしょう。

高田委員

それでいいですね。全体の工事費が。

宮地委員長

途中でご参考にしていただいて、そこでちょっとやり取りをなさってですね。

高田委員

五十嵐先生がびっくりするようなお金の話は伴わないと思うのですけれども、技術屋としてこれはちょっとおかしいなと思う。

宮地委員長

どうぞ。

宮澤委員

先程、大熊座長言われたように、額が多分、今高田委員がおっしゃっている額のくらいではないと思うのですよ。だから、そこら辺のところは想定しますと、今の賠償問題とかそういうような問題は大変難しい問題であります。そこら辺のところと合わせの中で、そこら辺も出て来ると思いますが、ご意見があれば、一応やはり、先程の言われた範囲くらいの額でしか出ないということだけ、念頭に置いて頂ければ、大体の目鼻はお分かりになられるのではないかと思います。

宮地委員長

いろいろご心配ありましたら、今窓口、部会長と部会長代理にしてございますので、具体的な面でちょっと心配があるというのだったら、そこのご意見を部会長と部会長代理にお届け頂いて、それをこちらの幹事会の方と相談しながら、またそちらにも戻すとか、そういう段階でやっていったらどうでしょうか。初めからそう分からないのではないかと思いますけども。よろしゅうございますか。もうひとつ、幹事会、事務局の方にお尋ねしたい。今のような問題の投げかけで、対応していただけますか。はい、どうぞ。後ろの方。

大口河川課長

昨日も五十嵐座長と相談したのですが、断面全部を使ってやる訳ではないのです。全部なんて出しようがありませんので、10日とか15日でお金を弾く。先程座長言われましたけど、1000万単位ではなくて、もうひとつ上の単位で昨日お示した程度のことしかできませんので、そこらは財政の方に任せて頂く形の中で、やらせて頂ければと思うのですけれども、基本的には、今お話しのとおりでございますので。

宮地委員長

よろしゅうございましょうか。金持ちになった気がしてしまったのですが、今の話はそうすると河川改修、治水に関しては、部会長と部会長代理を窓口にして、事務局に案を作ってもらって、それに財政の方から裏付けをつけると、そういう段階で、後、他の方は議論がはっきり分かれていて明確になっておりますのですが、つまり、今度次回のことを考えて、5月2日までに今のようなことをお願いして、今の案が出て来る。それを前提にするだけでよろしゅうございませうでしょうか。何かもっと準備しておくことがあったら、どうぞおっしゃって下さい。

浜委員

私、利水のワーキンググループの座長を務めております。特に砥川の場合は、この利水の問題を積み残しておく訳にはいかない訳ですから、河川改修でいく場合の利水の存在というものをどのように考えていくのかということ、考えていって欲しいと思うのです。

宮地委員長

それはB'案に何かちょっと書いてありましたね、利水の話、岡谷の治水対策とか。

浜委員

基本的には、地下水を今の状況で使うのだということですね。これは所謂、提案書の中の利水の案をそのまま上げていくという解釈でよろしいですか。

宮地委員長

その裏付けをしたいということでしょうね。B'案をやはり元にする訳ですから、私はそう思っております。はい、竹内委員、どうぞ。

竹内委員

先程も言ったのに関連するのですけれども、何れにしましても、いざ、それをやる場合は、実際に結論が出た場合に、それはかなり信憑性があるものでなければならないという意味でいきますと、それをある程度検証をしていくということも、同時並行的に、これ財政でやるのかどうかですけど、それで、先般、国土交通省の担当の方とお話する機会がございまして、いくつか、質問もしたことがあるのですけれども、例えば、河川砂防技術基準(案)に対する考え方、いろいろと試算の在り方についても、かなり隔たりというか、違いがあるなという印象を持っています。その中で、今後河川整備計画を策定する時に必要なこととして、やはり、認可を受ける場合、補助事業としてやる場合ですね、それはどうかということとその中に、昔の国土交通省、当時は建設省、平成12年12月に出された通達の中で、目標とされる水準が当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、近年の災害発生状況等考慮して設定していることとか、それを持ち出している訳です。県単でやる場合には、それはよいのかもしれませんが、そういうものに対するひとつの基本的な考え方というものは、次回までに財政ワーキンググループなりで一定の方向が出たとすれば、それに対するその辺の信憑性も国土交通省なりと協議をして、はっきりと出せるような形で、できれば、それは限りなく追求してやった方がよいと思います。というのは、両部会がひとつの結論にまとまらないで、両論併記になったという経過から考えると、河川法でいう市町村長の同意、意見を求める、或いは住民の意見は聴くことができる訳ですけども、その聴くのに関しての賛否両論があるというところにひとつの問題点があると思うのですね。その辺のところの今後の管理責任、例えば、浅川でいきますと流域のバランスというのは、今日お話に出ました例えば、裾花川、或いは砥川でいきますと、横河川といいましたか、流域にある河川、そういうものことも当然持ち上がる可能性があるということなのですね。そこは将来の、ワーキンググループでも敢えて訴訟とか、そういう問題どうするかという問題も入ったのですけど、ですから、その結論がどうのということではなくて、そういうあらゆる意見を求めた中で、この中で審議をしていくというふうにしていかないと、ちょっと責任が持てないのかという気が私はしますので、財政ワーキンググループではそういうことを含めて検討しましょうかという話はしているのですけど、ある程度、幅を持たせた上で論議を次回までにさせて頂きたいなというふうに思う訳ですけど、いかがでしょうか。

宮地委員長
その辺いかがですか。

五十嵐委員

ちょっとこれは非常に難しいデリケートな問題なのです。数字は数字で出しますが、本当に単にはっきりするところだけいいますと、非常に落差があるのですよ。例えば、簡単な数字を出しますと、今の砥川でいいますと、全体で200億円を超える、ダム案はそうなります。河川改修案でいきますと多分、私どもの試算では10億円台です。桁違いに違うのです。かつ10億円だといっても補助金を受けるか、単独事業をやるかによって、また大分違ってくるのですよ。だから、非常に落差のある数字を細かくやって意味があるのかということが一つあるのですよ。とりわけ、実現可能性といえますと国土交通省へ持って行って、この委員会が気に食わないから、認めないというのかもしれないし、やると言うのかも分かりません。政治も含まれているのですよね。単に文言解釈だけではなくて、そういう趣旨をどう解釈するかと、幅がうんとあるものですから、苦労しているのです。それで私の言い分は、とりあえず、今の案に基づきまして、案を出しますから、初めから条件を付けられてしまうとできないので、一回出させて下さいよ。その上で、これは実現可能性あるかとか無いとか、これは幅がどのくらいなのかということ議論して頂かないと、全部注文つけられては非常にラフなことなのに、バランスが欠けていると思うのです。財政ワーキンググループとしてはできれば、一括で、ある意味では任せて頂いて、こういうシミュレーションがありますよ、ということだけ提示致しますから、それから条件を考えて下さい。

宮地委員長

幸か不幸か、そういうことを言い出すと、竹内委員も財政ワーキンググループですから意見のご一致はできないのかと私は思っているのですが、五十嵐委員のご提案を。

五十嵐委員

非常に動く訳、国庫補助金の補助率は大分減ってくるのですよ。それが幾らになるかということが確定できていない訳です、非常にラフなのです。これが10%違ったら、何億違う、すぐ出てくる訳、そういうことなのです。

宮地委員長

竹内委員、そういうことで、よろしゅうございましょうか。

竹内委員

別に意見が違う訳ではなくて、幅を持たせてそういうことも検討すべきではないでしょうかということ、できればやれば良いし。

宮地委員長

4時半になりました。後に残った議事の方に入ってよろしいでしょうか。そう致しますと、今日の題目には、今後の予定についてという4河川の話がございしますが、今この30分前になって逃げる訳ではございませんが、この4河川の部会をどうしようかという話に今立ち入る、時間的、精神的な余裕も少ないだろうと、実感を持つのでございしますが、いかがでございましょうか。まだ3部会の立ち上げが、今月の下旬には予定はされておりますので、その辺のことを見極めた上で後で考えてはいかがかと思うんですが、どうでございましょうか。そういうことでよろしゅうございましょうか。それでは、その他何か、次回の日程についてお諮りしたいのでございまして、以前、皆様方のご予定を伺ったところが、4月、ずっと詰まっておりますが、5月2日と9日というのが、ほとんど大部分の委員がご出席を頂ける、そういう状況になっております。ですから、今までの話はそこに議論を集中することに持っていくように、努力をして頂きまして、次回は5月2日、先ず決めて、もうひとつお願いをしておきたいことは、5月9日の方はもはや予定を入れなくて欲しいと、委員の皆様方は、新たにその時にドタキャンをなさらないようにして頂きたい。だんだん議論が詰まって参りますので、やはり、最終的に意見をはっきりお願

いいた方が、よろしいと思いますので、できるだけ、その辺をお願いしたい。いかがでございましょうか。
5月2日。

宮澤委員

よろしゅうございますが、2日の日の話では、先程竹内委員がお話になられたような案件が出てきた時に、果たして、2日と9日に対応できるかどうか、そこら辺の問題点が出て来るのではないかと、そんなふうに思います。本当に9日で、先程も一本に絞るとなりますと、やはり河川整備計画の關係の部分も出てきますので、そこら辺のところも含めて、どうなるか分かりません、先のことは、本当に9日でもいいのかというのはちょっと、気になりまして。

宮地委員長

私、9日で終わるつもりで言っているのではない、9日まではどうしてもいるだろうと、その後、実は皆さん方のご予定を5月中見ますとね、5月は割と1週間置きくらいに空いているのです。ですから、できる予定にはなっていますが、そういう意味で、新たな予定をなるべく入れないで欲しいという、次のことまで考えて申し上げているつもりなのでございます。17日の金曜日、これが2人だけ、1人は完全に駄目かもしれませんが、もう一人の方は午前中だけということでございまして、かなりよろしい。17日くらいまでとにかく最低考えておいて頂きたい。その次は23日頃が今の予想では空いております。1週間くらいでうまくいっておりますので、その辺は少し、部会も毎週やりましたが、今度はウィークデーでございますので、ひとつそういうことでご予定を是非確保しておいて頂きたい。

大熊委員

5月17日の次は何日と言いましたか。

宮地委員長

23日。部会の方が一生懸命やって頂きましたので、今度は我々が働く番ではないかと思いますが、重なっている方は同じことではありますが、次回はやはり、議論も白熱すると思っておりますので、朝10時からということで、お願いをしたいと思っております。よろしゅうございますか、それでは、以上、こちらで用意しましたことは、それだけで、はい、どうぞ。

五十嵐委員

ひとつ提案をしたいのですけれども、いずれ、最終答申を目指して、議論を積み上げていかないといけないと思います。その際、最終答申の書き方について、どういう手順でやったらいいかということを下準備しておいて、それなりの準備をしたらよいというふうに思います。

宮地委員長

今日やれとおっしゃる。

五十嵐委員

どういう案がいいのか、5月2日に決めると。幾つかの案をどういう方向でやるか、いくつかあったら、今日決める必要はないのですが。案を出して、どういう方法でいくか、5月2日に決めると、恐らく、5月9日くらいには、方針案の方向性が見えてくる、起草しなければいけないものですから、起草する人たちの人選ということも、少しどういう方向でいいのかということも、今日議論として出して頂いて、それを皆さんに考えて頂いて、2日決めると。

宮地委員長

案の中身ということは別にして、答申の手続き、プロセスのことを、よくお考えおき頂きたいと、こういうご提案だと思っておりますが、やはり、独りでは書けませんし、いろいろな考え方があると思っておりますので、それを是非、お考えいただきたいと。

松島(信)委員

原案を出して頂ければ、

宮地委員長

それを今度だそうと、2日に、そういうことですね。

五十嵐委員

例えば、今日少し、こういう方法が有り得るというのを出して頂いて、2日にそれを決めると。委員長が全部書くのか、或いは、その他の方法も幾つかあると思いますけれども、方法だけいくつか、バリエーション出して、それを考える。

宮地委員長

何か、今すぐ出てくる案がありますか。

五十嵐委員

ひとつは私の意見では、それぞれのワーキンググループがありますので、ワーキンググループの人たちが起草委員になって、それに委員長が加わるというので起草すると、原案を作るということで、どうでしょうかということです。

宮地委員長

問題はいろいろワーキンググループの話がございますので、それはひとつリーズナブルではないかと、私はどうせやらなければいけないのですが、いろいろなグループのご意見は吸収したいとは、私は思いますが、その為にはそれぞれのグループからメンバーがどなたかお加わり頂きたい。そういうことだと思いますが、ひとつのご提案だと思いますが、何か、他に何かあれば、委員長が指名する訳にはいかないでしょうから、どうぞ。

五十嵐委員

是非、留意して頂きたいのは、やはり、どこかで価値観が入るということです。最終的に答申の中で、だから起草委員の人達の責任が非常に重いことと、勿論、民主的手続きは全部しなければいけないと思いますが、その人選は非常に重要です。価値観が入らざるを得ませんから、単にこういう意見があったということだけではなくて、こういう意見があるけれども、これはまずいと、か、良いとか、いうことが入らざるを得ないと思しますので、非常に重要だということです。

宮地委員長

グループの中からどなたがお出でになるにしても、そのワーキンググループの中のご意見はなるべく聞いて頂きたい。これは原則になる訳でございますが、そういうことを前提にして、各ワーキンググループから、そんなに沢山出る訳にはいかないから、一人くらいになりましょうか、そんなご提案だと思いますが、今その場でいっちゃいます。

宮澤委員

もうひとつ関連して、承りたいことですが、先程どこまでやるかというお話をさせて頂いたかと思いますが、結局、河川整備計画の中で案を絞っていく場合には、当初、五十嵐委員とよく話をしたのですが、この委員会はどこまでの権限を有するかということが、今のまとめの問題の中には入ってくると思うのです。そういうことになりますと、例えば、部会の中では、どういう人が出ていた、どういう人がこれに入っていたから、公聴会がこれに値するのだとか、これはこうだとかいうところをそれぞれこれから、そここのところの今までの従来との関係も全部整理していかないとなくなってしまうのです。そこら辺のことも含めてですね、これは重要なことだと思しますので、そこら辺のところは今の五十嵐委員の提案は提案として、そこら辺もじっくり考えて、最終結論をもっていくということになっていくと思うのです。

五十嵐委員

もうひとつだけ付け加えますと、起草委員というか、名前は分かりませんがその人たちも合宿みたい

のをしないと、ファックスやメールだけではまとめきれない私は思っておりまして、あんまり検討委員会の日程をタイトにすると、そういう起草委員の人達のゆっくり考えて、いろいろディスカッションしながら、それこそ整合性を持って作るというのができなくなるので、その日程をつくる場合も、ちょっとそのことも頭に入れて日程を作って頂きたい。

宮地委員長

そうしますと、今のようなこと、こういうご提案出ましたが、その辺も含めて、よくお考え頂いて、2日に方向を出そうと、そういう方向でよろしゅうございましょうか。確かに書く時には、どこかで詰詰になる覚悟をしなければいけないですね、これは、私はそう思います。時間的に急ぐというよりも、やはり、コンパクトにまとめてしまうのには、ある時間をかけてやって、それをまたこの検討委員会にご披露して、いろいろな意見を伺うプロセスが何回か必要だと思しますので、どんぴしゃりと決まった訳ではございませんが、今のようなのがひとつの考え方だということで、ひとつお考え置きを頂く、よろしゅうございましょうか。はい、それでは。

松島(信)委員

もうひとつお願いします。先程4月に3河川がスタートするということを言われましたね。その日程ももう分かっていないと、ちょっと自分の行動上困るのですが、

宮地委員長

その辺、3河川の部会の初会合なんかは大体予定出ているのではございませんか。

田中治水・利水検討室長

事務局ですけれども、内々には調整といいますか、予定というか、やっておるのですが、まだ正式には決めていないので、何れにしても、22日の週ですけれど再来週になりますけれども、その週から月末にかけて、またちょっと個別に、部会毎に相談させて頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。

宮地委員長

大体でも言う訳にはいかない。予定でも言って頂いたらどうです。

田中治水・利水検討室長

決定ではないのですが、予定ということで、今想定しているのは、郷土沢の関係が22、23日、上川は23、24日、それと黒沢川が30日を予定しております。まだ先程申し上げたように、決定ではありませんが、そういうことでお願いしたいと思っております。

宮地委員長

予定はそういうことだということで、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、ちょっと時間の余裕がありますが、今日はこれで閉会と致します。お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印